

第5次 美里町総合振興計画

心身ともに美しく暮らせるまちづくり 2016 ▶ 2025



第5次美里町総合振興計画

2016 ▶ 2025

(平成28年度) (平成37年度)

第5次美里町総合振興計画の策定にあたって



美里町は平成26年に三村合併60周年、町制施行30周年を迎えました。この間、平成18年度からは「第4次美里町総合振興計画」に掲げる「活力・共創のまちづくり」と基本構想に定めた3つのまちづくり目標である「住みよい魅力あるまちづくり」、「健康で生きがいのあるまちづくり」、「活力にあふれ繁栄するまちづくり」の実現に向け、着実に町政を推進してまいりました。

昨今の日本の景気は、雇用・所得環境の改善が続くなど、緩やかに回復しており、明るい兆しも見えています中ではありますが、住民の皆様が実感できるには程遠いものと感じております。

また、人口減少・超高齢化社会の到来、経済のグローバル化の進行、地球環境・エネルギー問題や安心・安全に対する意識の高まり、さらには地方分権と住民参加の必要性など、本町を取り巻く状況は大きく変化しております。これらの社会情勢の変化を見据え、時代の潮流に的確に対応し、地方創生と持続可能なまちづくりに向け、目指すべき将来像の実現に向けた施策を総合的、体系的に位置付ける「第5次美里町総合振興計画」を策定いたしました。

新たな「第5次美里町総合振興計画」では、「心身ともに美しく暮らせるまちづくり」を理念に、計画達成のための5つのまちづくりの目標と6つの分野別の施策展開を柱として示しております。

今後は、住民の皆様とこの計画のまちづくりビジョンを共有しながら協働を進め、本町の強みや可能性を引き出し、未来に向かって発展させ、活力あふれる地域社会の実現に向け全力をあげて取り組んでまいります。

具体的には、町の重要施策である、関越自動車道寄居パーキングエリアにスマートインターチェンジを設置し、交通の優位性を高めた取組みを行い、企業立地や観光振興など町の活性化に向けた施策を積極的に推進してまいります。また、生涯を通じて健康で健全な生活が送れ、この町に住み続けたい、移住したいという方の希望に応える仕組みづくりに着手してまいります。

住民の皆様には、自然豊かな美里町に住んで良かったと思えるまちづくりを実現してまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりアンケートやまちづくりワークショップ、ヒアリングなどにより貴重なご意見とご協力を賜りました多くの住民の皆様、並びに関係各位に対しまして心よりお礼申し上げます。

平成28年4月

美里町長 原田 信次

目次

第1編 基本構想

第1章	計画策定にあたって	1
	1. 計画策定の意義	2
	2. 計画の期間と構成	3
	3. 美里町の現況	4
	4. 美里町をとりまく状況	7
	5. 計画の策定方法	9
第2章	まちづくりの目標	10
	1. 美里町のこれからをつくる基本理念	11
	2. まちの将来像	12
	3. 基本目標	12
	4. まちづくり施策の柱	13
	5. 土地利用の方針	14
	6. 10年後にむけた人口目標	18
	7. 大切にしたい視点	20
	8. 「想い」から「取り組み」へ	21

第2編 基本計画

第1章	教育・文化	25
	1. 生きる力と郷土愛を育む教育の場づくり	27
	2. まちの魅力を知り、活かせる学びの場と活動づくり	35
	3. スポーツを楽しみ健康で暮らせる環境づくり	39
	4. 多様な住民が集い、安心して暮らせるまちづくり	41
第2章	産業	44
	1. 農村の魅力を活かした仕事づくり	46
	2. 「食」分野の産業の発展	52
	3. 安心して働ける雇用の場づくり	54
	4. 自分らしく働ける環境・仕事づくり	57
	5. 人と人がつながる体験型観光づくり	61

第3章	保健・福祉・医療	63
	1. 健康に暮らすことができるまちづくり	65
	2. 互いに支え合えるまちづくり	74
	3. 高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくり	79
	4. 妊娠から子育てまで切れ目のない支援	83
第4章	街づくり	89
	1. 魅力づくりにつながる土地利用	91
	2. まちの核となる拠点施設の整備	93
	3. 暮らしにあわせた快適なインフラの整備	95
	4. まちの魅力を発信し、情報を集約できる基盤づくり	102
第5章	生活環境	106
	1. 美しい里の恵まれた自然環境・景観の保全・維持	108
	2. 暮らしやすい住環境整備	110
	3. 交流拠点の整備・活動支援	118
	4. 暮らしの基盤となる自然環境づくり	120
	5. 互いに見守れる「もしも」の時のネットワークづくり	124
	6. 安全で安心して移動できる交通環境	129
第6章	行政	131
	1. 行財政の見直しと健全化の推進	133
	2. 住民が楽しくまちづくりに参加できる仕組みづくり	139
	3. 広域行政の推進と国・県との連携	142
	資料編	
	美里町指定文化財一覧表	146
	障害者関係福祉施設の立地状況	147
	老人福祉施設の立地状況	148

第1編

基本構想

第1編 基本構想

第1章 計画策定にあたって



1. 計画策定の意義

美里町では、昭和51年に美里村総合振興計画を策定して以来、第2次総合振興計画を昭和55年に、第3次を平成3年、第4次を平成18年と、4次にわたり策定してきました。

平成23年8月の地方自治法改正に伴い、基本構想策定の義務づけが廃止されましたが、美里町においては、平成19年10月施行の美里町まちづくり基本条例において、「町は、総合的で計画的な町政運営を進めるため総合振興計画を定め、計画的かつ町民本位の町政運営を行わなければならない。」と定めており、この計画に基づき町政運営を行うことを規定しています。

また、美里町行政評価実施要綱において、「効果的かつ効率的な町政運営を推進するための行政評価を行う」上で、評価の対象として位置づけられているものが、美里町総合振興計画に掲げられた施策等となっています。

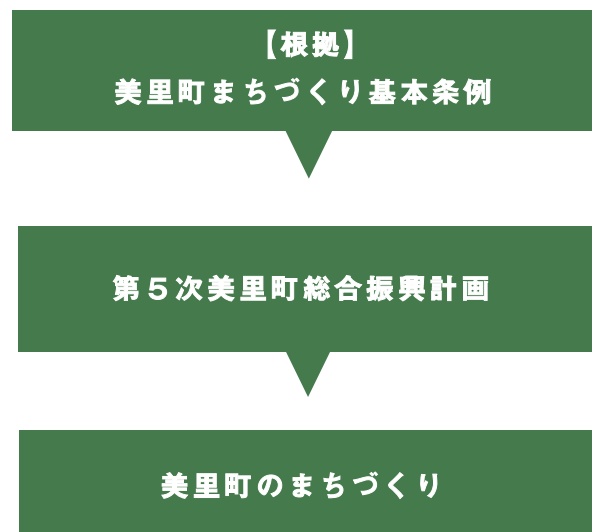
このように、総合振興計画は本町の長期的なまちづくりの方向性を示す町政の根幹となる計画であり、将来の目標実現に向かって取り組んでいくために必要な指針となるものです。

新たに策定する第5次総合振興計画では、今まで進めてきた施策の成果を踏まえ、地域資源を最大限に活用し、新たな時代の流れを見据えたまちの将来像を描き、本町が抱える各分野の課題解決に即した施策を実施することが求められます。

そのためには、行政だけでなく、住民や民間の事業者にもまちづくりの担い手として、まちの目標の達成に向けて主体的に取り組んでいくことが重要です。

また、全国的に少子高齢化が進む中、居住人口だけでなく、交流人口、活動人口を増やしていくことが、移住・定住につながり、持続可能なまちづくりの実現へとつながります。

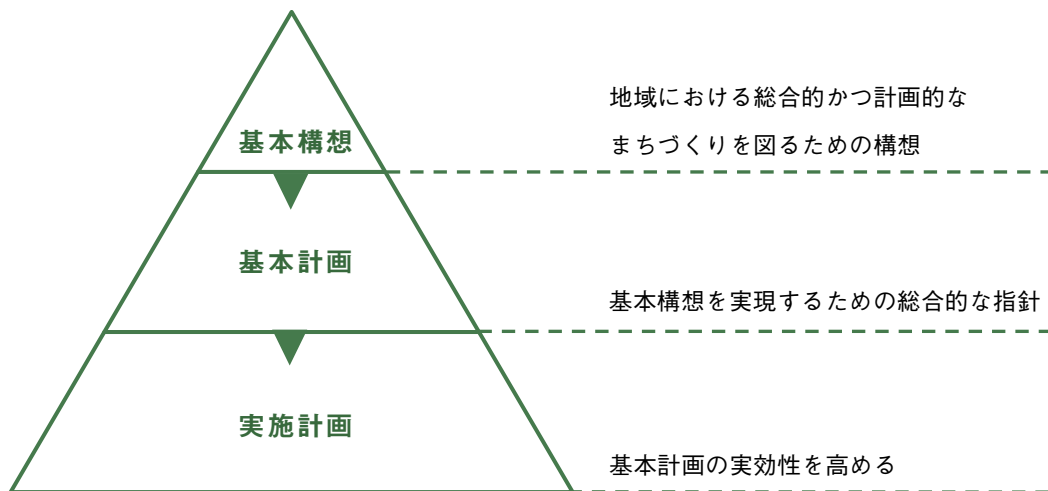
これらのまちづくりの基本姿勢と具体的な行動を示すものとして本計画を策定します。



2. 計画の期間と構成

第5次総合振興計画は、平成28年度から平成37年度までの10年間の計画であり、基本構想・基本計画・実施計画により構成されています。

	期間（年度）	期間（年度）									
		28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
基本構想 総合的かつ計画的な行政運営を図るため、長期的な視点でまちづくりの将来像と基本的な方向性を示し、これを実現するための施策の方針を定めます。平成37年度を目標年度とします。		10年									
基本計画 基本構想において定められた将来像等を実現するため、分野別に基本方針や施策を整理し、計画的な推進を図ります。また、中期的な視点に立つため計画期間を5ヶ年とし、前期計画と後期計画に分けて策定します。		5年					5年				
実施計画 基本計画に示した施策を具体化する主要事業について財政状況を踏まえ事業の内容や事業費を提示するものです。計画期間は、3ヶ年とし、毎年度見直します。		3年			3年			3年			



3. 美里町の現況



人口

①人口推移

本町の人口は、戦後ゆるやかに人口が増加していましたが、平成10年10月の12,344人（住民基本台帳人口（外国人含まず））をピークに人口減少傾向に転じ、特に生産年齢人口、年少人口の減少が進んでいます。平成27年4月現在11,420人（住民基本台帳人口（外国人を含む））となっています。

②高齢化率

本町の高齢化率は、平成26年時点で26.8%に達しており国の状況と比較して高齢化が進んでいる状況です。

③年齢区分別人口

年齢三区分別の人口推移をみても、年少人口（0歳～14歳）は総人口の減少が起こる10年前の昭和60年から減少傾向が続き、平成5年に老年人口（65歳～）が年少人口を上回りました。生産年齢人口（15歳～64歳）においては、平成22年から急激に減少しており、団塊の世代が65歳以上となったことが要因といえます。

（※P6 4.美里町をとりまく状況内、グラフ（美里町の人口推移）参照）

美里町は、埼玉県の北西部に位置し、都心から約80km、電車で約1時間半圏内という都心部からの交通アクセスに優れた地域となっています。地形は東西に約5.5km、南北に約9.0kmと、縦に細長い形をし、総面積は、33.41km²、中央部以北の平坦地と、北部から南部へ向かって高度を増すなだらかな丘陵地を形成しています。

また、小山川、志戸川、天神川が流れ、自然豊かな田園風景の広がる環境にあります。気候は温暖で、米麦、野菜、果樹など、多様な農作物の栽培が可能な地域となっています。

交通網は、JR八高線が町内を横断し松久駅が町の中心部にあり、主要な道路としては、主要地方道本庄寄居線が町内を縦断し、国道254号及び関越自動車道が町内を横断しています。

なお、関越自動車道では、寄居PAスマートインターチェンジの開通により、群馬・長野方面と東京方面へのアクセス向上が図られます。

④自然増減数、社会増減数

平成26年度の出生者数は67人まで落ち込み少子化が進む一方で、死亡者数は159人となっています。

また、転入・転出の状況を見ますと平成26年度では21人の増加が見られましたが人口減少の歯止めまでとは至っていない現状です。

出生・死亡者数の推移

	自然増減数（人）		
	出生	死亡	増減
平成22年度	62	161	△99
平成23年度	76	182	△106
平成24年度	67	164	△97
平成25年度	72	169	△97
平成26年度	67	159	△92

転入・転出者数の推移

	社会増減数（人）		
	転入	転出	増減
平成22年度	282	301	△19
平成23年度	348	237	111
平成24年度	353	286	67
平成25年度	353	332	21
平成26年度	366	345	21

（「住民基本台帳」を基に作成、平成24年より外国人を含む）

産業

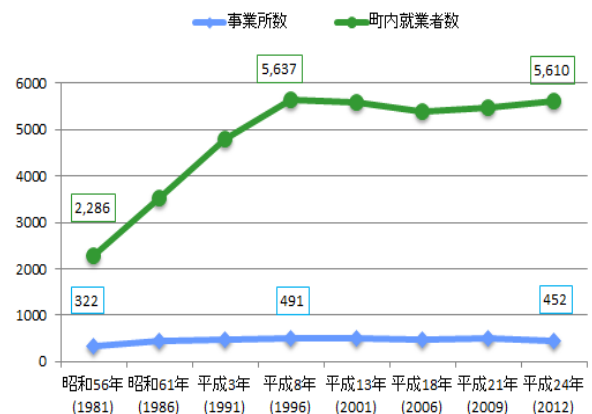
本町の産業は、特に第1次産業と第2次産業の占める割合が多い状況ですが、近年は基幹産業である農業就業者の高齢化が進み、後継者不足等により耕作放棄地も増えている状況です。

また、農産物の価格低迷により農業産出額も減少しており、多くの農家は厳しい環境のなかでの経営を強いられています。

町内の事業所数は、これまで増減を繰り返しながら平成24年には452事業所と、平成21年の統計と比べ38事業所の減少となっています。一方で、就業者数は一旦減少したものの近年は増加に転じています。

町内の事業所数と就業者数推移

	事業所数	就業者数
昭和56年	322	2,286
昭和61年	437	3,526
平成3年	466	4,801
平成8年	491	5,637
平成13年	493	5,592
平成18年	469	5,395
平成21年	490	5,461
平成24年	452	5,610



（平成21・24年総務省「経済センサス」、平成18年以前「事業所・企業統計調査」を基に作成）

財政

町の普通会計歳出はここ数年約44億円から約50億円程度の範囲で推移しています。

日本の景気は緩やかな回復傾向にあるものの、財源の大きな割合を占める町税収入は減少傾向にあり、今後の大きな伸びは期待できない見込みとなっています。財源の安定的な確保が難しい一方、社会保障費の一層の増加が想定されるなど、厳しい財政状況のなか、自主財源の確保が課題となっています。

主な行事

美里町では、さまざまな行事やイベントが実施されています。国・県・町指定の伝統行事等、本町ならではの行事が多くあります。主要な行事は次のとおりです。

町内の行事の一部

月	行 事 名
4月	
5月	クリーン美里町内一斉清掃、ウォークラリー大会
6月	
7月	駒衣の伊勢音頭、駒衣の屋台囃子、広木の屋台囃子
8月	美里夏まつり花火大会、猪俣の百八燈
9月	クリーン美里町内一斉清掃
10月	町民体育祭、関の獅子舞、川輪の神楽、町民祭、健康まつり、公民館まつり・文化祭・芸能まつり、コミュニティまつり
11月	商工祭、農業祭、七つの祝、消防団特別点検
12月	歳末防犯・防火・交通事故防止パトロール
1月	美里町成人式、広木万場の道祖神焼き
2月	美里町万葉の里ハーフ駅伝大会、兵内霊神祭（兵内くどぎ）
3月	



▲ クリーン美里町内一斉清掃



▲ 町民体育祭



▲ 美里夏まつり花火大会

4. 美里町をとりまく状況

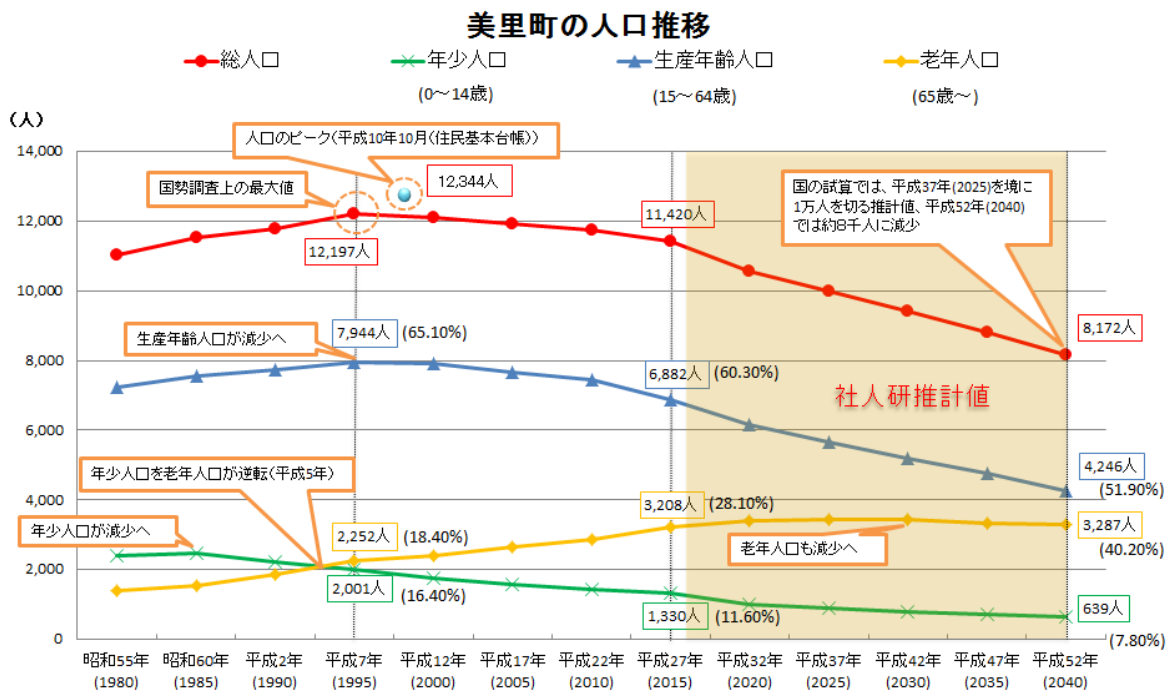
①人口減少・少子高齢化社会の到来

国の人口は、出生率の低下とともに、平成20年から継続的な人口減少へ転じており、今後もより加速していくことが予想されています。本町の今後の人口推計値（国立社会保障・人口問題研究所による推計値）では、平成52年には、8,172人と予測されています。

なお、国における推計値では、平成42年に、老年人口も含む全ての世代が減少に転じる見込みとなっています。

また、少子化とともに高齢化も進んでおり、平成20年の国の高齢化率は22%となっています。人口1万人未満の町村では、平成37年(2025)には高齢化率が平均して36%に達すると予測されています。

平成26年に日本創成会議が出したレポートでは、平成52年までに、896の市区町村が消滅する恐れがあると発表されました。これは、平成52年の時点で、20～39歳の女性の数が50%減り、その結果女性一人当たりが生涯産む子供の数が増えたとしても、まちとして持続するための人口を保つことができないという予測です。本町もこの896の市区町村に該当します。そのため、一刻も早く人口減少・少子高齢化への対策を打つことが、持続可能なまちづくりを進める重要な鍵となります。



(平成17年(2005)まで「国勢調査」のデータに基づく実績値、平成22年(2010)から平成27年(2015)は「住民基本台帳(外国人含まず)」のデータに基づく実績値、平成28年(2016)以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータに基づく推計値を基に作成) ※国勢調査においては、5年ごとの調査のため、平成7年12,197人が最大値になり、住民基本台帳では、平成10年10月の12,344人が人口のピークになります。

② 価値観や暮らし方へのニーズの多様化

ここ10年、ITの発達や国際化、経済情勢の変化等の進展に伴い、人々の価値観や暮らし方はより多様になっています。終身雇用や年功序列といった制度が形骸化し、これまでになかった新しい仕事につく若者も増えています。これにより多様な生活様式の選択が可能となり、余暇活動や文化活動をはじめ、消費行動までを含めたニーズが多様化しています。物質的・金銭的な豊かさだけでなく、人とのつながりや社会貢献、生きがいなど心の豊かさが重視される時代となっています。本町においても、住民ニーズは年々多様化していると感じられます。

また、首都圏近郊の美しい里の農村環境を活かした新しい暮らし方の提案ができる可能性を秘めています。どのように働き、どのように暮らしていくのか、住民一人ひとりにあった暮らしを実現することができるまちづくりが必要となっています。

③ 将来を見据えた自治体運営の展開

昨今の財政状況の悪化に加え、企業等の業績不振により、地方の自治体経営を取り巻く環境は厳しさを増しているといえます。そのため行政は自己決定と自己責任の原則により責任を持って住民サービスを選択し、提供していくことが求められています。

このため、本町では、職員一人ひとりが質の高い公的サービスを提供するために、政策立案能力の向上や財源の確保などに加え、住民や民間団体との協働によるまちづくり意識の醸成を図る必要があります。

④ まちづくりへの住民参画の期待

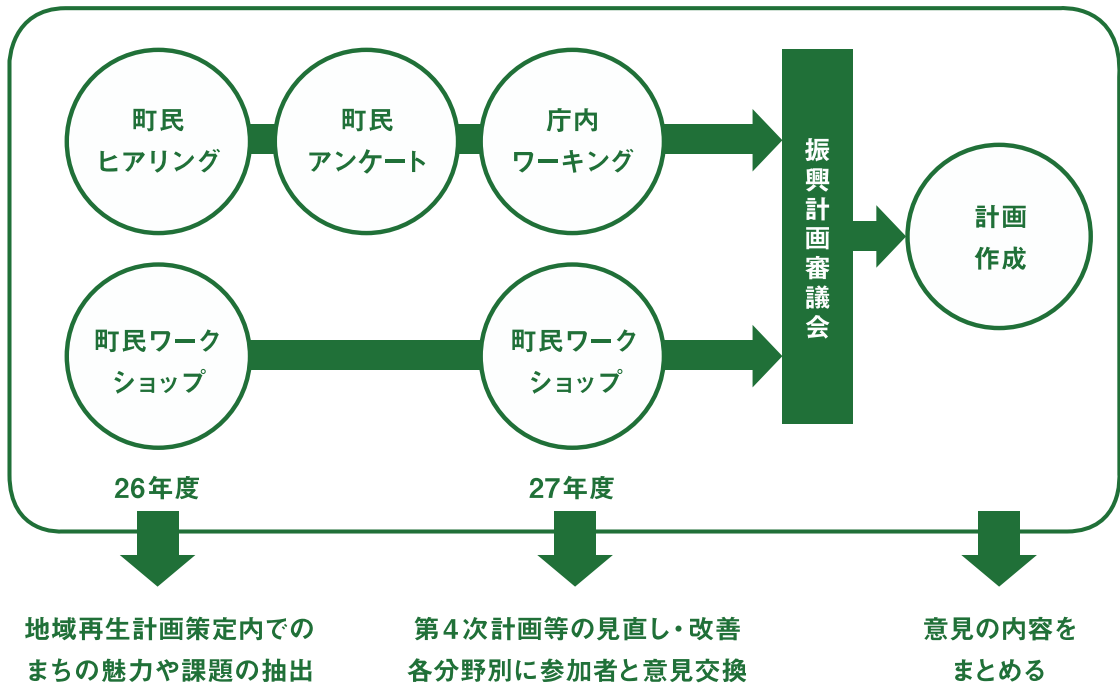
先に述べたとおり、少子高齢化が進む今、医療費の増加や税収の減少等により、まちの財源は限られており、人口増加時代と同じような、すべての公共サービスを行政だけが担うことは困難です。

また、社会に貢献したいという若者が増加傾向にあることも踏まえ、まちづくりへの住民の参画が求められています。住民のまちづくり参画意識の向上や、ボランティア活動など社会貢献活動の拡大が求められるなか、継続的な活動への参加には、一人ひとりがまちづくりを「自分ごと」と捉え、主体的に活動し、「楽しみ」を持つことが大切です。同時に、新たな担い手の育成や既存のNPO団体のさらなる活動等、多様な主体がまちづくりへ参画するために、人材育成が求められています。

5. 計画の策定方法

①第5次総合振興計画の策定手順

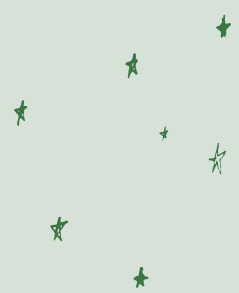
第5次総合振興計画の策定に当たっては、平成26年に策定された地域再生計画のなかでの住民ヒアリング、住民ワークショップ（みさとみらいカフェ全5回）、平成27年度に行われた住民アンケート、さらに子育てと農業における分野別住民ワークショップなどから、まちの現況や資源、課題を抽出し、特に取り組むべき課題や解決に向けた提案がありました。また、全課の若手職員からなるワーキング並びに振興計画策定委員会で検討を重ね、人口ビジョン・総合戦略と合わせ策定しました。



▲庁内ワーキング



▲町民ワークショップ



第1編 基本構想

第2章 まちづくりの目標



1. 美里町のこれからをつくる基本理念

心身ともに美しく暮らせるまちづくり

「基本理念」は、これからの10年間を考え具体的な取り組みを行う基本的な考え方です。第4次総合振興計画では、基本理念を「美しい里 活力・共創のまちづくり」とし、スマートインターチェンジの整備事業や産業誘致等の事業展開の検討、美里中学校校舎改築をはじめ、小学校の耐震改修工事等の教育環境の充実、少子高齢化社会に向けた交通弱者への対応や健康づくりの取り組みを推進してきました。その成果を引き継ぎ、さらに新しい時代の潮流に乗るにはどうしたら良いか、これからの10年間、本町は何を目指してまちづくりをしていけば良いのかを、平成26年度からヒアリング調査や住民ワークショップを行い、住民のみなさん自身で考え、話し合いを行ってきました。

さらに「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定の中でこれまでの取り組みを振り返り、本町の資源を活かしながら住民が幸福に暮らせる社会にはどんな施策が必要か、満足度調査やその分析、分野別ワークショップなどを行い、庁内ワークショップでも議論を重ねたなかから生まれたのが、「心身ともに美しく暮らせるまちづくり」でした。

美里町はその名のとおり、美しい田園風景の残るまちであり、その美しい自然環境や景観がまちの魅力・資源であると多くの住民が感じています。その肥沃な大地で育まれる農畜産物は、年間をとおして様々な種類が育ち、まちの資源となっているだけでなく、住民の心身の健康をつくる大事な要素でもあります。

また、本町の美しさは環境だけでなく、そこに住む住民の「心の美しさ」があります。古くからのご近所付き合いが残る本町では、伝統行事の伝承や地域の祭りなどをとおして、世代を超えた地域の仲間の絆が育まれています。こういった、「環境の美しさ」、「心身の美しさ」があるまちとして、今後もその美しさを維持していくことを目指します。

また、「美しい」という意味には、視覚・聴覚だけでなく精神的にも心に深く感動を起こすものであり、細部にまで手が行き届いて整っていることも含まれます。美里町の「里」は、人が集まって暮らす場所を意味します。本町のまちづくりも、美しい自然環境を守りながら、新しい仕事を生み出し、地域社会のつながりを大切にしながら、一人ひとりが本町での暮らしを幸せに感じることができるよう、暮らしの細やかなところにまで行き届く考え方が基本理念に含まれています。

2. まちの将来像

住民一人ひとりが誇りを持って暮らせる美しい里

基本理念をもとに、10年後の美里町では、地域の細かな課題に対して、行政だけでなく住民、企業が協力しながら地域づくりに取り組み、一人ひとりのやりたいことが実現されるまちを目指します。協働により地域づくりや地域での自己実現を行なっていくことで、まちでのつながりがより強いものとなり、代々住み続けている、家があるから等の理由だけでなく、住民一人ひとりが本町での「暮らし」に誇りを持ち、美里町だからこそ住みたいと思える幸福な「暮らし」のあるまちを目指します。

3. 基本目標

「基本目標」は、将来像を実現していくために、具体的な取り組みを検討、実施する上での方向性を5つの視点から示したものです。

5つの基本目標



ひと
づくり

ひとの視点：まちへの誇りを育む学びとひとづくり

まちの一番の財産は、住民のみなさんであり、産まれてくる子どもたちです。まちに愛着を持ち、住み続けたい、次世代へ残したいと思える、まちへの誇りを培う学びとひとづくりに取り組みます。



しごと
づくり

しごとの視点：喜びを生み出す新しいしごとづくり

今ある産業のさらなる発展はもとより、美里町の資源を活かしながら、新しい時代のニーズに対応した、働く楽しさ喜びを感じることができる、新しい仕事生まれるまちを目指します。



暮らし
づくり

暮らしの視点：支え合い、互いを思いやる暮らしづくり

暮らしの中で住民同士の交流がより深まり、普段から支え合い、思いやることができる、地域とのつながりを感じられる暮らしづくりに取り組みます。



つながり
づくり

つながりの視点：まちの魅力を知り、日常を楽しむつながりづくり

町内外へ美里町の魅力を発信するためには、まず住民自身がまちを知るきっかけをつくるのが重要です。魅力の発見・発信をとおした、日常を楽しむつながりづくりに取り組みます。



環境
づくり

環境の視点：美しい自然と寄り添い、恵みを楽しむまちづくり

四季折々の表情を見せる里や美しい田園が織りなす風景と、多種多様な植物を育む大地に感謝し、自分たちでその資源を守り、さらに環境を活かしていけるまちづくりを目指します。

4. まちづくりの施策の柱



5. 土地利用の方針

①土地利用の基本的な考え方

今後の土地利用にあたっては、自然環境の保全とあわせて計画的な土地利用転換を推進し、定住人口の増加をめざした住宅地の整備や日常の買物など生活利便性の向上をめざした商業サービス機能の導入を図ります。特にスマートインターチェンジを核として、アクセス道路周辺整備や産業団地の整備・企業誘致等を積極的に推進します。

②土地利用の区域区分

◎自然環境の保全・活用区域

生産農地

地域内の農用地のうち優良農地については、農業用の用途として保全し、農産物の生産振興を図ります。

また、遊休農地の発生防止及びその解消に努めます。

自然緑地

観光・スポーツ・レクリエーション区域

自然緑地については、森林が有する国土の保全、水源かん養、保健休養の場の提供など多様な機能を踏まえ、森林の保全に努めます。

また、守るべき自然との調和と、観光的利用を進めながらスポーツ・レクリエーション空間としての活用を図ります。

◎住・商工業等の整備を推進する区域

集落環境整備地区

工業地

既存の集落においては、道路や上下水道、合併浄化槽の推進などの整備を進めます。

また、工業地については、既存工業地の拡大、新規工業の立地・導入のための維持整備に努めます。

教育・文化・健康・移住地の核

これまで、遺跡の森総合公園は、教育・文化・健康の分野の核として大きな役割を担ってきました。また、各小中学校では、教育の現場としての役割を担っています。

教育に目を向けると、移住希望者は学校施設や公園等の近隣において移住を希望しているといわれています。このことから教育・文化・健康の核に加え移住地の核として環境整備を進めます。

||||| 新たな企業誘致重点地区

本町が推し進めている重点施策の一つであるスマートインターチェンジを最大限活用し、産業団地の整備・企業誘致に努め、安定した雇用の創出を目指します。

まちづくり拠点地区（中心拠点）

スマートインターチェンジ事業と併せ、整備を行った接続道路を中心に町の玄関口としての機能を最大限活かす地区として整備を行います。このことにより役場から松久駅、スマートインターチェンジと新たなひとの流れをつくる地区とします。

6次産業拠点（産直館等整備地区）

まちづくり拠点地区（中心拠点）内に、産直館や加工施設などの多面的機能を持たせた拠点作りを推進します。町内外の交流拠点や6次産業といった新たな産業を生み出す場として整備を進めます。

まちづくり拠点地区（北部拠点）

本町の北部の玄関口として、主要地方道本庄寄居線と一般県道児玉町蛭川普済寺線が交差しています。本庄早稲田駅（新幹線）からの人の流れも目指し、主要路線周辺の整備が望ましい地区となっています。

また、当該地区では、地域特性を活かした、住宅や流通、沿道サービスなどの拠点整備を推進していきます。

まちづくり拠点地区（南部拠点）

南部の山間丘陵地の緑地空間との調和に留意しつつ、町を横断している主要道路である国道254号沿線に住居や店舗等の沿道サービスを誘導し、恵まれた交通網を基点とした生活圏の利便性向上を推進する地区とします。

③新たな交通軸の整備

美里町の道路網は、南北方向に主要地方道本庄寄居線と町道1級2号線（農免道路）及び一般県道広木折原線の3路線、東西方向に北から一般県道児玉町蛭川普済寺線、主要地方道熊谷児玉線、国道254号及び一般県道小前田児玉線の4路線がとおり、概ねはしご状の道路ネットワークが形成されています。

今後、

- スマートインターチェンジから主要地方道本庄寄居線を結ぶアクセス道路を国道254号まで延伸する道路整備を行い、交通網の整備を推進します。
しかし、通過道路としての整備では、町の発展に影響があることから、新たな道路の周辺整備が望まれます。
- 本庄児玉インターチェンジに接続する町道1級2号線（農免道路）から一般県道広木折原線の整備を推進します。
- 南部地域を東西方向に連絡する町道2級17号線（白石集落～湯本集落）を国道254号バイパスに接続させるなど町の道路ネットワークの強化を推進します。

土地利用構想図



	集落環境整備地区		新たな企業誘致重点地区
	生産農地		まちづくり拠点地区(中心拠点)
	教育・文化・健康・移住地の核		6次産業拠点(産直館等整備地区)
	自然緑地		まちづくり北部拠点地区 (住居・工業・流通・沿道サービス拠点)
	観光・スポーツ・レクリエーション区域		まちづくり南部拠点地区 (住居・工業・流通・沿道サービス拠点)
	工業地		

6. 10年後にむけた人口目標

先に述べたとおり、まちの財産は「人」であり、人口減少・少子高齢化の時代において、取り組むべき施策の検討だけでなく、まちの存続にも関わるものです。人口目標はこれまでの人口の推移や、まちの将来像をもとに、今後10年間でどのような人口モデルを目指すのかを示すものです。

平成27年度に策定された、「美里町人口ビジョン」において、総人口、人口構成、合計特殊出生率などの数値をもとに、将来の目標人口を推計しました。

本計画では、人口ビジョンの目標人口をもとに、10年後の人口目標を設定することとします。

①人口の将来展望

本町は、自然環境の豊かな美しい農村風景が残るまちであり、その環境の豊かさと、肥沃な大地で育まれる農畜産物の生産を中心に発展してきました。

しかし、高齢化の進行や時代の流れ・産業の変化により雇用の場を求めて町外へ転出する町民が多く、これに伴い住民の消費活動は、消費者の流出にもつながり、町内の商店が減少し、町全体の経済状況にも影響を及ぼしています。

この結果、町の将来的な総人口は、急激に減少すると予想されています。

また、近年までは、一度町外へ出た住民が戻って来ることも多く、「雇用と住環境さえあれば戻りたいまち」であることはこれまでの分析から見えてきました。

②社会増減数

美里町の社会増減は平成22年までは減少をたどっていましたが、平成23年に飛躍的に増えています。その後、平成26年度まで転入数が転出数を上回る「社会増」の状況となっています。

人口ビジョンの分析結果を踏まえると「雇用と住環境さえあれば戻りたいまち」であるといえます。

しかし、その動きは年々、鈍化しており、対策を講じなくては再度「社会減」の状況に陥る可能性があります。今後、本町の暮らしや仕事の環境を充実させ、広く発信することで、まちを離れた若者や移住希望者へPRし、移住・定住につなげます。

③自然増減数

美里町の合計特殊出生率は、国・県と比較した場合、分母である女性の人口が少ないことから、毎年の変動が大きいのが現状です。逆の発想でとらえると、本町で子育てをしたいという女性が増えれば、自然増加に比較的つながりやすい状況にあるということになります。

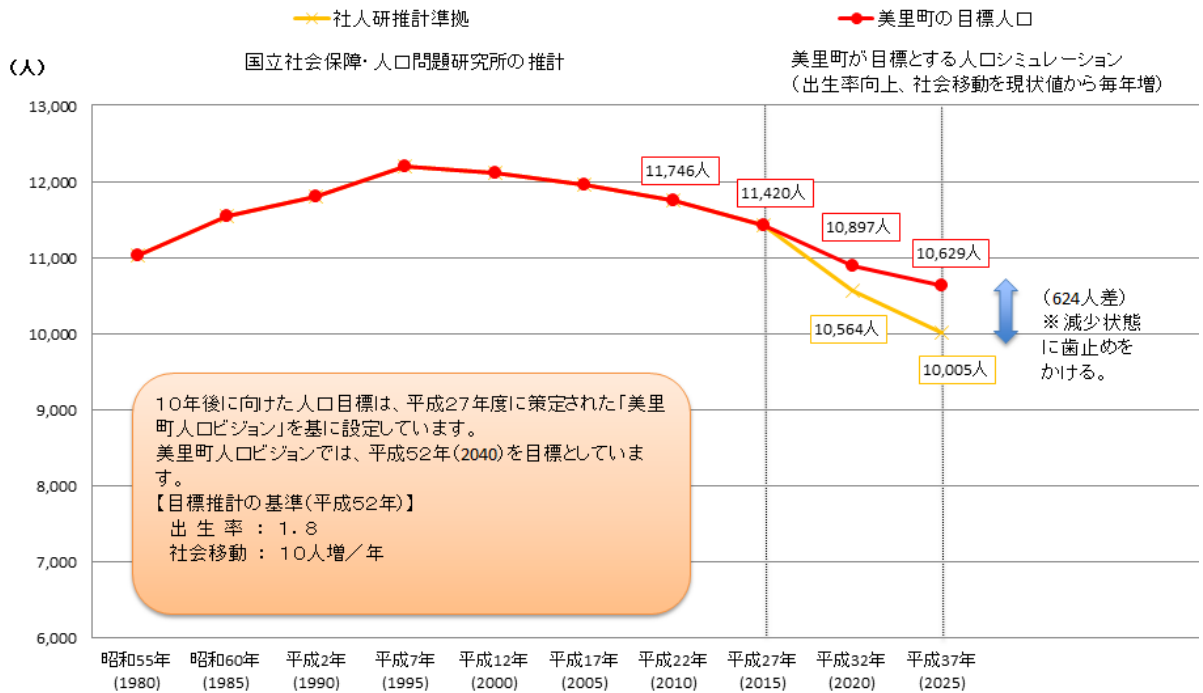
これまでの子育て支援だけでなく、妊娠から出産までの支援や働く女性のサポートなど、現代の社会問題やニーズにあわせた取り組みを実施していくことで、合計特殊出生率の上昇を目指します。

④ 総人口

これらの人口増加目標の実現のために、各施策の実施のもと、平成37年度における、現在の推計人口は、10,005人（国立社会保障・人口問題研究所の推計値）ですが、人口の減少に歯止めをかけ、10,629人を維持します。

これにより、総人口の急激な減少の進行を抑制し、若い世代の結婚・子育て・自己実現に関する希望を実現できるまちを目指します。

美里町の人口 将来推計(目標)



7. 大切にしたい視点

①地域の資源を活用し、課題を解決していく＝まちの魅力の最大化

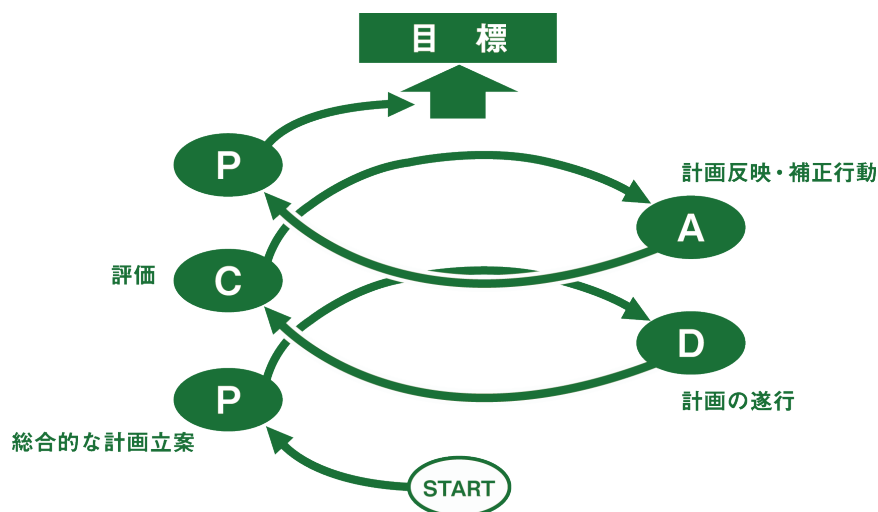
地域が違えば資源も課題も違うのはいうまでもありません。美里町には美里町の強み、そして暮らしにおける課題があります。このひとつひとつを見つめ、地域資源を活用し、課題を解決することで独自性のある取り組みを生み、その結果まちの魅力を発展させることにつながります。まちが魅力的になることで、暮らしの質を上げることができます。

②町の取り組みを見直し、次に活かしていく

人口減少や高齢者の増加による医療費の増加など、今後、変化する状況にあわせた公共サービスの提供が今後一層求められます。そのために、限られた予算を最大限活用しながら、まちに必要な取り組みを進めていくマネジメント力が求められます。

基本計画の策定では、これまでの取り組みを見直し、今後のまちづくりに本当に必要なのか改めて検討を行いました。実施にあたっては、実施計画の作成、完了とともに、取り組みを振り返り、その結果を自己評価し、今後の取り組みに活かします。

また、総合戦略と併せ、外部有識者で構成する評価委員会等で取り組み内容を評価・検証し、改善する仕組み（P D C Aメカニズム）を確立します。



③住民、民間事業者、行政が、連携しながら地域づくりに参画する

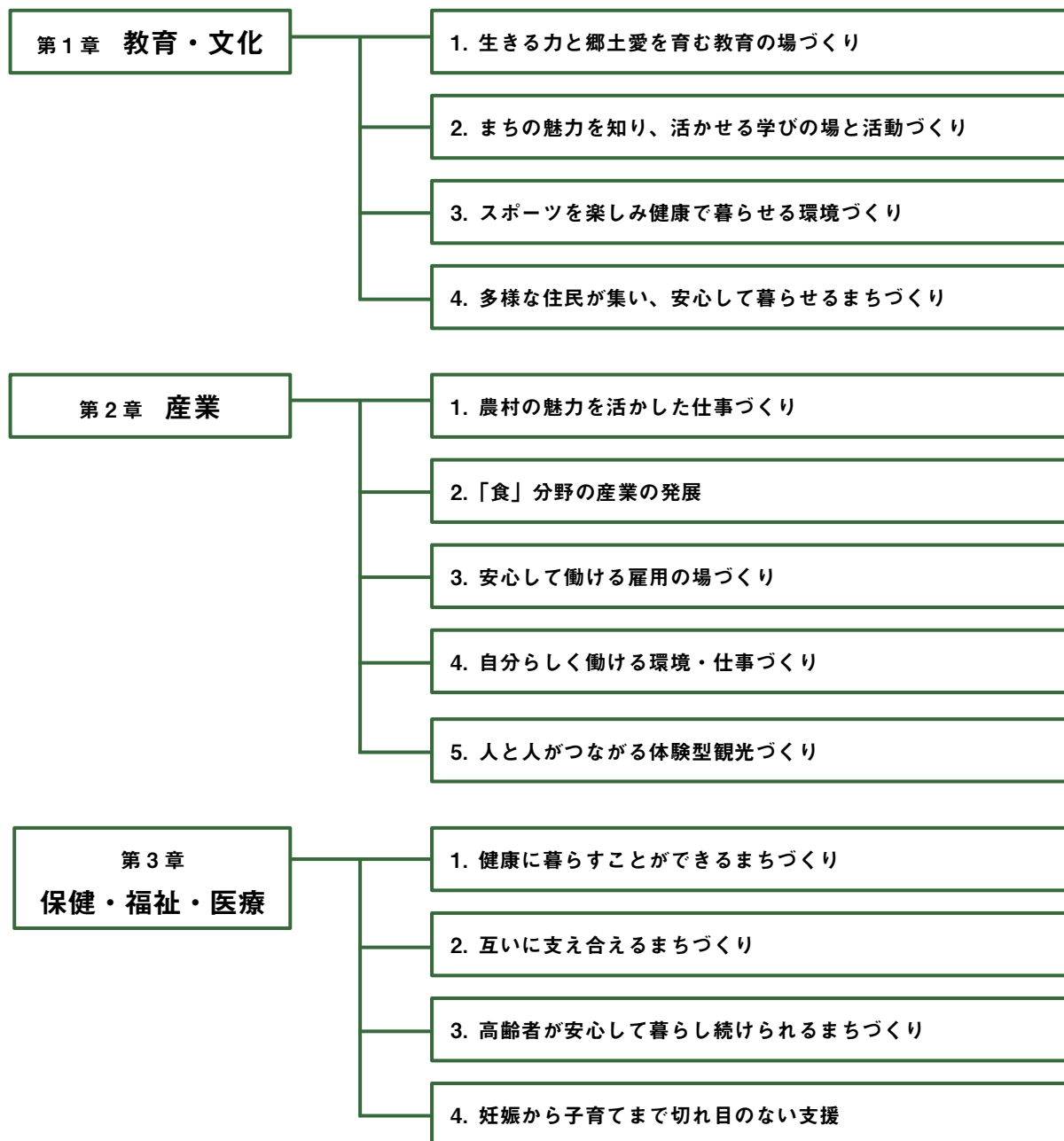
まちを構成する多様な住民が、互いに連携しながら地域づくりを協働で進めていくことは、これからの美里町のまちづくりで最も大切なことのひとつです。行政のみが考え取り組むことなく、多種多様な視点を取り入れ、それぞれの持つ能力を活かし、協調しつつ取り組み、官民連携をしていく中で課題の解決を図ります。

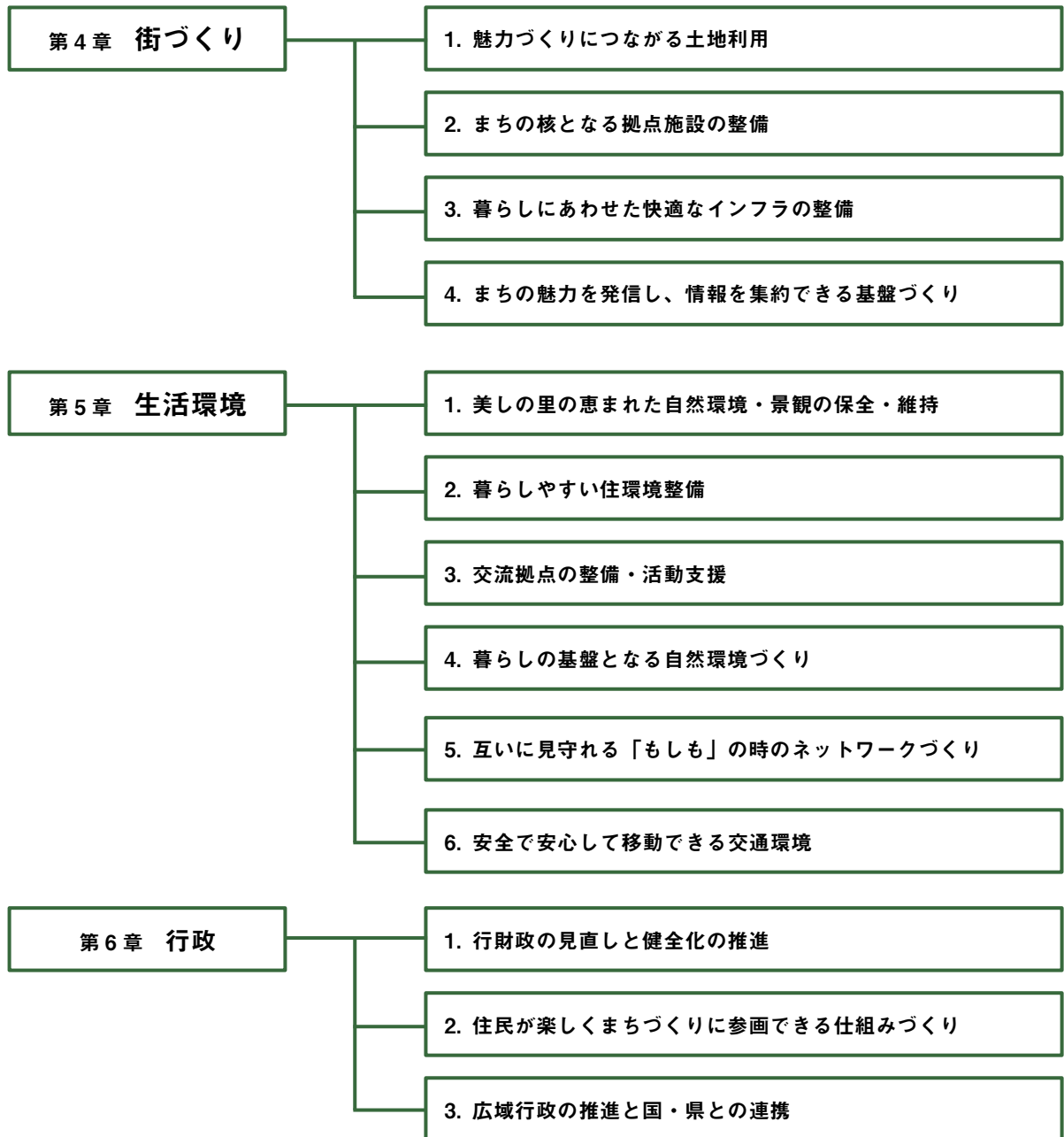
8. 「想い」から「取り組み」へ

基本構想を形作る基本理念と5つの基本目標は、アンケート調査や住民ワークショップなどで出された意見を整理し生まれたものであり、今後10年間の分野別の方向性や、どのようなまちを目指すかの「想い」を記したものです。この想いを実現するために実施される取り組みをまとめたものが、次章の基本計画です。基本計画では、6つの分野に分けて施策を整理することで、どの取り組みが、どの行政分野で取り組まれるのか、体系化を図り効果的に事業を推進します。



施策体系



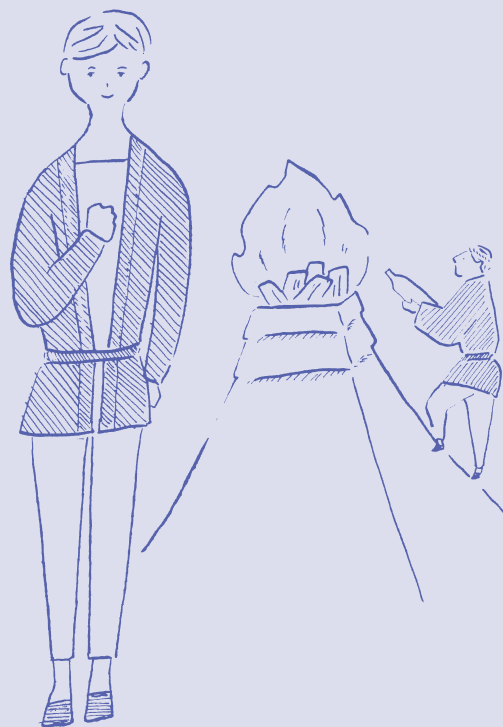
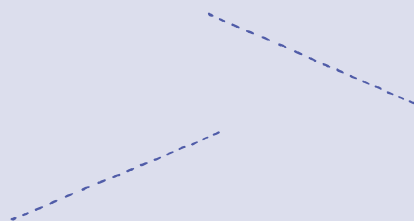


第2編

基本計画

第2編 基本計画

第1章 教育・文化



第1章 教育・文化

美里町の10年後を担う子ども達の健全育成に向けて、新たな時代を切り開く「生きる力」と、まちへの「誇り」を持った豊かな心を育む教育を、学校だけでなく、家庭や地域も含めたまち全体で推進していきます。また子どもたちと接する町民が、それぞれが持つ知識や技術を活用し、新たなまちの魅力を知り、健康づくりや文化の継承等にもつながる生涯を通しての学びの場づくり、環境づくりに努めます。

さらに、社会の多様化に対応した学習機会の提供により、多様な住民が集い、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

施策体系

第1章 教育・文化

- 1. 生きる力と郷土愛を育む教育の場づくり
- 2. まちの魅力を知り、活かせる学びの場と活動づくり
- 3. スポーツを楽しみ健康で暮らせる環境づくり
- 4. 多様な住民が集い、安心して暮らせるまちづくり

1. 生きる力と郷土愛を育む教育の場づくり

町の現状と課題

現状

急速な情報化や科学と技術発展、地球環境、グローバル化などにより、この10年～20年の間に社会は大きく変わりました。社会の変化は、日本社会においても多様性をもたらし、私たちの暮らしを質的にも変化させつつあります。小学生である子どもたちの65%が、現在存在していない職業につく^{※1}とも言われる中、教育のあり方も新たな事態に直面しています。

そこで本町では、学校は変化し続ける社会とともにあると位置づけ、変化に対応し、小・中学校の教育の充実を図るため、教職員の資質向上、少人数指導による個に応じた指導の充実、学習支援員や外国語指導助手（ALT）の配置、コンピュータや情報通信ネットワークの整備、ゲストティーチャー^{※2}など地域の人材や資源を活用した体験活動等の支援を行ってきました。

小・中学校では、教育基本法の改正により明確になった教育の目的や目標を踏まえ、子どもたちの「生きる力」の育成をより一層重視する観点に立ち、教育活動を行うとともに、「地域に開かれた学校づくり」を目指し、学校公開を行っています。また、保護者や地域の方々の意見を幅広く聞く「学校評議員制度」が導入され、学校教育活動に地域の声が活かされています。さらに学校支援ボランティア（学校応援団）なども含め、地域と家庭、さらには社会教育機関などと学校の連携強化を進め、「地域に開かれた特色ある学校づくり」に取り組んでいます。

各学校施設などでは、安心・安全な学校づくりを目指して施設の整備充実に努めていくとともに、効率的に施設の改善・整備を進めています。

また、青少年の健全育成においては、近年、全国的に非行の低年齢化と凶悪化が進み、地域においても関心が高まっています。本町では、警察、青少年育成推進員などの関係団体と連携した環境浄化や見回り活動を継続して行っています。

※1 小学生である子どもたちの65%が、現在存在していない職業につく…アメリカデューク大学キャシー・デビッドソン氏が2011年に発表した研究結果であり、「米国で2011年度に入学した小学生の65%は、大学卒業時、今は存在していない職に就く」とされています。

※2 ゲストティーチャー…小・中学校における総合的な学習の時間などで、地域の人に経験・知識・技術を活かして教育を担ってもらう制度です。

町の現状と課題

課題

充実した教育環境を目指す中で少子高齢化社会が到来し、本町でも小・中学校ともに生徒数の減少が進んでいます。本町は町内に高校・大学がないため、中学卒業後は一旦町外へと出ますが、また戻ってきたい、本町に住み続けたいと思うまちへの愛着を持たせるには、義務教育期間が重要であり、小・中学校での学びの経験が最も重要な要素の一つと考えられます。

また、昨今の子どもたちは、判断の根拠や理由を示しながら自分の考えを述べたり、実験結果を分析して解釈・考察し説明したりすること、自己肯定感や主体的に学習に取り組む態度、社会参画の意識等が国際的に見て低いことなどの特徴があります。これからの時代を担う子どもたちは、自らのスキルを育み、自ら能力を引き出し、主体的に判断し行動する、これらの「生きる力」が求められています。地域社会は、青少年が世代間交流や自然体験・社会体験を積み重ねる場として重要な役割を持っています。今後は、家庭や学校だけでなく地域が一体となって青少年の健全育成活動を推進する必要があります。

幼稚園・小学校・中学校の園児数、児童数、生徒数等の推移

年度	幼稚園 園児数 (人)	小学校（3校）						中学校（1校）			
		学級数 (学級)	教員数 (人)	児童数（人）				計	学級数 (学級)	教員数 (人)	生徒数 (人)
				学校別							
				松久	東見玉	大沢					
平成 22 年度	86	27	43	206	323	98	627	12	27	337	
23 年度	80	28	45	206	330	88	624	11	24	310	
24 年度	82	28	46	185	304	92	581	11	26	319	
25 年度	87	28	48	173	307	87	567	11	26	311	
26 年度	86	29	48	174	305	89	568	10	23	303	
27 年度	85	28	46	164	304	93	561	11	24	295	

資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

将来像（10年後の目指す姿）

- ・ まちに誇りを持ち、ずっと住み続けたいと思う、まちを離れても再び帰ってきたいと思う子どもが育つまち
- ・ 他者との協働や地域との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める、対話的な学びができる「生きる力」を持った子どもが育つまち
- ・ 家庭と地域が連携して子どもの育成に関わり、また、青少年が自立し、社会性をもって地域や社会活動に参加することができるまち
- ・ 学校、家庭、地域が一体となった教育を推進し、家庭、地域の教育力が高いまち

基本方針

- ・ 児童生徒に基礎・基本の習得の徹底を図り、確かな学力を身につけさせるとともに、学習意欲の向上やまちへの愛着、一人ひとりの個性と創造力の高揚を図り、社会の変化に対応できる「生きる力」を持った人間の育成を基本とした魅力ある学校教育と、教育課程の編成に柔軟に対応できる教育環境を整備・充実します。
- ・ 家庭、学校、企業、地域社会、行政がそれぞれの立場で相互の連携を図り、地域性を活かした健全育成のための環境づくりを推進します。



施策

1. 確かな学力と生きる力の充実

① 確かな学力の育成

「確かな学力の定着」「心の教育の充実」「体力の向上」を基本にした教育を推進します。

② 時代の変化に対応する教育（生きる力の育成）の推進

変化する時代に対応し、これからの時代を生きる力を学ぶことができる魅力ある学校づくりに取り組みます。また、英語学習の充実や留学生との交流会等を行い、国際理解を深める取り組みを推進します。

③ 進路指導・キャリア教育の充実

職場体験活動等を通して社会性と自立心を養い、たくましく豊かに生きる力を育み、キャリア教育、進路指導の充実を目指します。

④ 教育支援の充実

専門家による小・中学校への巡回指導を実施するとともに、心身に障害のある児童生徒等の就学に係る教育的支援を行います。また、各種奨学資金制度や教育資金利子補給制度の充実を図るとともにその啓発に努めます。

⑤ 特色ある教育メニューの拡充

ゲストティーチャーなど地域の人材や資源を活用した授業や、町内での体験活動等を充実させ、独自の教育メニューの拡充に取り組みます。小・中学校で地域資源や産業を知る機会を設け、まちへの愛着を育みます。

関連する取り組み

施策	主な取り組み
確かな学力の育成	学力向上研究委嘱事業の実施、読書活動の奨励、未来を担う子どもの学力向上支援
時代の変化に対応する教育の推進	英語活動の充実、国際交流事業の推進、中学生の国際理解の推進
進路指導・キャリア教育の充実	中学生社会体験チャレンジ事業の実施
教育支援の充実	奨学金制度の拡充、美里町障害児就学支援の実施、就学支援委員会の体制の充実
特色ある教育メニューの充実	地域の人材や資源を活用した授業の実施、地域に根ざした「総合的な学習の時間」の推進

2. 豊かな心と健やかな体の育成

①豊かな心を育む教育の推進

小学校の全児童を対象に芸術鑑賞会や6年生を対象にスポーツ交流会を実施し、みずみずしい感性と豊かな心を育てるとともに、中1ギャップ^{※1}の解消を図ります。

②いじめ・不登校対策の推進

いじめや不登校の未然防止に努めるとともに、様々な問題の解決に向けた取り組みに対応するため、地域や関係機関との積極的な連携を推進します。

③生徒指導・教育相談の充実

生徒指導や教育相談に対する校内体制を確立させ、児童生徒・保護者からの相談に早期に対応できる体制づくりに努めます。

また、地域全体で青少年健全育成活動を推進するため、青少年育成推進員協議会、青少年相談員協議会などの青少年関係団体の活動を支援し、警察や青少年育成推進員、町の防犯パトロール員などの関係機関の協力のもとに、地域青少年の健全育成・非行防止のため、巡回パトロールを強化します。

④人権を尊重した教育の推進

小・中学校で、人権意識を培うための学校教育の在り方について、幅広い観点から実践的な研究を行い、人権尊重の教育に取り組みます。

⑤食育の推進と学校給食の充実

学校栄養教諭による小・中学校での食育に関する授業の実施と、美里町産の農畜産物等を使用し地産地消を推進します。

⑥体力の向上と学校体育活動の推進

子どもたちの健康増進と体力向上を図るため、町内の幼稚園・保育園と連携を図りながら、小・中学校の教諭を中心に、健康・体力に関する調査・研究や身体活動の指導法について、協議し実践します。

また、外部指導者による運動活動の充実にも取り組みます。

関連する取り組み

施策	主な取り組み
豊かな心を育む教育の推進	小学生を対象にした芸術鑑賞会、6年生スポーツ交流会の実施
いじめ・不登校対策の推進	学校・地域・関係機関による連携
生徒指導・教育相談の充実	校内体制を確立した積極的な生徒指導の推進、学校・保護者・地域及び関係機関が連携した生徒指導の推進、臨床心理士による「子どもの教育相談」の拡充、さわか相談員の相談事業の拡充
人権を尊重した教育の推進	学校教育全体での人権教育のあり方についての研究推進
食育の推進と学校給食の充実	学校栄養教諭による食育関連事業の実施、まちへの愛着を生む地産地消の給食運営
体力の向上と学校体育活動の推進	美里町健康・体力づくり連絡会議の実施、外部指導者の活用などによる運動物活動の充実

※1 中1ギャップ…中学1年生になったことがきっかけとなり、学習や生活になじめずに不登校となったり、いじめが増加するという現象です。

3. 質の高い学校教育の推進と発信

①教職員の資質の向上

授業力や、指導力を持った教職員を育成し、特色ある学校づくり、質の高い学校教育を推進します。また、学校で生じる様々な問題を包括的に捉え対応することができる力を養います。

②学校の組織運営の改善

個に応じた適切な支援や、専門分野の指導等においては、各学校の実情に応じて、専門的なスキルを持った人材を採用し、学校の組織運営の改善を効率的、効果的に行います。

③安全・安心な学校づくりの推進

子どもたちが安心して過ごせるまちづくりを推進するため、警察や関係機関、スクールガード・リーダー、地域安全推進委員、交通指導員、見守りボランティア、PTAなどの地域ボランティアとの連携・協力のもとに、地域の防犯活動の強化を図ります。

④教育環境の整備・充実

美里中学校の新校舎が完成し、各学校施設の耐震化等も完了したことで、今後は教育環境の更なる向上を目指し、学校教育施設の整備充実に努めます。

⑤特色ある学校教育の情報発信と連携

町内の学校教育の特色を積極的に町内外に発信します。また、小・中学校の情報共有、および連携が積極的に行える仕組みづくりに取り組みます。

関連する取り組み

施策	主な取り組み
教職員の資質の向上	アンガーマネジメント研修の導入、授業力向上のための各種研究授業の実施、指導力向上のための各種研修会の参加、校内授業研究会の積極的な推進
学校の組織運営の改善	学習支援員の配置、外国語指導助手（ALT）の配置
安全・安心な学校づくりの推進	スクールガード・リーダーの育成と見守りボランティアの充実
教育環境の整備・充実	学校教育施設の整備充実、コンピュータや情報通信ネットワークの整備、給食設備の改善、学校図書室の充実と活用
特色ある学校教育の情報発信と連携	小・中学校ホームページの充実

4. 家庭・地域の教育力の向上

①家庭教育支援体制の充実

家庭の理解が最も重要なことから、家庭教育学級の充実を図るほか、保護者が親の役割についての認識を深めることができる学習機会の創出を図るなど、家庭における教育の充実と情報の提供に努めます。

②地域の教育力の向上

学校支援ボランティア（学校応援団）※¹など、様々な形で学校と地域が協調・協力できる体制づくりに努めます。

また、学校評議員制度※²を充実し、必要に応じて学校経営に地域の声を活かします。

③学校・家庭・地域が一体となった教育の推進

学校施設や人材の活用などを図り、学校・家庭・地域が一体となった教育の振興に努めます。

また、スポーツ少年団や子ども会育成会などをはじめとした、子どもを取り巻く各種団体の育成・強化に努めます。

関連する取り組み

施策	主な取り組み
家庭教育支援体制の充実	家庭における教育の充実と情報の提供、家庭教育学級・親の学習事業を実施
地域の教育力の向上	地域と連携した学校応援団の推進、学校評議員と学校応援団による学校支援体制の確立を推進、地域に根ざした「総合的な学習の時間」の推進
学校・家庭・地域が一体となった教育の推進	スポーツ少年団・子ども会育成会の育成

※1 学校支援ボランティア（学校応援団）…学校での教育活動（読み聞かせ・農業体験活動・登下校の安全確保・郷土芸能や文化の伝承・部活動指導補助等）を支援する保護者・地域の方の集まりです。

※2 学校評議員制度…開かれた学校づくりのために、学校が家庭や地域と連携協力して子供たちの健やかな成長を図っていくため、意見を幅広く聞くための制度です。

成果指標

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	方向性	目標値 (平成 32 年度)
不登校児童生徒数	1.9%(全児童生徒数中)	、 ▲	1%未満
全国学力・学習状況調査結果 (県平均とのポイント差)	小学校国語 A -5.5 小学校国語 B -7.4 小学校算数 A -5.5 小学校算数 B -6.7 中学校国語 A -1.2 中学校国語 B +0.7 中学校数学 A -0.7 中学校数学 B -1.3 (A…主に知識問題) (B…主に活用問題)	、 ▼	県平均と同程度
新体力テスト結果	小学生(男・女) (県平均値を上回っているもの・全 96 項目中) 73 項目 中学生(男・女) (県平均値を上回っているもの・全 48 項目中) 36 項目	、 ▼	80 項目 40 項目
学校給食における食材の地産地消の割合	5%	、 ▼	10%

関連する個別計画

- ・ 美里町教育振興基本計画

2. まちの魅力を知り、 活かせる学びの場と活動づくり

町の現状と課題

現状

本町には、古墳などの遺跡※をはじめとした歴史的遺産があります。これらを保全し、まちづくりに活かすため、「万葉の里づくり」を推進してきました。

また、猪俣の百八燈、駒衣の伊勢音頭、関の獅子舞など伝統的な行事が数多くあることも本町の魅力です。これらの行事は、地域の人々の努力により脈々と引き継がれてきました。

趣味や余暇の時間を充実させるための生涯学習へのニーズや地域づくりへの関心は全国的に高まっており、本町も例外ではありません。

地域づくり活動に参加してみたいという町民も多く、そのきっかけとして「自分の仕事や特技を活かせること」が挙げられています。

この中で心豊かな充実した生活を送るために、近隣地域の大学等と連携を図り、だれもが生涯にわたって学ぶことができ、地域とのつながりをつくるきっかけとなるような学びの場が重要になっています。公民館では、最も身近な学習拠点、交流の場として、住民のニーズや地域の実情に応じた学習機会の提供や、時代の変化に対応した公民館活動をすることが期待されています。

課題

本町の民俗文化財の保護と継承においては、少子高齢化社会の進行、若者の流出等により担い手が減少し、伝統的な行事の継承が難しくなりつつあります。文化財を町内外の来訪者に正しく理解してもらうための周知活動や、文化財保護の思想を地域住民と共有し、地域の文化として次世代に引き継いでいくことが求められています。

生涯学習においては公民館や既存施設、近隣大学等との連携を活用し、推進体制の一層の充実や各種講座の充実を図るとともに、各種学びの発表・展開の場を提供するなど、環境を整えることが重要です。

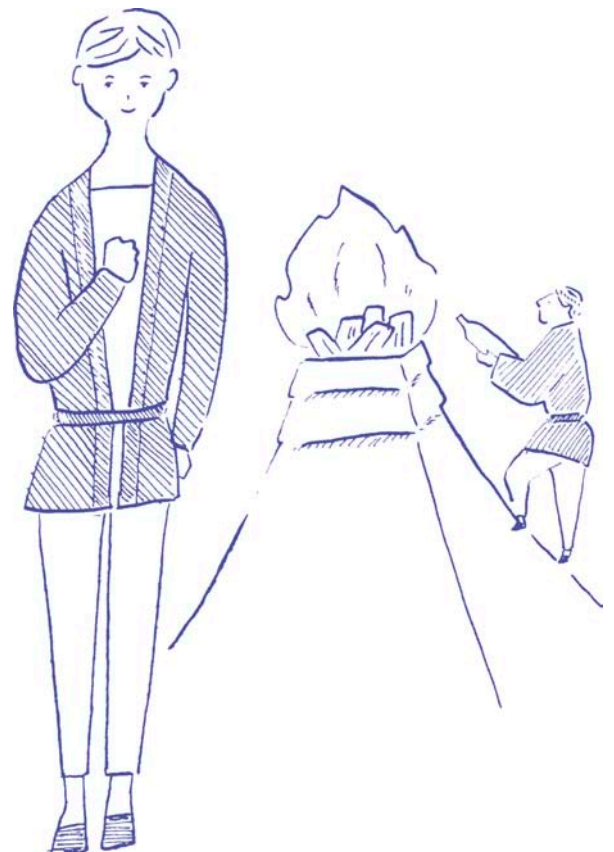
※資料編 P146 美里町指定文化財一覧表参照

将来像（10年後の目指す姿）

- ・ 様々な分野の新しい学びとコミュニティに出会えるまち
- ・ 近隣の大学や地域と連携し、交流しながら自ら学びをつくりだすことができるまち

基本方針

- ・ 住民が生涯を通して知識や教養を高め、生きがいと喜びをもって地域社会で生活を営んでいけるよう、生涯学習や様々なコミュニティ活動の支援・拡充を目指します。
また、住民の多様なニーズに応え得る学習内容、学習機会の拡充に努めるとともに、個人、地域及び団体の自主的な活動の創出に努めます。
- ・ 豊かな伝統文化を深く理解し、次世代へ継承していくために、地域固有の歴史的遺産の保全・活用及び周辺環境の整備を図ります。
また、学びの場を通じて文化財にふれあう機会の提供や人材の育成・確保や伝統行事の継承・発展を推進します。



施策

1. いきいきとした生涯学習の支援

①学び合いの生涯学習の推進

生涯学習に関する情報の提供、多分野にわたる講師や指導者の紹介・育成など、生涯学習の推進体制を充実します。

生涯学習情報をホームページ掲載などにより、適切な情報提供に努めます。

また、生涯学習活動団体が、福祉や環境、教育、地域づくりなど、様々な分野での活動が展開できるよう、各団体のネットワークの構築や活動場所の提供等を支援し、学ぶだけでなく学習成果を発表・展開できる場や新たな仲間や活動の機会の提供に努めます。

②公民館活動の充実

公民館は、住民のニーズや地域課題を踏まえながら、求められる学習内容を検討、学習活動の機会を充実し様々な世代の学習活動の拠点となるよう多彩で魅力ある事業を開催します。

また、地域の人材等を活用し、新たな学びやまちの魅力を伝えるプログラムの企画、各種団体の育成支援や充実に努めます。

③交流を生み出す各種イベントの充実と地域主体活動の支援

町民祭や町民体育祭、万葉の里ハーフ駅伝大会などコミュニティイベントの充実に努めます。これらのイベントをきっかけに交流が生まれ、新たな活動への参加、創出のきっかけとなるような企画を積極的に行います。

④既存施設や地域拠点の整備・活用

遺跡の森館、中央公民館（コミュニティセンター）、森の図書館、町民体育館、町民武道館など遺跡の森総合公園内の施設の充実及び利用促進を図ります。各行政区内の集会所を拠点とした学習機会の創出に努めます。

⑤近隣大学や民間事業者と連携した学びの場の提供

近隣地域の大学や民間事業者と連携し、美里町だからこそ開催できる講座やイベント等の学びの場の提供に努めます。

関連する取り組み

施策	主な取り組み
学び合いの生涯学習の推進	生涯学習の推進体制の充実
公民館活動の充実	公民館活動の活動場所の提供、発表、新たな展開の機会づくり
交流を生み出す各種イベントの充実	町民体育祭、万葉の里ハーフ駅伝大会、ウォークラリー大会
既存施設や地域拠点の整備・活用	美里町遺跡の森自主事業
近隣大学や民間事業者と連携した学びの場の提供	近隣大学との連携事業

2. 文化財の保護活用と「万葉の里づくり」の推進

①民俗文化財の保護及び継承の推進

地域の文化保存団体などに支援を行い、後継者の育成に努めます。地域の枠を超えた人材の育成に努めます。民俗文化財について町内外に広く知ってもらうため、周知に努めます。

また、地域の伝統芸能・文化を子どもたちに伝承し、次世代へ継承する機会の拡充に努めます。

②埋蔵文化財の保護及び活用の推進

埋蔵文化財は、地域の歴史と文化を理解するうえで欠くことのできない歴史的遺産であり、町内から数多くの貴重な文化財が出土し、「埼玉の飛鳥」とも言われています。

町内にある埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の周知を図るとともに、現状で保存できるように調整に努めます。現状での保存ができない埋蔵文化財については、発掘調査および報告書の刊行を実施し、埋蔵文化財の記録保存に努めます。

③「万葉の里づくり」の推進

豊かな伝統文化を次代へ継承していくため、万葉集に詠われている「さらし井」・「伝大伴部真足女の遺跡」をはじめとする町内遺跡群の保全、活用及び環境整備を図り、住民が生まれ育った美里に誇りを持てるまちづくりに努めます。

また、歴史的遺産を活用したサイン計画の推進ならびに遺跡の森館を活用した町の歴史や文化財の保全、活用、PRに努めます。

関連する取り組み

施策	主な取り組み
民俗文化財の保護・継承	地域の保存団体等の支援、後継者育成
埋蔵文化財の保護及び活用の推進	埋蔵文化財発掘調査の整理作業と報告書の刊行、発掘調査出土品の活用
「万葉の里づくり」の推進	文化財サイン計画の推進、文化財の保全、PR

成果指標

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	方向性	目標値 (平成 32 年度)
公民館利用者数	36,244人	- ▶	36,200人
暮らしと健康講座への参加者数	6,218人	- ▶	6,200人
常設展示室見学者数	486人	、 ▼	750人

関連する個別計画

- ・ 文化財説明板整備事業

3. スポーツを楽しみ 健康で暮らせる環境づくり

町の現状と課題

現状

健康への関心の高まりに伴い、スポーツ・レクリエーション活動への需要は増大しています。本町では、遺跡の森総合公園において総合グラウンドや町民体育館、町民武道館、テニスコート、ターゲットバードゴルフ場を整備するなど、「スポーツ振興の町」として、施設の整備を積極的に進めてきました。現在では、町民体育祭、万葉の里ハーフ駅伝大会など、スポーツを軸とした様々なイベントや交流活動が行われており、町の交流拠点としての役割を担っています。

住民の健康づくりに向けて、日常的に利用できる施設として、遺跡の森総合公園の各施設や体育広場、学校開放施設などの活用を行っています。

課題

住民の誰もがより一層スポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、既存施設の有効活用と施設の整備・管理を充実する必要があります。

また、活動の拡充にあわせて、リーダー的人材となる指導員や各スポーツ・レクリエーション団体の育成が求められています。

将来像（10年後の目指す姿）

- ・ 誰もが、体を動かすことやスポーツを楽しみながら、健康づくりに寄与できるまち
- ・ 既存施設の適正な維持管理に努めるまち

基本方針

- ・ 誰もが自由に自主的に参加・活動できる生涯スポーツやレクリエーション活動の推進を図り、住民の健康維持と体力増進、交流の活発化を促進します。これに伴う、指導者および各スポーツ・レクリエーション団体の育成などによる指導体制の強化に努めます。

施策

1. スポーツ・レクリエーション活動の推進

① スポーツを通じた元気で健康なまちづくり

「スポーツ振興の町」宣言のもと、各種スポーツの振興を図り、スポーツを通じた元気なまちづくりを推進します。

また、健康体操である「ミムリン体操」の普及を行い、遺跡の森総合公園内に設置した健康器具の有効活用を行います。

② スポーツ・レクリエーション活動の充実

町内スポーツ団体指導者、スポーツ推進委員と協働し、スポーツ大会や教室、スポーツプログラムを企画立案して町民の生涯スポーツを促進します。

また、人材・団体の育成にも努め、スポーツ・レクリエーション指導者や団体活動の支援と活発化に努めます。スポーツ少年団の活性化、団体間の交流等を支援し、参加機会の充実を図ります。

③ スポーツ施設の整備・活用

遺跡の森総合公園内の体育施設や体育広場、天神山ターゲットバードゴルフ場などの有効活用に努めます。

また、各学校の体育館やグラウンドなどの有効活用に努めます。

関連する取り組み

施策	主な取り組み
スポーツを通じた元気で健康なまちづくり	「スポーツ振興の町」宣言、ミムリン体操の普及
スポーツ・レクリエーション活動の充実	スポーツ・レクリエーション指導者の育成、団体活動支援、町民体育祭、万葉の里ハーフ駅伝大会、スポーツ少年団美里杯大会、総合型スポーツクラブの設立支援
スポーツ施設の整備・活用	スポーツ施設の計画的な改修（テニスコート人工芝の張替え等）と適切な管理運営

成果指標

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	方向性	目標値 (平成 32 年度)
スポーツ施設利用者数	74,185人	、▶	76,000人

4. 多様な住民が集い、 安心して暮らせるまちづくり

町の現状と課題

現状

社会経済環境の変化や国際化、職業や暮らし方の多様化により、「自分らしく」いられるまちへのニーズはますます高まっていくことが予測されます。

また、女性の社会進出が進み、職場や地域活動など様々な分野で女性が大きな役割を果たす時代になりました。国においては「男女共同参画社会基本法」、埼玉県においては「埼玉県男女共同参画推進条例」が制定されるなど、男女共同参画社会に向けた法律や制度面での整備は進みつつあります。

しかし、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識は、風習・慣行として依然根強く残っているのが現状です。

人権については、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、同和などに関する問題があります。

また、新たに児童に対する虐待や女性に対する暴力（ドメスティック・バイオレンス）などの人権問題がクローズアップされています。本町では、人権を考える町民の集いなど、人権にかかわる教育・啓発事業を行い人権に対する理解を深めます。

課題

本町では引き続き男女平等意識の浸透や学習活動を推進し、家庭・地域・職場における固定的な役割分担意識の解消を図る必要があります。

住民一人ひとりが人権に対する理解を深め、お互いの人権を認め合う人権尊重の精神を身につける学習条件を整備するとともに、地域における人権教育、啓発の充実に努め、すべての人々の人権が尊重される「差別のない、自分らしくいられる明るく住みよい町」を築いていく必要があります。

将来像（10年後の目指す姿）

- ・ 性別や年齢による固定的な役割分担意識を解消し、一人ひとりが自分の可能性にチャレンジできるまち
- ・ 学校、家庭、地域を含めたまち全体でのあらゆる機会を通じて、互いの人権を尊重し、「自分らしく」暮らせるまち

基本方針

- ・ 男女が共に対等なパートナーとして認め合い、責任を分かち合いながら、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を目指します。
- ・ 人権を尊重する意識が私たちの日常生活の中に「当たり前」として定着し、豊かで暮らしやすい社会の実現を目指して、人権に関する教育・啓発活動を積極的に推進します。

施策

1. 男女共同参画の促進

①美里町男女共同参画プランの推進

一人ひとりが男女共同参画の意識を持ち、社会におけるあらゆる制度や慣行の見直し・意識の改革に取り組みます。また、各種委員会や審議会など町公募委員へ女性委員の登用を積極的に進めます。女性が社会を構成する一員として、地域活動・社会活動などに積極的に参画していく環境づくりを促進します。

②男女共同参画意識の高揚

男女共同参画に関する講座や学習会を開催します。情報誌「きらきら」等により男女共同参画の意識高揚を図ります。

関連する取り組み

施策	主な取り組み
美里町男女共同参画プランの推進	審議会への女性委員の登用、家庭や職業生活における両立支援
男女共同参画意識の高揚	情報誌「きらきら」の発行による意識啓発

2. 人権教育の充実

①人権教育の充実

人権を考える町民の集いなど、様々な場面での人権教育の充実を図ります。基本的人権尊重の理念に基づいた人権教育を推進するため、学校教育、社会教育などの場を活用して人権教育の充実に努めます。

②相談体制等の整備

人権擁護委員と連携し、人権問題にかかわる相談体制の充実に努めます。
また児童虐待や女性に対する暴力については、関係機関と連携し、その防止に努めます。

関連する取り組み

施策	主な取り組み
人権教育の充実	人権を考える町民の集い
相談体制等の充実	人権擁護委員による特設人権相談所

成果指標

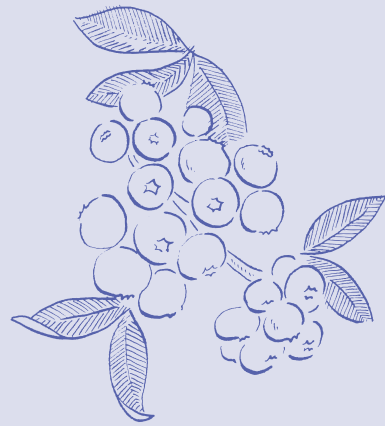
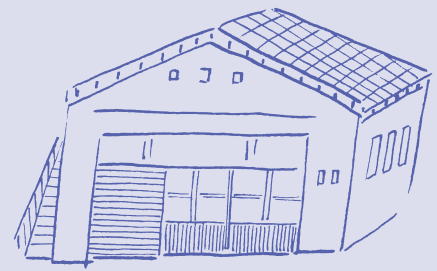
成果指標	現状値 (平成 26 年度)	方向性	目標値 (平成 32 年度)
情報誌「きらきら」発行	1 回	、 ▼	2 回

関連する個別計画

- ・ 美里町男女共同参画推進プラン

第2編 基本計画

第2章 産業



第2章 産業

まちが持続可能な社会を築くには、住民の仕事を町内に生み出すことも必要です。

また、進学や就職で町外に流出した住民が再び安心して町に戻れる条件のひとつとして、必ず仕事が挙げられます。

そのため、既存の産業のさらなる発展はもとより美里町の資源を活かした仕事や、新しい時代のニーズに対応した働き方ができる環境づくりに取り組みます。

また、経済的な安定だけでなく、働く楽しさ・喜びを感じることができる仕事や、本町の自然環境を活かした体験型観光産業に取り組み、交流人口から活動人口、そして定住人口の増加へとつなぐ新しい観光のかたちを目指します。

施策体系

第2章 産業

- - ・ 1. 農村の魅力を生かした仕事づくり
- - ・ 2. 「食」分野の産業の発展
- - ・ 3. 安心して働ける雇用の場づくり
- - ・ 4. 自分らしく働ける環境・仕事づくり
- - ・ 5. 人と人がつながる体験型観光づくり

1. 農村の魅力を活かした仕事づくり

町の現状と課題

現状

古くから町の基幹産業は農業であり、温暖な気候と肥沃な大地で形成される本町は、ほぼ全域で米麦・野菜・畜産・花きなど幅広い農畜産物が生産され、主に首都圏各地に向けて出荷されています。ブルーベリーを中心とした果樹類の生産も盛んで、首都圏からのアクセスも良く観光農業につながっています。

また、牛、豚、鶏をはじめとした畜産も盛んであり、近年では特徴のある畜産物の生産も行われています。米から野菜、そして肉という多様な食材の宝庫であり、その活用と、農業の維持・発展が求められています。農家の現状は、専業農家の大規模化が進む一方で後継者のいない小規模な兼業農家とその多くを占めています。

そのため、農家所得も伸び悩んでおり、本町の農業を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。また、自然環境の荒廃などを起因とした野生鳥獣による農作物被害も年々増加しています。

農家数、農家人口及び経営土地面積の推移

年度	総農家数 (戸)	農家人口 (人)	経営土地面積 (ha)				
			田	畑	果樹園	その他	計
平成 12 年	1,107	4,932	475	396	22	0	893
17 年	1,136	3,357	449	355	47	0	851
22 年	1,010	2,487	431	292	42	0	765

経営規模別農家戸数の推移

(単位：戸)

年度	50a 未満	50a 以上 1 ha 未満	1 ha 以上 1.5ha 未満	1.5ha 以上 2 ha 未満	2 ha 以上	計
平成 12 年	396	382	192	82	55	1,107
17 年	474	356	180	71	55	1,136
22 年	111	284	136	66	59	656

資料：農林業センサス

町の現状と課題

課題

厳しい農業情勢の中、後継者不足に悩む農家が多く、担い手となる農家の確保が最重要課題です。今後は、都市住民や退職者など新たな就農者の受け入れを行うとともに、農地バンクや集落営農組織、農地中間管理事業などを活用し後継者不足の解消、遊休農地化を防ぐことが必要です。

また、将来を担う子どもたちに農業に対する理解を深めてもらい、将来的な就農希望者の育成も必要です。

さらに、消費者のニーズに応じた安全で安心な農畜産物を安定供給しながら、体験型農業や特色ある加工品の開発など農畜産物の付加価値を高める工夫を行い、農家の所得を向上させる必要があります。

また、森林は、その機能を保全しながら後世に残す仕組みを作っていくことが必要です。

将来像（10年後の目指す姿）

- ・ 担い手となる農家による農地集積や、経営の効率化が図られ、農村風景が残るまち
- ・ 新規就農者や都市住民が交流しながら農業を行い、安全・安心な農畜産物を安定的に育むまち

基本方針

- ・ 新たな担い手となる農家を発掘、育成し、後継者不足に悩む農家や遊休農地の課題解決に取り組みます。
- ・ 今後も農業が継承されるよう、農地の保全活用と農業経営の安定化を図ります。
- ・ 都市住民や来訪者、子どもたちが、農業に興味を持ち、農業を楽しめる取り組みを推進します。

施策

1. 農林業の振興

①優良農地の保全活用

集団化された農用地など、優良農地の保全に努めます。

農地バンク制度や集落営農を推進し、遊休農地化を防止します。地域内に分散した農地を集積・集約し、担い手農家が効率的に耕作を行えるよう農地中間管理事業を推進します。

②米麦・野菜・花き類などの振興

大規模な米麦作農家の耕作地を集団化し、作業の効率化とコスト低減を図ります。

飼料米など主食用米以外の栽培支援や、集落営農による機械の共同利用などを支援します。野菜や花きなどの安定生産に向けた支援を行います。

③果樹類の振興

関係機関・農業生産法人などと連携し、果樹類の管理や特産加工品の開発、販売などを支援します。収穫された果樹類が効率よく販売できるよう、積極的なPRを行います。品質の高い果実を生産するため、関係機関の協力を得て生産技術の向上を図ります。

④畜産の振興

畜産物のブランド化の推進とPRに努めます。

効率的で生産性の高い畜産物を生産するため、優良な家畜の導入や品質の向上を図る農家を支援します。

また、関係機関と連携し、家畜の伝染病予防に努めます。

⑤林業の振興・森林の有効活用

健全な森林の育成を目指し、森林組合などと連携して植栽、下刈り、間伐などの森林施業を行うため、林道の維持管理及び整備を推進します。

森林や林業を後世に残していくため、里山を地域で管理する仕組みを作ります。

⑥鳥獣害対策

猟友会や地元農家と連携し、鳥獣による農作物被害の軽減に努めます。

関連する取り組み

施策	主な取り組み
優良農地の保全活用	農地中間管理事業、農地バンク事業、集落営農組織育成事業

2. 農業の担い手育成

①新規就農者の確保と、就農希望者への情報発信

認定農業者など地域農業の担い手を確保します。農業大学校や就農を考えている人に対して本町の農業のPRに取り組みます。

②新規就農者のスタート支援

新規就農者に対して、後継者を募集している農家とのマッチングや、農業生産法人などの設立を支援します。

また、若者をはじめとした農業後継者の育成や新規就農者の居住先や農地、指導者等の紹介を行う団体の組織づくりを支援し、受入体制の整備を行います。

③地域・家族経営農業の推進

集落において農業に協同で取り組む集落営農の組織化を積極的に支援します。家族経営協定の締結などを支援し、農業に携わる女性の経営への参画を進めます。

④教育機関との連携

地場農畜産物の学校給食への活用を推進します。

また、小・中学校や近隣大学等での食育や農作業体験などの交流を積極的に推進し、子どもたちに「農業の大切さ・楽しさ」を伝えます。

関連する取り組み

施策	主な取り組み
新規就農者の確保と就農希望者への情報発信	集落営農組織育成事業、農業塾の開講
新規就農者のスタート支援	農地バンク事業
地域・家族経営農業の推進	地域協力者の開拓

3. 農業・農畜産物を活かした新たな産業の創出

①エコアグリビジネスの推進

「エコファーマー」認定や「埼玉県特別栽培農産物」認証などの取り組みを推進し、環境負荷の少ない農業の普及を図り、これまでの知識や経験を活かしながらエコアグリビジネス（有機農法や自然農法等、環境に配慮した農業事業）の立ち上げを推進します。

さらに、「土づくり・減化学肥料・減農薬」の3つの技術に一体的に取り組む農家の支援を行います。

また、農畜産物の付加価値向上と雇用を生み出す「農業の6次産業化」※1を進め、ブルーベリーや特産品のブランド化、農畜産物の特産加工品の開発を支援します。

②都市近郊型農業の推進

グリーンツーリズム※2や農園の開設など都市と農業が融合した近郊型農業の推進に努めます。

また、姉妹都市である戸田市でのイベント等への町内生産者の参加を呼びかけ、戸田市の消費者との「顔の見える交流」を進めます。

③地産地消の拡充

町内外で開催される各種イベントにおいて、美里町産農畜産物をPRするために食材提供などを行い、他地域での消費拡大に努めます。

関連する取り組み

施策	主な取り組み
エコアグリビジネスの推進	エコファーマー認定、6次産業化の推進
都市近郊型農業の推進	市民農園、戸田市へのイベント参加

※1 農業の6次産業化…農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態を表し、このような経営の多角化を6次産業化と呼びます。

※2 グリーンツーリズム…緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動を行うことです。農山漁村に住む人々と都市に住む人々とがふれあい、住民同士の交流です。

4. 農村環境の保全

①農村の自然環境保全

農業集落排水処理施設整備事業などにより生活環境の改善や里山の再生を促進します。

②遊休農地の解消

高齢化などで後継者不足の悩みを抱える農家や地域に対し、集落営農や農地バンク制度による貸借を奨励し、遊休農地の解消に努めます。

成果指標

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	方向性	目標値 (平成 32 年度)
耕作放棄地の面積	24 ha	▲	22 ha
農業塾の開催回数	-	▼	3回/年
新規就農者数	5人	▼	25人(5年間で)
市民農園の開設	-	▼	3箇所
地域協力者の団体数	1団体	▼	3団体(5年間で)
認定農業者の数	91人	▼	100人

関連する個別計画

- ・ 美里町農業振興地域整備計画
- ・ 美里町農業マスタープラン
- ・ 美里町人・農地プラン
- ・ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- ・ 美里町鳥獣被害防止計画
- ・ 美里町田園環境整備マスタープラン



2. 「食」分野の産業の発展

町の現状と課題

現状

美里町の魅力の一つは、多種多様な農産物が採れることです。特に本町の特徴として、年間を通して、米麦・野菜から果樹・牛豚まで様々な農畜産物が生産されています。

町内には、地場産の農畜産物を売りとした飲食店がないのが現状です。

課題

「1.農村の魅力を活かした仕事づくり」でも取り上げたとおり、農産物価格の低迷を受け厳しい農業情勢に置かれています。農家所得の向上、ならびにまちの特色を活かした産業の創出・発展が求められています。農家の方からも大きなニーズとして、農産物の安定供給と価値の向上につながる6次産業化への期待が高まっています。

しかし、現状町内では加工品を製造する事業者が少ないことなどから、町外の事業者に頼らざるを得ない状況です。より農家の方への利益還元につながるよう、消費者ニーズにあった商品の開発、販売経路の確保、商品の適正価格などについての正しい知識や経験を得ることが重要です。

また、来訪者が直接農畜産物を味わって食べられる場の提供が観光の側面からも求められています。

将来像

- ・ 町の農畜産物で作られた加工品が町内で販売、食べられるまち
- ・ 「食」関連の企業が参入し、町と連携しながら商品開発に取り組むまち

基本方針

- ・ 町の特色を活かすために「食」関連の企業に特化した支援策を打ち出します。さらに多種多様な農畜産物が採れることを活かし、独自の商品や特産品開発など6次産業化に取り組みます。

施策

1. 「食」分野の産業の拡充

① 「食」分野の企業への参入支援

食品関連企業の産業団地への参入支援を行い、町内の農畜産物を活かした商品が開発されるよう、加工品コンクールの開催や商品化支援に取り組みます。

② 6次産業化の促進

大学や企業と連携し、民間ノウハウを活かした加工品開発の講習会や安心安全な農畜産物の栽培普及に取り組みます。また、町内の飲食店に対して、農畜産物を活用した店舗づくりの支援や新たな開業の支援に取り組みます。

関連する取り組み

施策	主な取り組み
「食」分野の企業への参入支援	食品関連企業の産業団地参入支援、加工品コンクールの開催、商品化支援
6次産業化の促進	加工品開発講習会の実施、企業・大学連携による特産品の開発

成果指標

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	方向性	目標値 (平成 32 年度)
食品関連企業誘致	-	、 ▼	1 事業所増
地元の農産物活用商品	-	、 ▼	新規 3 品
地元食品を使う飲食店数	既存飲食店数 29 店	、 ▼	3 店舗増
加工品開発講習会	-	、 ▼	1 回／年
加工品コンクールの実施	-	、 ▼	1 回／年

関連する個別計画

- ・ 美里町地域再生計画

3. 安心して働ける雇用の場づくり

町の現状と課題

現状

農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区の指定を行い、企業を積極的に誘致したことにより、町内には多くの企業や工場が立地しています。現在、町で取り組んでいるスマートインターチェンジの整備と併せて、新たに産業団地の整備に取り組んでいます。

課題

身近な雇用の場の確保のため、今後も工業用地の確保と優良企業の誘致に努めていく必要があります。特に、情報や環境など今後成長が期待される分野の企業においては積極的に誘致を進めていく必要があります。

町内の工場の事業所数は年々減少傾向で、引き続き経済状況としては厳しい状態にあります。

一方、平成25年度は事業者数が減ったにもかかわらず、従業者数は増加したこともあり、効率だけでなく、ワークシェアリング※1の導入や、新しい分野の産業開拓など、中小企業への経営相談等の支援を行なっていくことも重要です。町内に就労支援施設がないため、近隣市町と連携し、雇用の需要と供給のマッチングも必要とされています。

工場の推移

年度	事業所数 (箇所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (百万円)	事業所当たり 出荷額等 (百万円)	従業者当たり 出荷額等 (百万円)
平成17年	58	2,651	195,213	3,366	74
18年	49	3,380	231,223	4,719	68
19年	52	3,222	256,951	4,941	80
20年	53	2,767	245,534	4,633	89
21年	54	2,614	231,057	4,278	88
22年	51	2,665	251,321	4,928	94
23年	—	—	—	—	—
24年	46	2,731	252,247	5,484	92
25年	44	2,858	202,303	4,598	71

資料：工業統計調査

(各年12月31日現在、平成23年は工業統計調査を未実施。従業者4人以上を集計)

※1 ワークシェアリング…勤労者同士で雇用を分け合うことにより、各々の労働時間を短くする方法です。

将来像（10年後の目指す姿）

- ・ 産業団地が整備され企業が立地し、安定した雇用があるまち
- ・ 製造業だけでなくさまざまな企業、物産館などの商業施設が町に進出したくなるまち

基本方針

- ・ 地域経済の発展や若者の定着につながる魅力ある雇用の創出を目指して、優良企業の誘致を積極的に進めます。スマートインターチェンジ周辺での企業誘致を積極的に推進します。
- ・ 刻々と変化する経済環境に地場産業が柔軟に対応できるよう中小企業の支援に努め安定した雇用が町内で生まれるよう努めます。

施策

1. 安定した雇用の創出

①企業誘致の推進

雇用の促進と住民の定住につながる優良企業の誘致を積極的に進めます。

スマートインターチェンジのアクセス道路周辺における土地利用を見直し、工業用地の集積を図ります。公害発生のない工場など環境保全型企业等の誘致を推進します。

②雇用の促進

ハローワークなど関係機関と協力しながら、町内の企業に若年層の雇用を働きかけます。就業相談・指導などに努めるとともに、地元住民の雇用を促進します。

近隣市町と連携し、町内外における雇用情報の一元化や就職のための相談支援を行い、長期にわたり町内に住み続けられるよう雇用先のマッチングを行います。

③企業への支援

商工会の経営相談などにより、町内の中小企業の経営安定に努めます。

また、固定資産税の免除など優遇措置を行い、企業誘致を進め、新規参入した企業の定着に向けた支援にも積極的に取り組みます。

関連する取り組み

施策	主な取り組み
企業誘致の促進	新規産業団地の整備、工場立地促進奨励金交付事業
雇用の促進	美里町トライアル雇用定着支援事業奨励金交付事業、就労相談や就職相談会の実施、町内外雇用情報の一元化・発信の強化

成果指標

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	方向性	目標値 (平成 32 年度)
新規産業団地の形成	—	、▶	1 箇所
新規に誘致する企業数	—	、▶	3 社
町内事業所就業者数 ^{※1}	5, 610 人(H24)	、▶	5, 847 人
就職相談会の実施	—	、▶	1 件
雇用情報 WEB ページ	-	、▶	閲覧数 200 件/年

※1 町内事業所就業者数…工業や商業の全業種の就業者数

関連する個別計画

- ・ 農村地域工業等導入実施計画書



4. 自分らしく働ける環境・仕事づくり

町の現状と課題

現状

町内の商業においては、商店街や大規模なショッピングセンターがなく、個人商店の数も少ないことから、住民の消費行動は、近隣市町の大規模店舗等に依存しています。

その結果、既存商店からの客離れも進み、さらに商店が減るという負のスパイラルが生まれています。近隣自治体と比べて、農業、工業以外の分野の産業が定着、発展しづらい現状があります。

課題

町の商業を活性化させるためには、地域商業の核となる商工会と協力しながら、地域密着型の店舗づくりや多様化する消費者ニーズにあわせた店舗づくりなど、販売形態の見直しと経営の安定を図る必要があります。

また、安定した雇用を創出するには、1分野に特化するのではなく、多分野における事業者の進出が必要です。IT分野等の新時代の産業分野のサテライトオフィス※1の誘致等に取り組み、町内の若者や女性が新たな仕事を生み出しやすい環境づくりが求められます。

※1 サテライトオフィス…都会から郊外に分散型オフィスを出すことです。



商業の推移

年度	卸売業				小売業				合計		
	商店数 (店)	従業員数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)	商店 当たり	商店数 (店)	従業員数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)	商店 当たり	商店数 (店)	従業員数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)
平成9年度	11	-	-	-	84	-	-	-	95	358	7,361
11年度	12	106	3,960	330.0	89	418	5,108	57.4	101	524	9,067
14年度	15	130	5,452	363.5	86	356	4,406	51.2	101	486	9,858
16年度	17	97	2,075	122.1	75	343	4,108	54.8	92	440	6,183
19年度	13	68	2,217	170.5	68	317	4,206	61.9	81	385	6,423
23年度	15	113	10,633	708.9	58	368	6,244	107.7	73	481	16,877
26年度	9	89	2,826	314.0	54	337	7,618	141.1	63	426	10,444

資料：商業統計調査

※ 各平成20・21・22・24・25年は調査を実施せず。

将来像（10年後の目指す姿）

- ・ 美里町の規模にあわせた、住民のニーズに対応した商店や商業施設があるまち
- ・ 若者や女性が多様な分野の職業を選べ、新たなチャレンジに取り組めるまち
- ・ 宅配サービスなどの高齢社会に対応した新たなサービスを実施する事業が生まれるまち

基本方針

- ・ 多様な地域住民のニーズに対応した、地域密着型の商業振興やサービス業の育成、環境や景観に配慮した沿道サービスの形成に努め、まちづくりと一体となった商業・サービス業を振興します。
- ・ 若者や女性の起業支援や、新しい分野の産業の創出に取り組み、多様な職種の雇用が生まれるまちを目指します。

施策

1. 商業の振興

①地元商店の振興

地域に密着した住民が気軽に買い物ができる店舗づくりの検討を行い、商工会で実施している商品券の発行やポイントカードなど、商店の活性化事業に対する支援を行います。

また、商店などの拡張や新規出店時に対する融資制度の活用を促進します。商工会と連携し、新たな商業需要を模索するとともに、地元業者に対する補助金制度を実施し、地域経済の活性化を図ります。

②商業地の形成

まちづくり拠点地区での沿道サービス施設や、新たな商店の進出を計画的に誘導し、商業地の形成に取り組みます。

関連する取り組み

施策	主な取り組み
地元商店の振興	美里町商工会育成助成金交付事業、美里町中小企業資金融資制度、美里町中小企業信用保証料補助金交付事業

2. 多様な就労と起業促進

①若者や女性の起業支援

若者や女性が多様な分野の仕事に興味を持ち、起業・創業にチャレンジできるよう支援します。また、女性の就業率向上に取り組めます。

②空き店舗等を活用したチャレンジショップ等の推進

年々増加している空家や未利用店舗等を活用した、チャレンジショップ^{※1}の開業を推進します。

③多様な就労・産業の創出

福祉ビジネスなど、地域課題にも対応したNPO（民間非営利組織）や住民の起業活動に対し支援を行います。また、ネットワークを利用した起業の支援も検討します。

関連する取り組み

施策	主な取り組み
若者や女性の起業支援	創業・事業引き継ぎ支援、女性の就業率向上に向けた支援
空き店舗等を活用したチャレンジショップ等の推進	チャレンジショップの開業、空き店舗の活用支援
多様な就労・産業の創出	IT、インターネットを活用した事業支援

※1 チャレンジショップ…空き店舗などを活用し、経営意欲のある方々に向け場所を提供することです。

成果指標

成果指標	現状値 (平成26年度)	方向性	目標値 (平成32年度)
融資申込件数	3件	、▶	5件
空き店舗活動	-	、▶	2件
女性の就業率	女性就業率15～64歳 46.3%(22)	、▶	50.0%

関連する個別計画

- ・ 創業支援事業計画

5. 人と人がつながる体験型観光づくり

町の現状と課題

現状

美しい自然と豊かな伝統文化に恵まれている本町は、夏まつりや果樹の摘み取り、また各地に点在する文化財など、町の特徴を活かした観光の振興に取り組んでいます。

観光農園客数(ブルーベリーのみ)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人数	6,268	5,191	5,524	3,205	4,921
農園数	31	30	30	28	25

資料：農林商工課

課題

観光の分野でも多様なニーズが生まれており、地域住民との農作業や暮らし体験などの交流を軸とした観光プログラムが全国的に広がっています。今後は、体験型観光農業や文化財に加え、特産加工品など「食」を結びつけた観光や、住民との交流を進めていく必要があります。また、消費者との交流を進めるための拠点づくりや近隣観光名所との連携を行うことも必要です。

将来像（10年後の目指す姿）

- ・ 観光資源を見直し、発掘、発信することにより、新しい観光資源の創出に取り組むまち
- ・ 近隣の観光名所と連携し、広域的な観光に取り組むまち

基本方針

- ・ ブルーベリーを中心とする「果樹の里」づくりなど、本町の特徴を活かした施策や様々なイベントを開催し、交流とふれあいの観光づくりを推進します。
また、交流基盤の整備や町のイメージアップを図り、観光客の増加を図ります。

施策

1. 果樹の里の推進

①果樹の里づくり

生産農家を中心として、「果樹の里」のPR活動を支援します。収穫時期に行われる収穫農業祭の開催などを支援します。観光農園、販売所、遺跡の森館など案内を連携するサイン計画^{※1}を検討します。

2. 交流・体験型観光プログラムの充実

①観光基盤の整備

国道やスマートインターチェンジのアクセス道路などの幹線道路において、駐車場やトイレなど観光地としての基盤整備に取り組みます。近隣の宿泊施設や観光名所と連携し、来町する観光客の増加を図ります。また、町内に点在する観光拠点のネットワークを構築し、来訪者が回遊できる仕組みづくりを検討します。

②都市部住民との交流機会の拡大

都心部から車で約1時間30分という立地を活かし、都市部住民との交流プログラムを拡充、推進します。また、姉妹都市である戸田市と農作物の収穫体験等を通じ積極的な交流を図ります。都市住民の本町への来訪リピート率アップを目指します。

③プログラムの充実と美里町の観光PR・魅力発信の強化

魅力的な観光プログラムの充実に努めます。JAと連携し、農業祭で町内特産物のPRや観光協会との連携のもとに、町内農産物の栽培・収穫を体験するプログラムをPRを行い、交流人口の増加を目指します。また、農産加工品や飲食店など「食」と連動した観光戦略の検討を行います。

関連する取り組み

施策	主な取り組み
観光基盤の整備	各観光拠点のネットワーク化
プログラムの充実と美里町の観光PR・魅力発信の強化	新規観光産業の創出、美里町観光協会補助金事業、美里町観光ガイドマップ作成業務委託事業

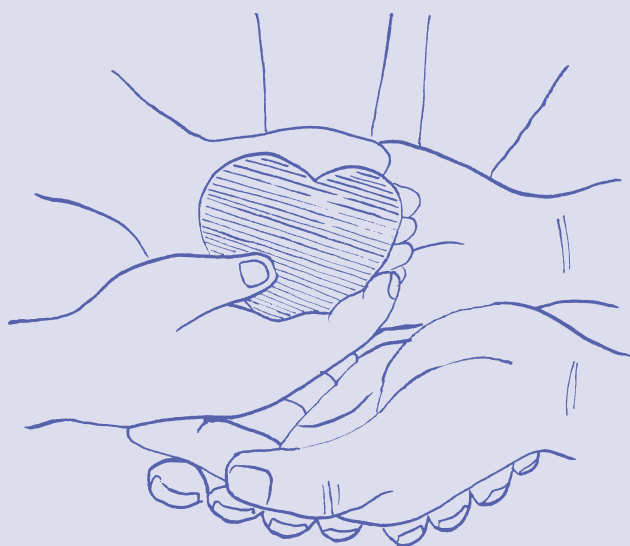
※1 サイン計画…現在値や目的地などの情報をお知らせするための案内看板類の整備計画です。

成果指標

成果指標	現状値 (平成26年度)	方向性	目標値 (平成32年度)
観光入込客数	15.7万人	、▶	16万人

第2編 基本計画

第3章 保健・福祉・医療



第3章 保健・福祉・医療

住民が安心して暮らせるように、住民の健康づくり運動の推進や保健医療体制の充実を図るとともに、人々が互いに思いやり、誰もが住み続けたいまちづくりを推進します。

また、乳幼児等を育てやすい体制の整備や地域での子育て支援活動の推進など、妊娠から子育てまで切れ目のない支援を拡充し、安心して子供を産み、健全に育てることができるまちづくりを推進します。

年金制度については、住民への周知徹底に努めるとともに保険制度の円滑な推進、健全な運営を促進します。

施策体系

第3章 保健・福祉・医療

1. 健康に暮らすことができるまちづくり

2. 互いに支え合えるまちづくり

3. 高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくり

4. 妊娠から子育てまで切れ目のない支援

1. 健康に暮らすことができるまちづくり

町の現状と課題

現状

[保健・医療]

本町での保健・医療は、母子及び乳幼児に対して、母親学級をはじめ、妊婦健康診査、各期の乳幼児健康診査、予防接種などを行うとともに、必要に応じて訪問指導や療育相談などを行っています。

青年・壮年者や高齢者に対しては、各種がん検診などを行うとともに、食生活・運動習慣などに起因した生活習慣病が増加していることから、生活習慣を改善するための健康相談や健康教育、訪問指導などを行っています。

さらに、健康長寿埼玉モデル事業を導入し、健康寿命の延伸と医療費抑制のための取り組みを行っています。

[地域医療体制]

住民が安心して暮らしていく上で、地域医療体制の充実は重要な課題となっています。本町には大規模な病院はなく高度医療体制は周辺市町でまかなわれています。

休日の診療を行うために、郡市で協力して休日急患診療所（本庄市保健センター内）や、在宅当番医^{※1}、年末年始休日急患歯科診療などの初期救急医療を実施しています。

また、夜間や休日における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、二次救急医療として本庄市児玉郡医師会による病院群輪番制^{※2}も実施しています。

小児の救急医療体制として平日夜間の初期救急を本庄総合病院で行っています。

また、小児の休日・夜間の二次救急医療を熊谷地区・深谷地区・児玉地区の広域体制による病院群輪番制を実施しています。

さらに、県外の公立藤岡総合病院等も、後方支援病院として、小児二次救急患者の受け入れを行っています。

※1 在宅当番医…公共団体の委託等を受けた医療機関が、時間外に当番制により、入院を要しない比較的軽症の救急患者の診察を担当する制度です。

※2 病院群輪番制…地域内の病院群が共同連帯して、輪番制方式により休日・夜間等における重症救急患者の入院治療を実施する体制のことです。

[国民健康保険]

被保険者の高齢化や高度医療化に伴い、平成21年度には年間284,516円だった1人あたりの医療費が、平成26年度には338,956円と増加しており、医療費が増加しております。また、長引く経済状況の低迷等により保険税収入が伸び悩むなど国民健康保険財政はますます厳しさを増す傾向にあります。

[介護保険]

介護サービスを利用する高齢者は年々増加し、費用も急速に増大してきたため、介護保険財政は厳しさを増しています。

要介護認定者数は平成21年4月の438人から平成27年4月には553人と増加し、介護保険第1号被保険者数（65歳以上の高齢者）も、2,791人から3,092人に増加しています。

[国民年金]

国民年金は、老後の生活安定にとって重要な制度です。

しかし、若年者などを中心として年金に対する認識不足や、年金そのものに対する不信感があることも事実です。

町の現状と課題

課題

[保健・医療]

今後、高齢化の進展に伴い、医療費の拡大が予測されます。そのため、生涯学習事業などと連携し、予防医療や健康づくり、介護予防、食生活の改善などに取り組む必要があります。

また、引き続き専門的人材の育成・確保などにより各保健サービスの充実に努め、各種健診（検診）の受診率の向上を図るとともに、個別健康教育など一人ひとりに対応した健康づくり事業の推進に努める必要があります。

一方で、精神保健については、心の病が増加していることから、福祉機関や保健所との連携を強化し、適切なサービスの提供に努める必要があります。

1歳6か月児、3歳児健診状況

	平成 21 年度			平成 26 年度				
	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	対象者		受診者		受診率 (%)
				(人)	増減率(%)	(人)	増減率(%)	
1歳6か月児	82	75	91.5	78	▲4.9	73	▲2.7	93.6
3歳児	75	59	78.7	111	▲48.0	83	▲40.7	74.8

資料：住民福祉健康課(増減率は平成 21 年度に対する率)

がん検診等実施状況（平成 26 年度）

	対象者 年齢区分	対象者数 (人)	増減率 (%)	受診人数 (人)	増減率 (%)	受診率 (%)	要精密 再検査 (人)	増減率
								(%)
子宮がん検診	20歳以上	2,707	▲20.4	607	12.4	22.4	6	20.0
胃がんリスク検診	40歳以上	3,910	—※	932	—※	23.8	231	—※
前立腺がん検診	40歳以上	1,569	—	389	—	24.8	32	—
20歳・30歳ピロリ検診	20歳 30歳	231	—	40	—	17.3	6	—
乳がん検診	40歳以上	2,341	▲20.3	453	▲9	19.4	29	3.6
大腸がん検診	40歳以上	3,910	▲15.4	1,143	28.0	29.2	83	62.7
肺がん検診	40歳以上	3,910	▲12.6	1,346	11.7	34.4	7	▲88.9

資料：住民福祉健康課(増減率は平成 21 年度に対する率)

※ 平成 25 年度より、バリウムによる胃がん検診から、胃がんになる危険性を調べる胃がんリスク検診に変更したことにより比較不能のため無記入

[地域医療体制]

今後も本庄市児玉郡医師会や周辺市町との連携を図りながら、地域医療体制の充実に努めるとともに、住民に対してかかりつけ医制度^{※1}の普及・啓発に努めることが必要です。

また、休日、夜間等における小児救急医療体制の充実に努めるとともに、救急医療に関する知識の普及啓発を行い、急病時の保護者の不安を解消することが必要です。

救急病院の配置

開設主体	施設名	所在地	病床数	救急病床うち ()は専用
医療法人	医療法人柏成会 青木病院	本庄市下野堂	47	6(4)
〃	医療法人堀川会 堀川病院	本庄市本庄	75	3(2)
〃	医療法人桂水会 岡病院	本庄市北堀	85	6(4)
〃	医療法人本庄福島病院 本庄総合病院	本庄市北堀	287	18(8)
〃	医療法人 鈴木外科病院	本庄市児玉町八幡山	42	4(2)
〃	医療法人益子会(社団) 児玉中央病院	本庄市児玉町児玉	55	4(2)

資料：住民福祉健康課

※1 かかりつけ医制度…普段の健康管理、病気の初期治療、大きな病院での検査や治療を必要とするかどうかの判断、他医療機関の紹介など、個人の体の状態を把握して身近な医師を持つことを推進する制度です。

[国民健康保険]

保険財政の健全化と医療費の適正化に向けて診療報酬明細書の点検業務の充実及び医療費抑制のための保健事業として、特定健康診査事業や人間ドック等助成事業などの予防事業を充実する必要があります。

[介護保険]

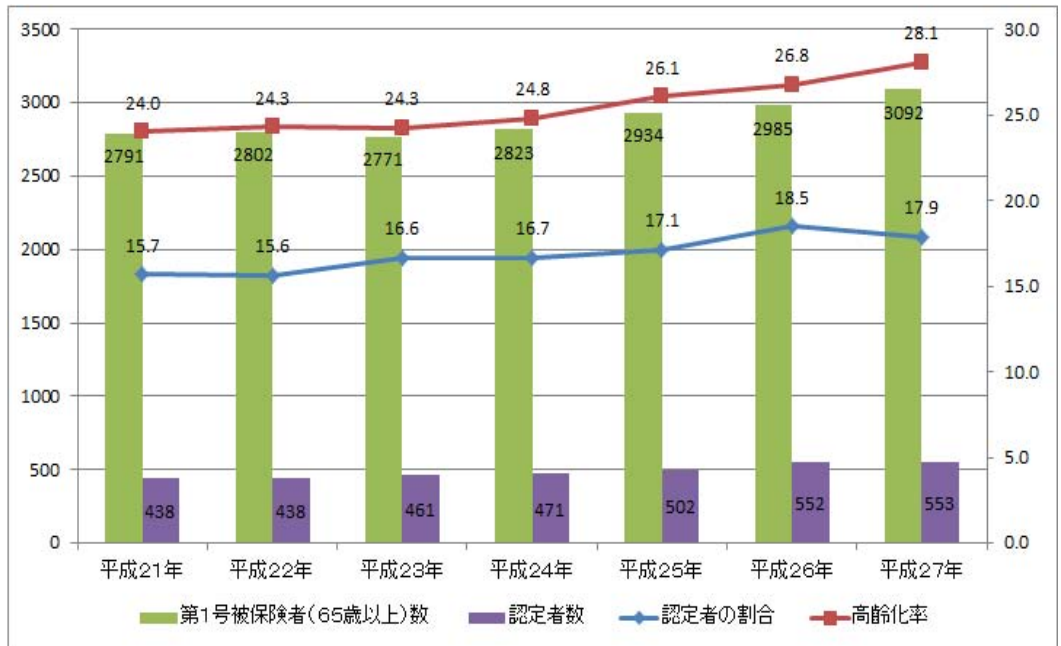
今後、高齢化が進み団塊の世代が75歳以上となる平成37年には、65歳以上の人口割合は35%を超え、3人に1人が高齢者になると推計されています。

介護や支援が必要な状態になっても、利用者が適切かつ確に必要なサービスを選択し、住み慣れた地域で自立した生活を継続できるように、地域包括ケアシステムの確立と地域包括支援センター機能の強化及び充実を図る必要があります。

今後、一層進む高齢化の状況を踏まえ、できるだけ介護が必要とならないように、また心身機能の低下を防ぐことができるよう、今後も介護予防サービスを充実し、自立支援に資するよう発展させていくことが必要です。

一方で、介護保険制度維持のため、財政運営の健全化が求められています。

高齢者数、要介護（支援）認定者数の推移



資料：住民福祉健康課（各年4月1日現在）

[国民年金]

国民年金に対する理解を促進するとともに、無年金者をなくすための制度の必要性について、引き続き啓発に努めることが必要です。

将来像（10年後の目指す姿）

- ・ 住民一人ひとりが自分の健康に関心を持ち主体的に健康づくりに取り組むことができるまち
- ・ 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるまち
- ・ 障害のある方、子どもや母子家庭等の人たちの誰もが、安心して医療を受けることができ、健康に暮らせるまち
- ・ 休日・夜間等における救急医療体制を充実させ、住民が安心して暮らせるまち

基本方針

- ・ 住民が心身ともに健康で充実した日々を過ごすことができるよう、町ぐるみで楽しみながら健康につながる事業を推進するとともに、乳幼児から高齢者に至るまでの保健事業の充実を図ります。
また、住民が安心して医療を受けられるよう地域医療の充実に努めるとともに、医療機関、医師会との相互連携と協力のもとに救急医療体制の一層の充実を図ります。
- ・ 高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」を一体化して提供していく「地域包括ケアシステム」の構築を目指します
- ・ 保険財政の健全化、医療給付費の適正化を図ります。国民年金制度については、その必要性の周知徹底と加入の啓発を行うとともに、関係機関に対して制度の円滑な推進と健全な運営を要請していきます。

施策

1. 健康維持・増進のための保健・医療の充実

①健康づくりの推進

生涯学習事業などと連携し、予防医療・健康づくり運動の支援を強化します。

また、健康づくり活動を通じた地域コミュニティの輪を広げる体制の整備に取り組み、医療費や介護給付費の抑制を目指します。健康まつり、講演会などを通じて、健康づくりに関する情報を積極的に提供し、健康の重要性に対する意識の向上、知識の普及啓発を図ります。楽しみながら健康づくりが続けられるよう、健康ポイントの導入を検討するとともに、また、疾病や生活習慣病有病者・予備軍の早期発見と早期治療を促すため、健康教育、健康相談の充実を図り、一人ひとりの健康づくりを支援し、引き続き保健指導実施者の資質向上を図ります。

②保健サービスの充実

妊娠、乳幼児、各種がん検診等をはじめとする健診（検診）体制を整備し、受診率の向上を図るとともに、健康相談、訪問指導の充実に努めます。

予防接種の受診率向上を図り、感染症疾患の発生及び蔓延防止を図ります。精神障害者や難病患者に対しては、保健所や福祉機関との連携を図りながら、適切なサービスを提供し精神保健の充実に努めます。

また、障害を把握した場合に、適切なサービスや医療が受けられる体制づくりを図り、障害者医療の充実に取り組みます。栄養指導・相談などを通じて幅広い食育を推進します。

③専門人材の確保

福祉分野における各種専門的人材の確保に努めます。

④ボランティア活動の強化充実

保健センターにおけるボランティア活動の活性化を図ります。

⑤献血の支援

献血を支援し、血液提供者の増加を図ります。

関連する取り組み

施策	主な取り組み
健康づくりの推進	地区組織育成事業（食生活改善推進員連絡協議会）、健康ポイントの導入、健康づくり関連事業の推進・強化（めざせ！毎日1万歩運動）、健康・予防医療に関連する施設や環境整備
保健サービスの充実	予防接種事業（肺炎球菌予防接種・風しん予防接種・インフルエンザ予防接種費用助成）各種がん検診等推進事業、健康管理ノートの普及

2. 地域福祉医療体制の充実

①地域医療体制の充実

かかりつけ医制度の普及・啓発に努め、住民が継続して治療・相談できる体制を構築します。

②救急医療体制の充実

本庄市児玉郡医師会や周辺市町との連携を図りながら、救急医療体制の充実と児玉郡市広域消防本部の救急体制の充実に努めます。

また、#7000^{*1}や#8000^{*2}の情報を提供し、救急体制の確保に努めます。

3. 保険制度の拡充と健全な運営

①国民健康保険制度の充実

特定健康診査や人間ドック等の受診率向上を図るとともに、診療報酬明細書の内容点検を充実し、医療費の適正化を図ります。

国民健康保険制度への理解を求め、自主的な健康管理を促進して医療費の抑制に努め、保険税の適正賦課と収納率の向上のため、事務処理及び徴収体制の強化を図ります。

②介護保険制度の円滑な実施

関係機関と連携し、サービス提供基盤の確保に努め、介護保険制度の仕組みやサービス利用方法の周知を図ります。また、地域包括支援センターが、地域における総合的な相談窓口の中核的機能を果たすよう、地域住民に対して周知するとともに、高齢者の安心生活のための各種支援を行います。

③後期高齢者医療制度の周知

後期高齢者医療制度の周知徹底に努めます。

④国民年金の普及

年金に対する理解を促進するとともに、無年金者をなくすための啓発活動を推進します。

※1 #7000…大人を対象とする救急電話相談のことです。

※2 #8000…休日・夜間の急な子供の病気にどう対処したらよいか、などについて電話で相談ができるサービスです。

関連する取り組み

施策	主な取り組み
国民健康保険の充実	国民健康保険予防検診料助成事業、国民健康保険出産育児一時金受取代理制度、国民健康保険高額療養費特別支給金事業
介護保険制度の円滑な実施	介護給付等費用適正化事業
後期高齢者医療制度の周知	後期高齢者医療人間ドック助成事業

成果指標

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	方向性	目標値 (平成 32 年度)
健康寿命	男性 80.85 歳 女性 83.88 歳 (H25)	、 ▼	延伸
健康づくり参加者数	100 人 (めざせ！毎日 1 万歩参加者)	、 ▼	2,500 人 (累計)
がん検診受診率	25.6%	、 ▼	30%
人間ドック受診者数	78 人	、 ▼	100 人
特定健診受診率	36.7%	、 ▼	50%
特定保健指導実施率	58.6%	、 ▼	70%
要介護認定率の低減	16.5%(H24)	、 ▲	減少

関連する個別計画

- ・ ミムリンときめき健康増進計画（健康増進計画・食育推進計画）
- ・ 第 6 期 美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

2. 互いに支え合えるまちづくり

町の現状と課題

現状

少子高齢化や核家族化など家族構成の変化に伴い、すべての住民が福祉に対する理解を深め、住民が互いに支え助け合う相互扶助機能を高めることが重要になっています。このため、福祉ボランティアとして、見守りボランティア、配食ボランティア、配送ボランティア、送迎ボランティア、赤十字奉仕団等が活躍しています。

社会福祉協議会では、一人暮らし高齢者の配食サービス、心配ごと相談、臨床心理士によるこころの相談など住民に身近な福祉サービスの提供に努めています。

また、急速な高齢化の進展とともに、障害者数も増加傾向にあり、障害の重度化・重複化も進んでいます。本町では、平成24年3月に『美里町障害者計画及び障害福祉計画』を策定し、障害者の自立支援と社会参加の一層の促進を図ると共に、住民・障害福祉サービス提供事業者・行政が一体となったノーマライゼーション※1の地域づくりに取り組んでいます。

課題

日常的に地域の福祉活動を展開している民生・児童委員と、今後も行政との連携強化を図りながら、地域が求めるきめ細かい福祉ニーズの把握に努める必要があります。

家庭内暴力（DV）やひきこもり等は、行政と地域住民組織やNPO法人、ボランティアとの協働連携が必要とされ、生活困窮者に対しては、民生・児童委員と協力して生活相談などを進め、自立を支援していく必要があります。そのため、引き続き社会福祉協議会が地域に必要な事業を展開できるよう、支援していくことが求められています。

また、本町においては、社会福祉法人による知的・精神・身体障害者施設及び各障害に対する支援センターなどがあり、これらの施設との連携を図りながら、障害福祉サービスの充実、障害者の社会参加を推進するための様々な支援を行っていくことが必要です。

社会参加においては、外出支援やボランティア活動の促進などで外出しやすい環境を整えるとともに、スポーツ・レクリエーション活動や文化活動に親しめる情報を提供し、気軽に社会参加できる体制整備に努める必要があります。

※1 ノーマライゼーション…障害をもつ者ともたない者が平等に生活する社会を実現する考え方です。

民生委員活動状況

(単位：件)

年度	相談支援	訪問支援	連絡調整	その他支援	計
平成 22 年	263	3,080	3,678	1,862	8,883
23 年	340	2,196	2,864	1,718	7,118
24 年	401	2,628	3,407	1,730	8,166
25 年	456	2,875	3,521	1,778	8,630
26 年	274	4,095	3,989	1,839	10,197

資料：住民福祉健康課

身体障害者手帳所持者数の推移

(単位：人)

年度	総数	視覚	聴覚・言語	内部障害	肢体不自由
平成 22 年度	488	35	56	134	263
23 年度	432	25	53	125	229
24 年度	446	26	51	132	237
25 年度	443	26	52	120	245
26 年度	435	22	49	124	240

資料：住民福祉健康課

療育手帳所持者数の推移（知的障害者（児）数）

(単位：人)

年度	総数	㊤（最重度）	A（重度）	B（中度）	C（軽度）
平成 22 年度	115	20	36	40	19
23 年度	112	19	34	38	21
24 年度	102	16	30	37	19
25 年度	112	19	32	42	19
26 年度	111	21	30	41	19

資料：住民福祉健康課

精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

年度	総数	1 級	2 級	3 級
平成 22 年度	36	4	23	9
23 年度	44	3	32	9
24 年度	45	3	31	11
25 年度	52	3	36	13
26 年度	62	4	40	18

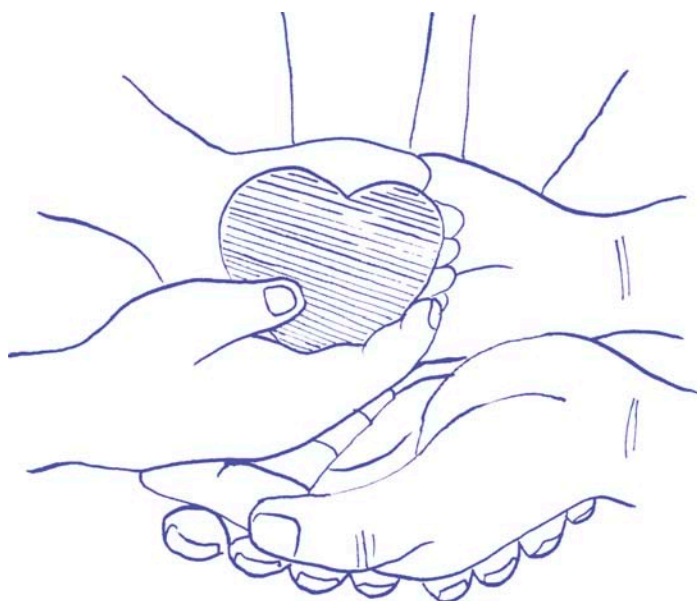
資料：住民福祉健康課

将来像（10年後の目指す姿）

- ・ 高齢の夫婦や単身世帯が孤立することなく、地域で安心して生活できるまち
- ・ 一人ひとりのニーズにあわせた福祉生活、支援サービスを受けられるまち
- ・ 高齢者が互いに支え合い、地域のためにいきいきと活躍できる場があるまち
- ・ 障害者、健常者が共に助け合い、互いに支え合い、そして共に活躍できるまち

基本方針

- ・ 互いを思いやり支え合う心を持つ、やさしさのあるまちづくりに向けて、福祉思想の啓発活動を充実するとともに地域ボランティアの発掘、育成、活動の場の提供を図ります。
- ・ 障害者（児）が自立して生活できるよう、日常生活における支援体制の強化を図ります。また、障害者（児）に対する福祉サービスの充実を図ります。



施策

1. 支え合う地域福祉の充実

①地域福祉の充実

地域福祉推進の中心となる組織として活躍できるよう、社会福祉協議会の活動を支援し、ボランティア団体の活用、相談事業活動の強化に努めます。町内の福祉施設との連携を強化し、在宅で暮らす支援を必要とする高齢者や障害者への福祉サービスの提供に努めます。

また、民生・児童委員との連携により、地域情報を共有し、地域福祉体制の強化を図ります。社会的弱者の立場を理解し、そのよき相談相手になるよう努めるとともに、その生活状況を把握・理解し自立助長を図ります。

②福祉のまちづくりの推進

「心のバリアフリー」が実現する社会を目指し、広報の充実や講演会の開催などにより住民の福祉意識の高揚を図ります。

③ボランティア団体の育成と協働

各社会福祉施設、ボランティア団体、生涯学習団体などとの連携を強化し、多様なボランティアの育成を図るとともに、ボランティア活動の場を提供します。

関連する取り組み

施策	主な取り組み
地域福祉の充実	福祉タクシー利用助成事業、社会福祉法人等による生活困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担の軽減に関する助成事業、自動車等燃料費助成事業、自動車運転免許取得費助成事業
ボランティア団体の育成・協働	地域支え合い事業補助金、徘徊高齢者見守りネットワークの整備、地域福祉活動サポーターの導入

2. 障害者（児）福祉の充実

①社会参加と自立の促進

障害者が地域の中で安心して暮らせるよう、住民意識の高揚を図るとともに、社会福祉協議会を中心としたボランティアの育成と活動を支援します。障害者の社会参加と自立を目指し、『障害者生活支援センターさわやか』や『児玉郡市障害者就労支援センター』等との連携により雇用の促進を図ります。

②福祉サービスの充実

ケアマネジメント^{※2}の導入による、きめ細かな在宅サービスの提供に努めます。関係機関との連携を強化し、入所施設の充実に取り組みます。

関連する取り組み

施策	主な取り組み
社会参加と自立の促進	移動支援事業、日中一時支援事業、児玉郡市手話通訳者派遣事業 障害者相談支援事業、障害者地域活動支援センター事業 児玉郡市障害者就労支援センター
福祉サービスの充実	障害児（者）生活サポート事業

※2 ケアマネジメント…個々の要介護者の生活状態にあわせて、要介護者のニーズを明らかにし、社会資源についてのケアプランを作成し、これに基づいて実際にサービス等の社会資源を提供していく仕組みです。

成果指標

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	方向性	目標値 (平成 32 年度)
就労支援・教育相談件数	7 件	、 ▼	30 件

関連する個別計画

- ・ 美里町障害者計画及び障害福祉計画
- ・ 美里町地域福祉計画

3. 高齢者が安心して 暮らし続けられるまちづくり

町の現状と課題

現状

少子高齢化が進み、町民の4人に1人が65歳以上の高齢者となり、閉じこもり高齢者など社会的に孤立している高齢者も少なくない実態があります。高齢者が地域の中で孤立しないよう、気軽に集える交流の場として、平成18年度より「高齢者いきいき対策事業」が開始され、現在ではすべての行政区において自主的な活動が実施されています。

また、認知症の高齢者も増加しており、民生委員、地域包括支援センター等による見守り活動が行われています。

介護保険については、町内に立地する老人福祉施設等との連携を図りながら、介護予防を含む地域支援事業や介護保険サービスの充実に努めています。

課題

65歳以上の人口の割合（老年人口比率）は、平成27年3月31日現在、28.1%と全国平均の26.4%を上回っており、今後ますます高齢化が進むものと予測されます。

また、核家族化の進展による高齢者単身世帯、高齢者のみ世帯も増加していくと予測されています。このような社会にあっては、地域が一体となって見守り等を強化するとともに、高齢期をいかに健康で生きがいをもって地域の中で過ごすかが大きな課題となっています。

今後も多様化するニーズに応え、介護・福祉サービスを総合的に提供できるよう、地域包括支援センターを中心とした地域全体で高齢者を支える体制づくりが求められています。

将来像（10年後の目指す姿）

- ・ 地域の身近な場所に、高齢者が集い、交流できる居場所があるまち
- ・ 心身ともに豊かな在宅生活が送れるよう地域の支え合いがあるまち
- ・ 元気な高齢者が主体的に健康づくりや地域づくりの担い手として活躍できるまち
- ・ 快適に過ごせる住環境と住み心地のよいライフスタイルが実現し、一人ひとりのニーズに合わせたサービスが受けられるまち

基本方針

- ・ 生涯を住みなれた家庭や地域で自分らしく元気に暮らすことができるよう、福祉・保健・医療の連携を図りつつ、高齢者が自立し生きがいを感じることでできる地域づくりを目指します。



施策

1. 高齢者福祉の充実

①地域ケア体制の充実

地域包括支援センターを中心として各種機関とのネットワーク化を図り、要介護高齢者や単身高齢者等への継続的支援体制を確立します。高齢者の生活支援・介護予防・介護サービス利用などの相談に一括対応できるよう、相談窓口の一本化を図ります。

認知症対策としては、早期発見と早期対応を図るため「認知症総合支援事業」を開始し、認知症の人とその家族への支援を図っていきます。

また、高齢者の多様化する生活支援ニーズに対応するため、サービスの担い手となる住民ボランティアなどを育成します。

②在宅生活の支援

介護教室・家族交流会を開催するなどし、在宅で介護されている家族の精神的・経済的負担の軽減を図り、在宅生活の継続を支援します。高齢者のみの世帯に対しては、地域包括支援センター、社会福祉協議会や民生・児童委員が連携して安否確認や見守り事業などを実施し、安心して在宅生活が続けられるように支援します。

③新たな介護予防の推進

介護予防の重要性を広く啓発し、自主性を重んじた地域主体による体操教室等を推進します。高齢者が地域で気軽に集える交流の場を増やし、家に閉じこもりがちな高齢者の孤独感の解消を図るとともに、介護予防を推進する高齢者いきいき対策事業（いきいきサロン）を継続して支援します。

また、地域包括支援センターによる筋力トレーニング教室など各種介護予防事業を積極的に展開します。

④生きがいつくりの推進

高齢者が長年培った技能や経験を活かし、働くことを通じて生きがいを得るとともに社会参加できるよう、シルバー人材センターの活動を支援します。また、高齢者が持つ知識や技術を活かし、公民館事業や自主活動の場において指導者等として活躍できるよう支援します。

高齢者の健康づくりや交流の場として組織化されている老人クラブの自主的活動を継続支援します。

⑤ふれあいの機会の充実

子どもたちの高齢者施設への訪問や、学校行事で地域高齢者との交流など、高齢者と子どもたちが気軽にふれあえる機会の充実に努めます。高齢者・子育て世代・子どもたちなど、地域での多世代間交流やボランティア活動を促進し、社会福祉協議会による福祉協力校制度を継続するなどの世代間交流を推進します。

関連する取り組み

施策	主な取り組み
地域ケア体制の充実	認知症総合支援事業、在宅医療・介護連携推進事業、見守り事業、高齢者等探索システム事業、緊急通報システム事業、徘徊高齢者見守りネットワークの整備、高齢者運転免許証自主返納支援事業、成年後見制度利用支援事業、災害時要援護者支援制度
在宅生活の支援	生活支援体制整備事業、総合相談・支援事業、訪問散髪サービス事業、在宅重度要介護高齢者介護手当及び紙おむつ等支給事業
新たな介護予防の推進	介護予防事業（シニア健康アップ塾、高齢者いきいき対策事業の支援、らくらく筋トレ教室、ゆうゆう広場、介護予防の普及啓発、介護予防ボランティア養成事業）、地域主体による体操教室の開催支援
生きがいつくりの推進	老人クラブ育成事業、シルバー人材センター補助金
ふれあいの機会の充実	長寿の集い事業

成果指標

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	方向性	目標値 (平成 32 年度)
高齢者いきいき対策事業開催回数	218回	、 ▼	240回

関連する個別計画

- ・ 第6期美里町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

4. 妊娠から子育てまで切れ目のない支援

町の現状と課題

現状

【児童福祉】

我が国においては少子高齢化が急速に進行しており、将来の社会経済に及ぼす影響が懸念されています。本町においても少子化傾向は顕著であり、18歳以下の児童数は平成27年4月が1,766人と平成23年4月と比較して157人減少しています。

本町では、今後の少子化対策、子育て支援に関する施策を積極的に推進するための指針となる「美里町子ども・子育て支援事業計画」を平成26年度に策定し、住民・事業者・行政が一体となった町全体での取り組みにより、子どもの幸せを最優先に置きながら、子育てにかかわる全ての人々が成長していけるような環境づくりに努めています。育児に悩む人たちに対しては、育児学級やすこやか広場を開催し、仲間づくりや育児の不安解消に努めています。

町内には、私立の認可保育園が4園、幼稚園が1園あり、それぞれが独自のサービスを提供しています。

また、放課後児童クラブが3か所あり、その他子育て支援センターが整備されています。

【ひとり親家庭等福祉】

近年、家庭を取り巻く生活・社会環境の変化に伴い、ひとり親家庭が増加傾向にあります。本町では、民生・児童委員を中心とした相談体制の整備や、ひとり親家庭等医療費の給付、児童扶養手当の給付受付などを行っています。

【福祉医療制度】

福祉医療費助成制度は、ひとり親家庭の児童及び重度心身障害者の心身の健康保持と生活の安定を図るため、医療費の一部を助成する制度です。本町では、平成24年度より、これまで小学校修了までを対象としていた助成を中学校修了の子どもまで拡大しました。

町の現状と課題

課題

【児童福祉】

本町の合計特殊出生率※¹は全国・埼玉県の平均よりも低い状況が続いており、未来ある町政を推進するには、町内の児童数の減少は最も重要な課題のひとつです。

その一方で近年は子育て支援の取り組みの効果から、出生率が上がっているのも確かです。そのため、妊娠期から出産、育児といった過程を、安心して暮らせるよう保育内容を充実させ今後も子育て支援を行うとともに、児童相談体制の充実など関係機関との連携による円滑な支援体制の整備が求められています。

また、地域における子育て家庭への支援、経済的な負担の軽減、仕事と家庭生活の両立支援などを推進する必要があります。

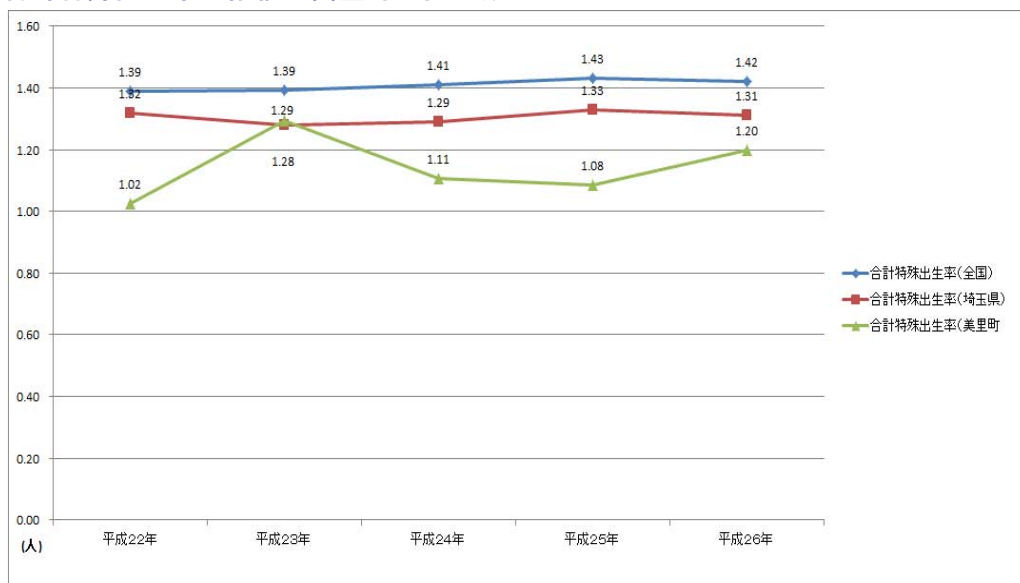
【ひとり親家庭等福祉】

ひとり親家庭は精神的・経済的な不安を抱えるなど、子育てに対する負担が大きく、地域や行政からの支援が必要です。今後は支援策の普及徹底を図るとともに、安定した生活を実現するために就労支援体制の整備を行うなど、自立支援の充実が求められています。

【福祉医療制度】

今後も、社会状況や地域の実情にあわせて、助成対象者の拡大又は細別化を図っていく必要があります。

合計特殊出生率の推移と美里町の出生数



資料：住民福祉健康課

保育園の立地状況

名 称	経営主体	所在地	定員	開設年
松久保育園	(福) 松久福祉会	駒衣	80	昭和 29 年
みざくら保育園	(福) みざくらの会	阿那志	90	昭和 31 年
みさと保育園	(福) みさと福祉会	白石	60	昭和 31 年
ようりん保育園	(福) ようりん福祉会	下児玉	60	昭和 55 年

資料：住民福祉健康課

放課後学童クラブの立地状況

名 称	経営主体	所在地	児童数	開設年
みざくら学童クラブ	(福) みざくらの会	阿那志	44	平成 17 年
つばさ学童クラブ	(福) 松久福祉会	駒衣	33	平成 17 年
ひまわり学童クラブ	(福) みさと福祉会	白石	18	平成 20 年

資料：住民福祉健康課 (平成27年5月1日現在)

母子世帯数、父子世帯数の推移

年度	母子世帯	父子世帯
平成 22 年	94	45
23 年	101	45
24 年	104	46
25 年	98	4
26 年	107	4

資料：住民福祉健康課 ※ひとり親家庭等医療費支給事業対象者（各年度12月末現在）

※1 合計特殊出生率…人口統計上の指標で、1人の女性が生涯に産む子供の数を示します。

将来像（10年後の目指す姿）

- ・ 妊娠から子育てまで切れ目のない支援があり、子どもを持ちたい人が安心して子どもを産むことができるまち
- ・ 第1子、第2子、第3子と安心して多子を育てられるまち
- ・ ひとり親家庭等が、必要な情報を得て、安心して働きながら子育てができるまち
- ・ 行政・地域、住民が協力し、まち全体で子供を育てることができるまち

基本方針

- ・ 安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てることができる環境づくりを一層推進します。
- ・ 子育て世代が不安や孤立感を感じずに子育てが出来るように、子育て環境の構築をはじめとして子ども・子育てを取り巻く諸課題に積極的に取り組むとともに、教育・保育・子育て支援の総合的かつ一体的な提供により、美里町の子どもたちの幼児期における健やかな成長を育みます。
- ・ 母子（父子）家庭においては、精神的、経済的に自立できるように、各種援護制度の普及・活用を図るとともに、生活・就業の相談活動を推進します。

施策

1. 児童福祉の充実

①子育て支援の充実

「美里町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりに努めます。

子育てガイドブックや各種パンフレットを配布するなど、子育てに関する情報の提供を強化し、公共施設における「赤ちゃんの駅^{※1}」の利用を促進します。

発達障害等を抱える子どもたちが社会的に自立していけるよう、持続的な支援体制の構築を図ります。

②子育て世代の保健・医療制度の充実

妊娠、出産、育児の各段階を一貫して支援できる保健サービス体制の充実に努めます。こども医療などの福祉医療制度の充実を図ります。また制度の普及・啓発に努めます。

※1 赤ちゃんの駅…赤ちゃんを抱えた親等が外出先で授乳やおむつ替えができるよう公共施設などに設置されている場所です。

③相談体制の整備と子育てコミュニティの支援

子育て世代の交流・コミュニティの形成においては、育児の不安や悩みを解消し、安心して産み育てられるよう親子教室、育児学級などを充実させ、子育てサークルの育成を支援します。

また、すこやか広場などを活用し、子育て中の親子の交流機会の充実に努めるほか、子育て支援センターを拠点としたネットワークの構築、親の育児不安の解消に向けた支援体制の充実に努めます。

子育ての孤立化の予防、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供と、地域の中で子どもが健やかに成長できる環境整備を図ります。

④児童虐待への対応強化

児童虐待については、「どならない子育て練習法」トレーナーを養成し町民への普及に努めるとともに、青少年問題協議会にて防止に関する啓発活動を行い、要保護児童対策地域協議会を中心に、その早期発見や保護など迅速な対応に努めます。

⑤妊娠・出産サポート

女性の社会進出や晩婚化など、ライフスタイルや社会状況の変化に伴い妊娠・出産に関する新たな課題も生まれています。不妊治療や妊婦の健康診査助成など、子どもを持ちたい人の妊娠・出産の支援を行います。

関連する取り組み

施策	主な取り組み
子育て支援の充実	民間保育所事業運営費補助金、チャイルドシート購入費補助金支給制度、保育所運営委託事業、多子世帯保育料軽減補助、こども医療費支援
子育て世代の保健・医療制度の充実	こども医療費支給事業、ひとり親家庭等医療費支給事業
相談体制の整備と子育てコミュニティの支援	子育て支援拠点センター事業、ファミリーサポートセンター事業、子育て世代の町民活動団体の立ち上げ・活動支援
児童虐待への対応強化	放課後児童健全育成事業、どならない子育て練習講座、アンガーマネジメント研修
妊娠・出産サポート	不妊治療費助成、妊婦健康検診審査助成、10代の母親支援

2. ひとり親家庭等福祉の充実

①支援策の普及徹底

ひとり親家庭等医療費支給制度、児童扶養手当支給制度、県との連携による就労支援など、支援策の普及を図ります。

成果指標

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	方向性	目標値 (平成 32 年度)
子育て支援センター利用人数	6,668 人	、 ▲	7,000 人
乳児検診受診率	83. 7%	、 ▲	90. 0%
育児学級利用人数	311 人	、 ▲	330 人

関連する個別計画

- ・ 美里町子ども・子育て支援事業計画
- ・ ミムリンときめき健康増進計画（健康増進計画・食育推進計画）



第2編 基本計画

第4章 街づくり



第4章 街づくり

安全で快適な暮らしを確保するために、その基盤となる土地の秩序ある利用を図るとともに、道路網の整備や公園・緑地の充実などを総合的に進めます。また、まちの核となる拠点施設の整備と、情報システムの構築・強化に取り組み、本町のまちの魅力を発信する基盤づくりを推進することで、質の高い魅力ある地域づくりを目指します。

施策体系

第4章 街づくり

- 1. 魅力づくりにつながる土地利用
- 2. まちの核となる拠点施設の整備
- 3. 暮らしにあわせた快適なインフラの整備
- 4. まちの魅力を発信し、情報を集約できる基盤づくり

1. 魅力づくりにつながる土地利用

町の現状と課題

現状

本町は児玉都市計画区域に含まれますが、市街化区域、市街化調整区域の区域区分および用途地域の指定はありません。

また、町内の農地は、集落間の農地や幹線道路沿道の農地を含めて大半が農業振興地域の農用地に指定されており、都市的土地利用は抑えられてきました。

課題

本町の将来の発展のためには、計画的かつ誘導的な土地利用が求められており、より有効的な土地利用の推進を検討する必要があります。

この中で、それぞれの地区の特性に応じたまちづくりの推進のため、中心拠点形成地区や沿道市街地形成地区などのまちづくり拠点地区の整備を推進することが必要です。

目的別農地転用の推移

年度	総数		住宅用地		工業用地		商業施設用地		その他	
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
平成 22 年	47	40,032	36	13,302	2	953	2	1,439	7	24,338
23 年	41	19,271	28	12,432	5	3,626	1	142	7	3,071
24 年	43	26,107	28	10,989	4	2,934	2	1,576	9	10,608
25 年	48	35,807	30	10,659	5	5,442	6	9,403	7	10,267
26 年	48	35,807	22	7,437	2	3,334	10	6,154	22	20,273

資料：農林商工課

将来像（10年後の目指す姿）

- ・ 自然環境と調和した快適なまち

基本方針

- ・ 快適で暮らしやすい環境の形成を目指し、自然環境の保全と計画的な土地利用を推進します。特に居住環境の向上と経済活動の発展を図るため、住・商・工業などの自然と調和した土地利用を推進します。
また、それぞれの地区の特性に応じた、魅力あふれる街並みの整備を推進します。

施策

1. 土地利用の推進

①土地利用の推進

都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律などを踏まえ、都市機能の適切な誘導を進めながら計画的な土地利用の推進を図ります。

2. 街並みの整備

①中心拠点地

町の中心に位置する美里町役場及びJR八高線松久駅周辺には、スマートインターチェンジのアクセス道路を整備しています。そのためこの地区を介して町内外へ人・車などの流れが生まれることが予想されます。核となる地区として、商業施設の誘導等を含めた適切な土地利用計画を検討していきます。また観光拠点となる施設など、町の中心地として総合的な整備計画を検討します。

②沿道市街地形成地区

集団的な優良農地を保全しつつ住宅用地を創出するため、介在農用地の転換を進めます。また、沿道サービス施設の計画的な誘導を行い、日常生活の利便性向上に努めます。

③南部丘陵整備地区

国道254号バイパス周辺における宅地開発を促進するとともに、自然環境と調和した住環境整備を推進します。

関連する個別計画

- ・ 土地利用構想

2. まちの核となる拠点施設の整備

町の現状と課題

現状

本町には中心となる商店街や市街地がなく、町の中心に農地が広がるため、これまでまちの核となる拠点はありませんでした。

一方で、第4次総合振興計画時から土地利用方針の中で中心拠点地を検討、スマートインターチェンジやアクセス道路の検討・整備に取り組んできました。

また、アクセス道路の整備をきっかけとした、町の「顔」となる拠点施設について検討するとともに、町の資源を発掘・活用し地域の課題を解決する取り組みを生み出す「美里町地域再生計画」の策定に町民参加で取り組んできました。

課題

町民のヒアリング、ワークショップの意見から、来訪者が滞在できる場所がない、商店や飲食店の減少、まちの魅力発信不足、まちなかで生活が完結しない等の課題が見えてきています。また、町民同士の気軽に立ち寄れる多世代の交流の場、6次産業化施設などの必要性が高まっています。そのため、暮らしの様々な課題を解決できるプラットフォームが求められています。

将来像（10年後の目指す姿）

- ・ 「美しの里と出会える場」として、町内外から人が集い、美里の魅力を五感で味わいながら、交流を楽しめる施設があるまち
- ・ 町民の暮らしの課題を解決し、町外の人にと町民の魅力を発信する施設があるまち

基本方針

- ・ スマートインターチェンジの整備とあわせて、まちの核となる拠点施設の整備を検討し、町民と来訪者が集い、日常的なにぎわいづくりに取り組みます。施設の運営計画や設計段階から町民が積極的に参加し、地域に望まれる施設の整備を目指します
- ・ 町内外に望まれる施設運営を目指し、民間ノウハウなど新たな運営の方法を検討し、資源である農畜産物の魅力強化と活用を図るため、美里の「食」をPRできる拠点施設の整備を検討します。

施策

1. 町民参加の街づくり

①核となる拠点施設の整備推進

アクセス道路の整備にあわせて、計画的な土地利用、整備計画を検討します。

②拠点運営計画・機能計画の策定

地域再生計画の施設コンセプト、方向性をもとに、6次産業化施設や町の案内所など各機能の詳細を検討します。

また、民間ノウハウを取り入れた施設の運営計画の策定に取り組みます。

③町民参加による施設設計の実施

施設設計において、町民が参加できる仕組みや体制作りを推進します。

④町民参画による運営・活用支援

多くの町民に施設運営に参画してもらうために運営・活用の支援を進めます。完成前からの取り組みの試験実施の実施支援や、完成後に施設を活用する担い手の育成を推進します。

成果指標

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	方向性	目標値 (平成 32 年度)
運営計画・機能計画の策定	—		平成 29 年度 (目処)
6次産業拠点の整備	—		平成 34 年度の完成目標
拠点整備や活用に取り組む町民	述べ 130 人 (H27)	、 ▼	述べ 150 人 (5 年間)

関連する個別計画

- ・ 美里町地域再生計画

3. 暮らしにあわせた快適なインフラの整備

町の現状と課題

現状

【公共交通機関】

本町においては、町のほぼ中央を東西方向にJR八高線が通り、松久駅が設置されていますが、単線で運行本数が少ないため利用者は低迷しています。

一方で、北隣の本庄市には上越新幹線本庄早稲田駅が開業し、東京駅までの所要時間が約50分となり、時間が短縮され町民の利便性も向上しています。

地域間を連絡するバス交通は、主要県道本庄寄居線に本庄駅南口と寄居車庫間を連絡する代替バスが運行されていますが、維持が難しい状況です。

また、町内循環バスに替る制度として、タクシーを利用した補助制度を実施し、交通弱者に対する支援を行っています。

【道路網】

国道254号や主要県道本庄寄居線など5本の県道が主要な道路網を形成しています。そして新たな道路網として、寄居パーキングエリアにおいて、高速道路の有効活用と地域の活性化を図るためスマートインターチェンジの設置およびそこへのアクセス道路を整備しています。

町道の主要幹線については、ほとんどが改良済となっておりますが、その他の路線については、未改良が見られます。

また、集落内道路にいたっては、道路改良の要望が多数寄せられていますが、整備が追いついていないのが現状です。

【公園・緑地】

これまでに健康・文化の核として遺跡の森総合公園を整備したほか、身馴川公園をはじめとする公園の整備を行ってきました。これらの公園は、住民の交流や子育ての場として日常的に利用されるとともに、災害時の避難場所としての役割をもっています。

町の現状と課題

課題

[公共交通機関]

町内では自動車が必要な移動手段となっています。現在運転免許を持たない高齢者への支援体制は整いつつありますが、今後は、特定の交通弱者以外の方の交通手段の確保（公共交通機関の拡充など）が必要となっています。利用者ニーズに応じた適正な公共交通の運行サービスの提供やあらゆる世代の交流を促す公共交通の充実、そして公共交通の持続的な運営のための利用者の確保が求められています。

[道路網の整備]

本町ではこれまでも道路整備を進めてきましたが、道路整備に対する住民ニーズは依然として高く、今後も計画的な整備が必要です。近年は、道路の舗装や側溝の整備などに対する要望が増加傾向にあり、限られた予算の中で計画的な整備が求められています。

また、今後スマートインターチェンジの開通により、新たな交通車両の集落内道路への流入を防ぐために、幹線道路・歩道の整備を同時に推進し、児童生徒の安全を確保する必要があります。さらに、町が管理する橋梁が173橋あり、老朽化する橋梁の耐震化や維持管理体制の確立が急務となっています。

町道の整備状況の推移

	路線数	延長 (m)	舗装済		規格改良済		自動車 交通不能 道路延長 (m)
			延長 (m)	舗装率 (%)	延長 (m)	改良率 (%)	
国道	1	5,150	5,150	100.0	5,150	100.0	0
県道	5	20,775	20,775	100.0	19,789	95.0	0
町道	2,267	444,985	222,655	50.0	242,555	54.5	85,764
計	2,273	470,910	248,580	52.8	267,494	56.8	85,764

資料：建設水道課（国道及び県道は平成26年4月1日現在、町道は平成27年3月31日現在）

[公園・緑地の充実]

多くの公園で遊具の老朽化が目立ってきており、安全基準を満たす遊具への更新が求められています。

また、子育て世代から子どもたちの遊べる公園・緑地の充実のニーズがあり、町内で放課後や週末を過ごせる環境づくりが必要です。

一方で、近年は心無い利用者による公園内設備の破損や落書き等が多くなっているため、施設の適正な維持管理と有効活用に努めるとともに、適切な公園利用を呼びかけていくことが必要です。

公園の整備状況

公園名	面積 (ha)	施設の概要
遺跡の森総合公園	11.33	総合グラウンド、町民体育館、町民武道館、テニスコート、ターゲットバードゴルフ場、ゲートボール場、こども広場、遺跡の森館、中央公民館（コミュニティセンター）、森の図書館、保健センター
身馴川公園	1.21	芝生公園、子ども遊具
農村公園	0.31	子ども遊具、ゲートボール場
駅前児童公園	0.33	芝生公園、子ども遊具

資料：総合政策課



将来像（10年後の目指す姿）

- ・ 各公共交通機関が連携し、町内外への移動がしやすいまち
- ・ スマートインターチェンジや周辺幹線道路利用の通過車両をスムーズに誘導できる道路環境が整っているまち
- ・ 町民の暮らしに合わせた道路の整備、計画的な維持管理が行われ、便利で安全・快適なまち
- ・ 多くの町内外の人が、いつでも安心して利用できる公園があるまち

基本方針

- ・ 地域住民の公共交通路線として、電車の増便や利便性の向上、民間バス事業者の路線維持と、地域間を結ぶ交通システムの検討など、利用者の立場に立った交通サービス体制を構築します。
- ・ 町の幹線道路整備を推進しつつ、国・県道の機能強化を図ります。
また、集落内道路の計画的な整備や老朽化する橋梁の適切な維持管理を進め、誰もが安全に通行できる生活道路整備を計画的に進めます。
- ・ 地域住民のコミュニティ活動・休養及びレクリエーションの場として、また、災害時の避難場所としての公園の整備充実を図るとともに、これらを活用したまちづくりを進めます。
また、遊具の安全点検を進めるとともに、魅力ある公園づくりを検討します。



施策

1. 公共交通機関の機能強化

① 鉄道機能の向上

JR八高線松久駅の利用促進及び活性化を図るため、駅前の環境整備を計画します。沿線市町との連携を図りながら、利用者の増加策を検討するとともに八高線電車化促進期成同盟会を通じて増便や高速化など、利便性の向上についてJRへ要望を行います。

② 路線バスの増便

県北都市間路線バス維持対策協議会などを通じ、バス路線の充実に努めます。

③ 公共交通（タクシー）利用料金の補助

公共タクシー事業に関しては、今後利用料の補助など利用内容の検討を図り、交通弱者の是正に努め、利用者に対してより良い満足感を得てもらえるように進めていきます

関連する取り組み

施策	主な取り組み
鉄道機能の向上	八高線電車化促進期成同盟会
路線バスの増便	県北都市間路線バス維持対策協議会
公共交通(タクシー)利用料金の補助事業	公共交通(タクシー)利用料金補助事業

2. 道路網の整備

①寄居パーキングスマートインターチェンジへのアクセス道路の整備

国道254号からスマートインターチェンジに至るアクセス道路の整備を検討します。

②まちの骨格となる幹線道路の整備

国道・県道の右折帯設置、歩道設置、道路拡幅などを関係機関に働きかけ、県道広木折原線の未整備区間の早期整備を県に要望します。

幹線町道については、町道1級2号線、同1級5号線、同1級8号線、同1級7号線、同2級10号線、同2級14号線など、未改良部分の改良や歩道の整備を推進します。

③広域道路の整備

本庄地域定住自立圏で策定する広域道路網整備計画に基づき、市町間を結ぶ交通インフラの整備を図ります。

④集落内道路の整備

集落内道路については優先順位の客観性及び、透明性を確保した基準を定め計画的な整備を目指します。地権者の協力を得ながら、集落内道路の整備を図り、簡易舗装事業を推進し、集落内道路の改良を進めます。

⑤橋梁の整備

橋梁の長寿命化修繕計画に基づき、計画的な維持管理を進め、橋の安全を確保します。橋長が2m以上の橋については、橋梁点検を計画的に進めます。

関連する取り組み

施策	主な取り組み
寄居パーキングスマートインターチェンジへのアクセス道路の整備	寄居PAスマートインターチェンジ関連事業

3. 公園・緑地の充実

①公園・広場の充実

地域バランスに配慮しながら、子育て世代から高齢者までの多くの世代で利用できる公園や広場の整備を進めます。災害時の防災拠点として、総合公園を活用します。

②公園遊具の安全確保

専門家による公園遊具の安全点検を定期的に行います。

関連する取り組み

施策	主な取り組み
公園・広場の充実	総合公園管理事業、公園・児童遊園の充実
公園遊具の安全確保	公園遊具等保守点検、公園遊具等日常点検

成果指標

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	方向性	目標値 (平成 32 年度)
タクシー券登録者数	508人	、 ▼	550人
長大橋梁の点検実施率 (橋長15m以上の橋梁)	100%(29橋)	- ►	100%(30橋)
公園遊具の安全対策実施率	100%	- ►	100%

関連する個別計画

- ・ 橋梁長寿命化修繕計画

4. まちの魅力を発信し、 情報を集約できる基盤づくり

町の現状と課題

現状

情報通信網の整備や情報通信技術の発展により、パソコンやスマートフォンなどを利用したインターネットや電子メールなどが気軽に利用できるようになりました。町内でも、光通信網の整備完了に伴い、すべての地域で高速インターネット回線の利用が可能になり、また回線の高速化に併せ、町でも公共施設間の通信の高度化などを行い、行政事務の分野でも通信基盤の整備を進めています。

平成27年1月よりクラウド方式による埼玉県町村共同化システムの運用が開始したことにより、情報システムの地盤強化ならびに安全性の確保が図れました。

課題

国は目指すべき姿を、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」使えるユビキタスなネットワーク社会を、セキュリティ確保やプライバシー保護などに十分留意しつつ実現し、世界最高のインフラ整備、潜在的な活用能力、技術環境等を有する最先端の情報通信技術国家であり続けることとしています。

本町においても業務の効率化においても情報化を進め、ITの高度利用による業務の簡素化と効率化を図る必要があります。また近年は、情報漏えいやウィルスの感染などのリスクに備える必要があることから、情報セキュリティ対策を強化する必要があります。

また、コンピュータウイルスなどによる個人情報漏えいの被害などが懸念される状況にあり、住民へのセキュリティ対策の周知が重要な課題となっています。本町では、高度化されたネットワークを利用し、住民の視点と費用対効果の視点に立った「電子自治体」を構築していくとともに、情報通信技術に対応できる人材の育成が必要となっています。また広域市町村が一体となった情報通信ネットワークを構築し、少ない費用でより大きな効果を生み出すための取り組みも必要です。

まちの情報発信の視点では、町民からもPR・情報発信の強化を求める声が多数上がっており、観光情報だけでなく本町の日常に触れることができる情報発信を行うことで、町外へのPRならびに来訪者、交流人口や活動人口の増加につながると考えられます。

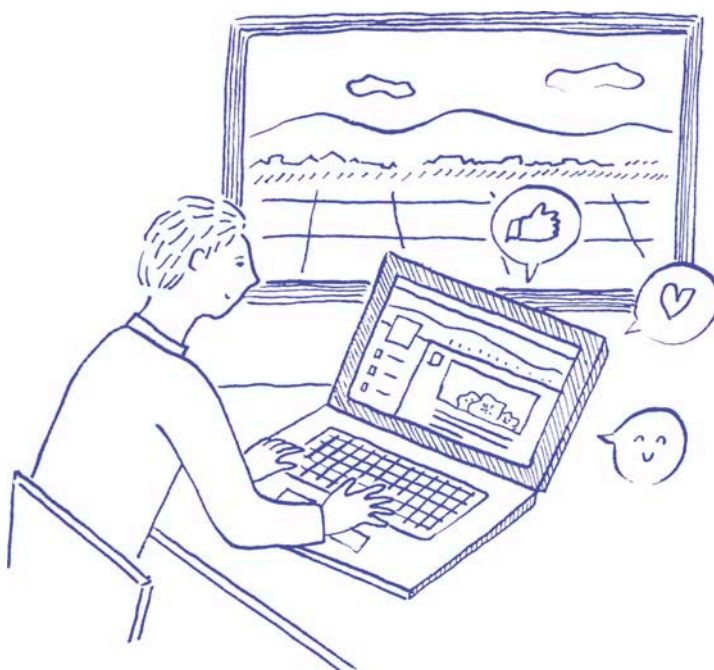
将来像（10年後の目指す姿）

- ・ インターネットを活用した行政サービスが充実しているまち
- ・ 情報の保護や保全のためのセキュリティ対策が強化され、安心して利用できるまち
- ・ まちの「暮らし」の方法を町内外に発信し、様々な人に情報を届けられるまち

基本方針

- ・ インターネットを利用した申請などが行える「電子自治体」の構築や、クラウドコンピューティング^{※1}の利用に向けて必要な情報基盤整備をより一層推進します。
- ・ 住民をネットワーク犯罪から守るための啓発活動や情報セキュリティ対策の充実を図るとともに、保有データの安全確保に努めていくなど、便利で安全な情報通信環境を推進します。

※1 クラウドコンピューティング…従来は手元のコンピュータで管理利用していたデータなどを、インターネットなどのネットワークを通じてサービスの形で必要に応じて利用する方式です。



施策

1. 情報通信システムの強化・充実

①地域情報化の推進

行政サービスにおいては、質的向上を図り、情報セキュリティの強化を図るとともに情報基盤を活用した行政サービスの整備を行います。

また、庁内の電子化と行政サービスの情報通信化を進め、効率的な事務処理体制を確立し、クラウドコンピューティングの導入に向けた調査・研究を行います。

住民への支援として情報機器を日常的に利用する若者と情報機器を利用しない高齢者などとの格差の是正策を検討、防災・医療・教育分野においては情報通信技術の活用を推進し、地域課題に対応できる情報システムの構築に努めます。

さらに、今後成長が見込まれる情報関連企業の誘致を促進するため、必要な情報通信基盤の整備を推進します。

②情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティ対策をさらに強化するため、情報セキュリティ実施手順の対策と内部監査を行います。

関連する取り組み

施策	主な取り組み
地域情報化の推進	電子申請・届出サービス、行政情報メール
情報セキュリティ対策の推進	美里町情報セキュリティポリシー※2

※2 情報セキュリティポリシー…組織内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策等を包括的に集めた文書です。

2. まちの魅力発信の強化

①まちの暮らしの情報発信の強化

観光や文化的資源だけでなく、美里町の「暮らし」に着目し、その魅力を発信する情報媒体をアナログ・デジタル問わず作成します。特に生活に関する情報や子育て支援、空き家や住宅支援などの美里町の「暮らし」の情報発信を強化することに努め、転入希望者や町外在住の町出身者へ情報を届けることを目指します。

関連する取り組み

施策	主な取り組み
まちの暮らしの情報発信の強化	暮らしの魅力発信媒体の作成、町出身者への望郷心アップ事業

成果指標

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	方向性	目標値 (平成 32 年度)
町ホームページの年間アクセス数	60,000 件	、 ▼	80,000 件
各種電子申請等利用可能件数	5 件	、 ▼	10 件
情報セキュリティ事故の件数	0 件	- ►	0 件
行政情報メール登録者数	387 件	、 ▼	1,000 件
情報発信媒体の作成	ホームページ (町・観光協会 各1)	、 ▼	新規媒体1 及び既存媒体リニューアル

第2編 基本計画

第5章 生活環境



第5章 生活環境

今後も「美しい里」であり続けるために、緑に恵まれた豊かな自然環境や田園景観の保全を図りつつ、町で暮らしたいという希望を叶える住環境の整備を進め、次世代に暮らしやすい生活環境を残すための取り組みを行います。

また、各地区の交流拠点・活動の推進により地域コミュニティの活性化を図り、身の回りの危険を少なくする安全対策や防犯・防災強化に努めます。快適な生活環境が形成され、安心して安全に暮らせるまちづくりを推進します

施策体系

第5章 生活環境

- 1. 美しい里の恵まれた自然環境・景観の保全・維持
- 2. 暮らしやすい住環境整備
- 3. 交流拠点の整備・活動支援
- 4. 暮らしの基盤となる自然環境づくり
- 5. 互いに見守れる「もしも」の時のネットワークづくり
- 6. 安全で安心して移動できる交通環境

1. 美しい里の恵まれた 自然環境・景観の保全・維持

町の現状と課題

現状

本町は、南部山間丘陵の森林や里山、そこから流れ出る中小河川、北部の水田地帯など、豊かな自然の恵みをうけて、美しい景観を形成しています。

また、自然災害は比較的少なく、住民アンケート調査でも、「自然環境の良さ」と「災害の心配のなさ」が、住み続けたい理由として、回答者の半数近くから挙げられ高く評価されています。

里山は、生態系の基盤や美しい景観形成に寄与しており、住民生活にやすらぎを与える大きな財産となっています。

課題

田園の景観が損なわれないよう、集団農地の適正な管理使用を継続していくとともに、水路や河川等の水辺環境を維持していく必要があります。

また、手入れが行われず林業の衰退に伴い荒廃してしまった里山を再生・保全し、景観を維持していくため、継続的な森林管理が必要となっています。

将来像（10年後の目指す姿）

- ・ 豊かな景観資源の保全や再生に取り組み、自然との共生を実感できるまち
- ・ 地域住民と一体となって農地、森林、里山及び河川等の管理に取り組み、住みよい環境を享受できるまち

基本方針

- ・ 農地・森林等の適切な管理を行い、自然環境や景観の維持・保全に配慮したまちづくりを推進します。また、農地の有効活用を図るとともに田園風景の保全に努め、人々にやすらぎと憩いを与える緑の環境づくりを推進します。

施策

1. 自然環境・景観の保全

①森林機能の保全

森林の水源かん養機能^{※1}をはじめ、土砂災害防止や保健休養機能^{※2}など、森林の多面的機能を保全します。

②里山の保全

荒廃山林の解消や豊かな自然環境を保全するため、定期的に地域住民等による下刈りができる手法を模索し、里山の維持・保全を行い、美しい景観の維持に取り組みます。

③集团的農地の保全

美しい田園景観を保全するため、集团的農地の維持に努めます。

関連する取り組み

施策	主な取り組み
森林機能の保全・里山の保全	里山・平地林再生事業、円良田地区の環境保全・活用
集团的農地の保全	多面的機能支払交付金事業、中山間地域等直接支払交付金事業、集落営農組織育成事業

※1 水源かん養機能…森林の土壌が降水を貯留することにより、河川へ流れ込む水の量を一定にし、洪水や渇水を緩和する機能です。

※2 保健休養機能…森林の利用者に精神的・肉体的安らぎや楽しみを与える機能です。

成果指標

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	方向性	目標値 (平成 32 年度)
多面的機能事業実施面積	42.6 ha	▲	780 ha

2. 暮らしやすい住環境整備

町の現状と課題

現状

[住宅・住環境の整備]

本町では、これまで自然環境と調和した住環境形成のため、「美里町農業振興地域整備計画」などに基づき、無秩序な宅地の形成を抑制してきました。

人口は緩やかな減少が続いています。周辺市町と比較すると、特に20～44歳までの人口比率が著しく低くなっています。ヒアリング調査やワークショップでは、町内に住みたいが住宅を建てられる土地が少ないという声や空き家の情報を提供してほしい等の声が若者から多く聞かれました。

[上水道の整備]

本町の水道事業は昭和40年に給水を開始し、現在では計画給水人口13,750人、計画一日給水量8,500m³で、給水区域は町全域となっています。

また、水源については、4つの自己水源と、県営水道から日量3,000m³の受水によりまかなわれています。

[下水道の整備]

本町の生活排水処理施設の整備は、町が認可を受けて行っている公共下水道施設と農業集落排水処理施設があります。そのほか個人等が設置する浄化槽でも生活排水の処理が行われています。

農業集落排水処理施設整備事業は、現在までに十条、小栗、広木、沼上、円良田、駒衣、南部中央の7地区すべてが供用開始となり、整備事業が完了しています。また公共下水道事業については、平成16年度に町の北部地区(小茂田地区、北阿那志地区の一部、下児玉地区)が認可を受け、整備を進めており、平成25年度より一部供用開始しています。

町の現状と課題

課題

[住宅・住環境の整備]

将来の町の発展のためには、農地等を保全しつつ、開発を誘導する土地利用を推進することが必要です。また、集落内における道路や排水路など、住宅開発の受け皿となるインフラ整備も進める必要があります。

人口減少や少子高齢化が進む中、地域の活力を維持するには子育て世代や若者の定住促進を図る必要があります。町内外の方が美里町で暮らしたいという希望を実現できる整備・環境づくりと、情報発信が求められます。

また、近年各集落での空き家が増加し、まちの防犯・安全面において問題になりつつあります。空き家状況を把握し、適切な処理と賃貸可能な物件の情報提供も必要です。

利用関係別着工新設住宅の推移

(単位：戸)

年度	総計	利用関係別			
		持ち家	借家	給与住宅	分譲住宅
平成 22 年	45	37	8	0	0
23 年	81	52	26	0	3
24 年	62	36	24	0	2
25 年	71	45	26	0	0
26 年	74	54	18	0	2

資料：埼玉県統計年鑑

建築確認申請受理件数の推移

(単位：件)

年度	総数	専用住宅	併用住宅	長屋住宅	店舗	工場	物置倉庫	車庫	老人ホーム等	その他 (変更申請等含む)
平成 22 年	88	53	0	4	1	1	3	3	2	21
23 年	67	35	1	0	0	1	7	1	0	22
24 年	65	43	0	6	0	3	4	0	4	5
25 年	113	69	1	2	1	3	6	1	2	28
26 年	110	51	0	0	3	7	15	0	0	34

資料：建設水道課

[上水道の整備]

施設の更新・管網整備等については、老朽化に伴って相当な費用が必要となることから、計画的な更新・補修等を行っていくとともに、経営については、水道料金の適正化を含めた経営の健全化と効率化を進める必要があります。

水道の普及率

年度	給水戸数 (戸)	給水人口 (人)	地域内 総人口 (人)	普及率 (%)
平成 22 年	4,118	11,662	11,709	99.60
23 年	4,169	11,688	11,735	99.60
24 年	4,202	11,648	11,695	99.60
25 年	4,255	11,559	11,606	99.60
26 年	4,288	11,486	11,533	99.60

資料：建設水道課

用途別水使用量の推移

年度	家庭用 (m ³)	工業その他 (m ³)	合計 (m ³)	1日1人当たり 平均 (ℓ)	1日最大 配水量 (m ³)	1日平均 給水量 (m ³)
平成 22 年	1,136,848	805,465	1,942,313	456.27	7,942	5,321
23 年	1,117,904	770,318	1,888,222	442.59	7,572	5,173
24 年	1,100,045	740,103	1,840,148	432.86	6,998	5,042
25 年	1,088,713	691,865	1,780,578	422.01	6,882	4,878
26 年	1,064,535	694,674	1,759,209	419.64	6,765	4,820

資料：建設水道課

[下水道の整備]

今後は農業集落排水処理事業、公共下水道事業については供用開始地区の供用率の向上を図るとともに、老朽化した施設の改修や処理区の統合を行っていくなど、経済状況や財政状況を踏まえ、最良な事業展開を図る必要があります。

また、浄化槽整備区域においては、浄化槽補助事業の積極的な利用を促し、合併処理浄化槽への転換を計画的に行っていく必要があります。

農業集落排水処理事業の実施状況

地区名	供用年度	計画人口（人）	計画面積（ha）	供用率（％）
十 条	平成 7 年	770	18.0	87.9
小 栗	平成 7 年	310	17.0	90.3
広 木	平成 9 年	1,000	37.0	83.9
沼 上	平成 10 年	1,360	25.0	66.8
円 良 田	平成 10 年	270	6.0	71.7
駒 衣	平成 16 年	2,950	73.0	70.8
南部中央	平成 23 年	2,390	106.0	48.4
供用開始区域内の供用率（％）				69.5

資料：建設水道課(平成 2 8 年 1 月 1 日現在)

将来像（10年後の目指す姿）

- ・ 子育て世代が住みたい、住み続けたい住環境が充実したまち
- ・ 空き家が減り、移住者や町出身者が町内に定住しているまち
- ・ 安心して暮らすための上下水道整備がなされ、施設の維持、経営の健全化に取り組むまち
- ・ 農業集落排水処理施設について、老朽化した施設の改修や処理区の統合が図られているまち

基本方針

- ・ 豊かな自然環境を活かした、良好な居住環境の形成を図り、良質な住宅・宅地の供給を促進します。
- ・ 空き家や空き地を活用し、若者がU・Iターンしたくなる住環境づくりと、情報発信に取り組みます。
- ・ 安全で安定した水の供給に向けて老朽施設の更新や整備、水源の確保を図るとともに、経営の健全化と効率化を推進します。また、住民に対して節水意識の啓発を行います。
- ・ 快適で清潔な日常生活の確保、河川・水路の水質保全に向け、生活排水処理計画に基づき今後も効率的な農業集落排水事業と公共下水道事業を推進するとともに、地域の実情に応じて合併処理浄化槽も含めた汚水処理の普及を促進します。



施策

1. 住宅・住環境の整備

① 宅地の計画的整備

計画的な土地利用推進のため、農業振興地域整備計画の見直しや都市計画制度の導入を検討します。民間活力を活用した宅地の整備を促進し、最低敷地面積規制などによるゆとりある居住空間を確保します。

② 宅地の供給

集落内在農用地の宅地への転用を進めます。民間活力の導入を図りつつ、家庭菜園などもできるゆとりある居住空間を有し、豊かな自然環境が生活に潤いをもたらす宅地開発を促進します。美里町に住みたい人へ情報提供を行う「空き家バンク」の設置を検討します。

③ 身近な生活インフラの整備

集落内における排水路の整備を計画的に進めます。集落内で道路改良が困難な道路については、簡易舗装を実施し、生活環境の改善を図ります。

④ 若者の定住促進

若者や子育て世代に対して、美里町の暮らしや宅地情報を発信し、定住の促進を図ります。周辺地域に進出する企業における従業員の定住を促進します。

また、転入希望者への「美里町定住促進奨励金」などの利用を促し、住宅支援を強化します。

関連する取り組み

施策	主な取り組み
宅地の計画的整備	住宅地創出の支援
宅地の供給	美里町木造住宅耐震診断補助金、美里町木造住宅耐震改修補助金
若者の定住促進	美里町定住促進奨励金、住宅改修金補助金 3世代の同居・隣居・近居の支援

2. 上水道の整備・保全

①水道の整備

老朽管の布設替えや基幹管路（導水管、送水管、配水本管）の耐震化、配水管網の整備など、水道施設の計画的な整備・維持修繕を進めます。安定的に水源を確保するため、既設水源の維持や県営水道からの受水量の確保に努めます。

公共下水など他の工事との一体施工の実施や設計の工夫を行い、工事の低コスト化を進めるとともに、建設残土や再生砕石・アスファルト合材など、リサイクル材料を使用し、環境に配慮した工事に努めます。

また、中長期的な収支見通しに沿って適切な料金算定を行い、経営の健全化を図ります。

②節水意識の高揚

「水は限られた資源」という意識の高揚を図るため、広報紙やパンフレットなどによる啓発活動に努めます。

3. 下水道の整備・保全

①農業集落排水処理事業

供用開始区域における未接続世帯への接続を推進し、供用率の向上を図り、施設の効率的な運営と計画的な維持管理により経営の健全化を目指します。施設の老朽化対策や処理区の統合などにより効率的な経営を目指します。

②公共下水道事業

供用開始区域における未接続世帯への接続を推進し、供用率の向上を図ります。経済状況や財政状況を踏まえ最良な事業展開を図ります。

③合併処理浄化槽

浄化槽補助事業を活用し合併処理浄化槽への転換を計画的に行います。

関連する取り組み

施策	主な取り組み
農業集落排水処理事業	機能診断事業、機能強化事業、再編整備計画策定事業
公共下水道事業	美里町における公共下水道事業
合併処理浄化槽	美里町浄化槽設置整備事業

成果指標

成果指標	現状値 (平成 26 年度末)	方向性	目標値 (平成 32 年度末)
定住促進奨励金交付制度申請者	-	、 ▼	50 件
住宅改修等の支援件数	19 件	、 ▼	20 件
リノベーション件数	-		述べ 10 件
上水道有収率 ^{※1}	84.5%	、 ▼	90.0%
農業集落排水供用率	69.0%	、 ▼	75.0%
公共下水道供用率 ^{※2}	10.5%	、 ▼	20.0%
汚水処理人口普及率	74.2%	、 ▼	85.0%

※1 有収率…有収水量(有収水量は主に料金徴収の対象となる水量)を給水量で除した率です。

※2 汚水処理人口普及率…下水道、農業集落排水施設等を利用できる人口に合併浄化槽を利用している人口を加えた値を、総人口で除して算定した率です。

関連する個別計画

- ・ 美里町生活排水処理基本計画
- ・ 利根川右岸流域関連美里公共下水道全体計画
- ・ 美里町土地利用方針

3. 交流拠点の整備・活動支援

町の現状と課題

現状

本町は、農村だからこそある地域の絆や近所付き合いがまだ残るまちです。アンケートやワークショップでも、住民同士の交流や、近隣の人間関係の良さがまちの魅力として上がっています。

集落では老人会や子ども会、PTAなど、各世代の交流の機会がありますが、定期的な多世代間が交流できる場、また若者が集える機会は少ないと言えます。

課題

少子高齢化や核家族化に伴い、地域でのつながりの希薄化が懸念されます。各地区に対する細やかな地域支援や、住民が互いの不安や悩みを解決する地域コミュニティの活動支援が求められます。今後も地域での交流、つながりを維持・発展させ、地域全体がひとつの家族のような交流、コミュニティづくりが必要です。

将来像（10年後の目指す姿）

- ・ 暮らしを楽しむ人のつながりと優しさのあるまち
- ・ 若者が町内で憩い、出会えるまち
- ・ 住民同士が支え合える共助の関係があるまち

基本方針

- ・ 町内で若者が集まれ、語り合い、出会える機会の創出を図ります。
- ・ 交流拠点や未利用施設を活用し、多世代の地域での交流を促進し、住民同士のつながりがある安心できるまちづくりに取り組みます。

施策

1. 地域での交流づくり

①小さな交流拠点づくり

旧村単位で、地域住民が気軽に集え、交流を軸とした様々な活動ができる小さな交流拠点の整備を検討します。交流拠点は既存施設のほか、空き家等も含めて検討し、運営を地域住民が行うなど、町民と協力しての設置に取り組みます。

交流拠点では暮らしの不安や悩みを話せるサロンや、欲しいものと不要なもののマッチングを行う物物交換所などの活動を行います。

②若者が憩い、出会える場・機会の創出

若者が町内で集まり、出会える機会を継続的に生み出します。機会の企画・運営も町民主体で行えるよう支援します。

また、若者が自己実現と新たな仕事づくりに挑戦できる支援を行います。

関連する取り組み

施策	主な取り組み
小さな交流拠点づくり	空き家の活用、小さな交流拠点づくり、地域コミュニティの活動支援
若者が憩い、出会える場・機会の創出	若者イベントの開催、結婚相談サポート

成果指標

成果指標	現状値 (平成 26 年度末)	方向性	目標値 (平成 32 年度末)
旧村単位での拠点	—	、 ▼	1 箇所
地域コミュニティ活動件数	—	、 ▼	4 件
若者イベントの開催	1 回	、 ▼	1 回／年
婚活イベントの開催	1 回	、 ▼	1 回／年

関連する個別計画

- ・ 美里町地域再生計画

4. 暮らしの基盤となる自然環境づくり

町の現状と課題

現状

地球規模での地球温暖化や、ダイオキシン、PM_{2.5}など、環境問題は多様化しています。本町では、水質や大気汚染等への公害問題に対して定期的な観測を続け、監視体制を強めています。

町のごみ処理については、児玉郡市広域市町村圏組合の処理施設で処理を行っています。年々リサイクル意識の高まりによって資源ごみの分別も進んでいますが、依然として不法投棄が各地で発生しています。

畜犬については、犬の飼い主に対する苦情や野犬・放し飼い犬による被害が問題となっています。

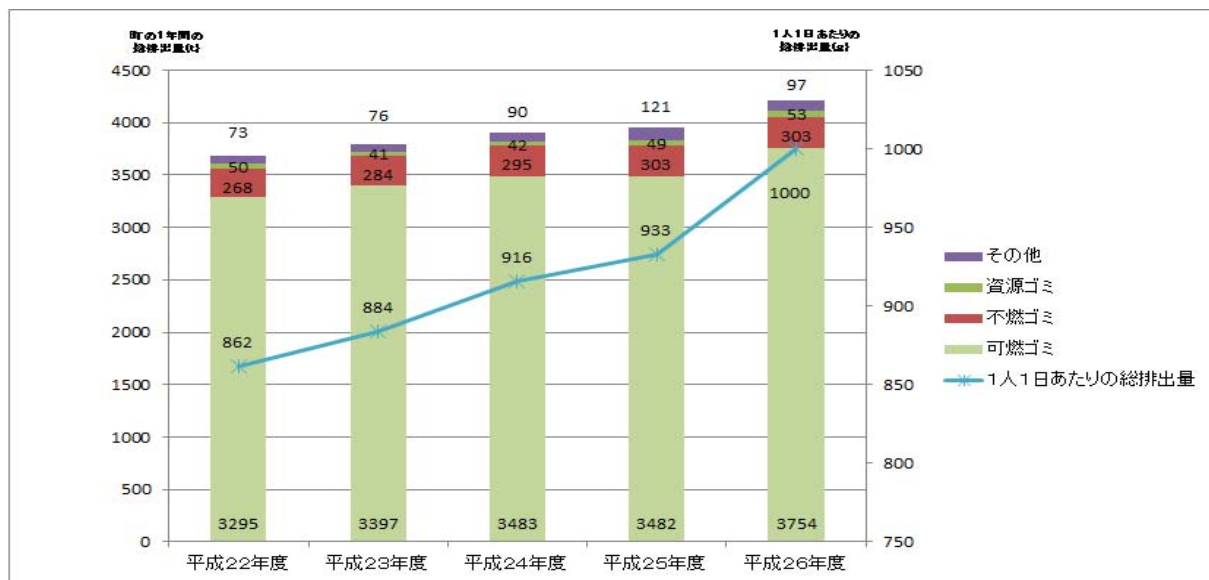
課題

地球温暖化や公害等の環境問題に対応するため、行政と住民が一体となった取り組みが求められています。

水質汚濁や大気汚染など公害を未然に防ぐための監視・観測は今後も継続していく必要があります。また、持続可能な循環型社会を目指すためにも、ごみ問題に対してはより一層のリサイクルを進め、さらなる減量化を進めていくことが必要です。また、後を絶たない不法投棄を防止するため、監視体制の強化も求められています。

野犬については迅速な捕獲を行うとともに、犬の飼い主に対する狂犬病予防注射の徹底や糞尿処理など飼育マナーの周知活動を行っていくことが必要です。

ごみ処理状況



資料：建設水道課

将来像（10年後の目指す姿）

- ・ 時勢に合わせた生活環境と住環境の調和を目指した、クリーンで健康的に暮らせるまち

基本方針

- ・ 住民の健康を守り、良好な生活環境を維持するため、公害の未然防止を図り、地域環境の保全に努めます。
- ・ ごみについては、減量化を進めるとともに、再資源化につながるリサイクル活動を奨励します。また、不法投棄の防止にも努めます。
- ・ 公共施設等では省エネルギーを推進するなど、住民・企業・行政が一体となって環境問題に取り組めます。

施策

1. 環境衛生の推進

①環境の保全活動の推進

不法投棄監視員等の活動を強化し、不法投棄の防止に努めます。クリーン美里の実施や美化運動を住民の協力のもと取り組み、美しい里の環境づくりを進めます。

②環境問題への取り組み

「環境基本計画」に基づき、環境問題への取り組みを強化します。

また、「温暖化防止実行計画」を策定し、本町自らが排出する温室効果ガスを削減します。グリーン購入^{※1}を導入し、環境負荷の低減を図ります。エコライフの推進、二酸化炭素排出削減などに対する住民の環境保全意識の高揚を図ります。

③公害の未然防止

水質の定期的な検査やダイオキシン類の測定を行うなど、監視体制の強化に努めます。工場等については、環境保全協定等に基づき、必要に応じ立入検査を実施します。

④ごみ処理体制の充実

ごみの安定的な処理を進めるため、児玉郡市広域市町村圏組合が所有する処理施設や最終処分場の適切な維持管理に協力します。

⑤リサイクルの推進とごみの減量対策

リサイクルの推進や生ごみの水切りや堆肥化など、地域住民と連携したごみの減量化対策と再利用を推進します。

⑥畜犬への衛生管理の促進

野犬の捕獲を進めるとともに、犬の登録及び狂犬病予防接種の周知徹底を図ります。

関連する取り組み

施策	主な取り組み
環境の保全活動の推進	不法投棄監視員等による不法投棄防止体制の強化、クリーン美里等の清掃美化活動
公害の未然防止	水質、ダイオキシン等の環境検査
リサイクルの推進とごみの減量対策	リサイクル活動やごみの減量化対策への補助金の交付 (生ごみ処理容器購入費補助金事業、リサイクル活動推進奨励補助金事業)
畜犬への衛生管理の促進	狂犬病予防集合注射の実施

※1 グリーン購入…製品を購入する際に環境を考慮し、必要性を考え環境への負荷が少ないものを選んで購入することです。

成果指標

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	方向性	目標値 (平成 32 年度)
1人1日あたりのごみ総排出量	1,000 g	▶	900 g

関連する個別計画

- ・ 環境基本計画

5. 互いに見守れる 「もしも」の時のネットワークづくり

町の現状と課題

現状

【防災対策の充実】

近年、地球温暖化の影響と思われる異常気象が続き、台風や大雨による水害等、自然災害が全国で発生しています。美里町は自然災害が比較的少なく、住民アンケート調査でも、災害からの安全性は高く評価されていますが、町内には数箇所の土砂災害警戒区域があり、大雨時における土砂災害が懸念されています。また、埼玉県が策定した「地震被害想定調査報告書」では、深谷断層による地震が発生した場合、本町においても大きな被害が予想されています。

こうした災害に備えて、本町では非常時の通信手段確保のため防災行政無線を整備し、現在屋外の拡声受信装置と屋内の個別受信機を設置しています。

地域の防災活動の軸となる常備消防としては、児玉郡市広域消防が組織され、非常備消防として町が組織する消防団とともに地域の防災活動にあたっています。本町では耐震性の防火水槽や消火栓の整備を進めるとともに、災害時における非常用電源の確保、非常用備蓄物資の整備、防災マップやハザードマップの作成・配布も行っています。

また、万一の災害時における「災害時協力協定」を県内市町村、民間企業・団体等と締結しています。

【防犯対策の充実】

近年、幼児・児童・生徒が悲惨な犯罪の被害者となる事件が全国的に発生しています。

また、振り込め詐欺やパソコン、携帯電話への架空請求など、新たな消費トラブルも社会問題になっています。本町では、こうした犯罪を未然に防ぐ対策として、防犯推進委員や関係機関による防犯活動や防犯パトロール、電光掲示板、防災防犯情報メールを活用した防犯情報の提供や注意喚起、防災行政無線による広報を行っています。

町の現状と課題

課題

[防災対策の充実]

地域の防災力の充実強化を図るためには、地域住民自らが防災意識を高め、お互いに協力し合うことが重要であるため、自主防災組織を中心とした防災活動の促進する必要があります。今後は、さらなる防災意識の啓発や災害時を想定した避難訓練など、地域での防災体制の強化に取り組むとともに、土砂災害警戒区域等における避難体制の強化や住宅の耐震対策等を早急に進めることが必要です。

また、防災行政無線は、緊急時に大変有効な情報伝達手段であることから、運用体制をより強固にする必要があります。

[防犯対策の充実]

犯罪から子どもたちを守ることはもとより、住民が被害に遭わないためにも、住民の防犯意識を高め安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。今後も、警察や関係機関との連携を図りながら、地域で治安の維持等に努めていくことが必要です。

将来像（10年後の目指す姿）

- ・ 地域を主体とした防災活動が実施され、デジタル化による防災行政無線が運用されているまち
- ・ 犯罪情報が迅速かつ的確に提供され、地域全体で被害にあわないよう意識が高まっているまち
- ・ 防犯活動を通して町民一人ひとりが防犯意識を持ち、防犯対策が行われているまち

基本方針

- ・ 住民の生命財産を守り、安全な生活を確保するため、災害の未然防止と被害の軽減に努めるとともに、災害に強い社会資本整備を進めます。
- ・ 家庭・地域・警察・防犯協会との連携を強化し、防犯体制の充実を図るとともに、住民への防犯意識の啓発と地域住民による自主防犯の活動を促進します。

施策

1. 防災対策の充実

①災害への備え

台風や局地的な集中豪雨に対応するため、水路等の排水機能の強化を図ります。

また、災害時における無停電防犯灯の設置などを検討します。土砂災害警戒区域等においては、地域と連携した避難体制を確立します。また、住宅の耐震改修等の必要性を住民に啓発するとともに、災害時を想定した非常食・飲料水等の備蓄品の確保を図ります。

②地域防災体制の強化

防災行政の基本となる地域防災計画及び各種防災マニュアルを適宜見直します。

消防団の装備充実を図るとともに、耐震性防火水槽や消火栓などの設置ならびに設備の更新を計画的に進められるよう支援します。

住民レベルでも災害に迅速に対応できるよう、地域を主体とした防災訓練を実施し、防災意識の高揚と地域内の連携を図り、避難行動要支援者制度の充実を図ります。

災害時の情報手段として防災行政無線等を活用し、災害情報の早期伝達、迅速な避難情報伝達により、被害の軽減化を図ります。防災情報の伝達強固を目的としたデジタル無線化整備を計画し、改修を順次行っていきます。

③広域防災体制の強化

児玉郡市広域市町村圏組合と協力し、広域消防体制の強化に努めます。災害時における協力協定に基づき、県内市町村、民間企業・団体等との連携体制の強化を図ります。

④武力攻撃事態への対応

美里町国民保護計画に基づき、住民の避難・救援について迅速かつ的確に対応します。

関連する取り組み

施策	主な取り組み
災害への備え	地域防災計画見直し業務（仮称）、自主防災組織資機材等整備事業、災害時協力井戸事業、街路灯のLED化の促進
地域防災体制の強化	防災行政無線デジタル化整備（仮称）、消防団協力事業所表示制度、自主防災組織防災訓練（仮称）、防災訓練（町の災害対策本部と地区住民の避難訓練、図上訓練）

2. 防犯対策の充実

①防犯体制の整備

警察署や関係団体などとの連携を強化し、防犯体制の充実を図ります。

また、様々な機会を通して住民一人ひとりの防犯意識の高揚を図り、高齢者や児童生徒をはじめ、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりに努めます。

多様化する犯罪を未然に防ぐため、警察官OBや地域ボランティアによる防犯活動を実施します。

また、登下校児童生徒の安全を確保するため、通学路へ防犯灯の設置などを行います。

②防犯意識の高揚

防災無線、電光掲示板、行政情報メールを使った防犯啓発や広報紙への記事掲載などを行い、犯罪に対する住民の意識高揚を図ります。また、防犯知識の向上のため、防犯教育などを行います。

③消費生活保護

埼玉県や近隣市町と連携し、消費生活相談体制の充実を図ります。

この中で、自立した消費者の育成に向けて、啓発活動や消費生活相談などの充実を図ります。

関連する取り組み

施策	主な取り組み
防犯体制の整備	防犯パトロール、公共施設への防犯カメラの設置及び民間施設への普及促進、地域安全大会への参加
防犯意識の高揚	電光掲示板管理運営
消費生活保護	消費者被害防止啓発品配布事業

成果指標

成果指標	現状値 (平成 26 年度末)	方向性	目標値 (平成 32 年度末)
備蓄食料	7, 9 2 8 食	、 ▼	8, 7 5 0 食
防災訓練の実施	1 回／年	、 ▼	2 回／年
犯罪率（認知件数）の低減	1,000 人当たり 4.89%	、 ▲	減少

関連する個別計画

[防災対策の充実]

- ・ 美里町地域防災計画
- ・ 美里町避難行動要支援者避難支援プラン
- ・ 美里町自主防災組織「防災訓練」実施マニュアル
- ・ 美里町業務継続計画
- ・ 美里町国民保護計画

[防犯対策の充実]

- ・ 防犯パトロール講習会
- ・ 地域安全大会への参加

6. 安全で安心して移動できる交通環境

町の現状と課題

現状

平成27年の本町における人口1,000人あたりの交通事故発生件数は、県内ワースト2位と非常に高く、特に交差点内での事故の割合が高くなっています。また、近年では交通事故における高齢者の割合が増加しています。

課題

子どもたちや高齢者を中心とした交通安全教室や交通事故防止のための街頭キャンペーンの開催、カーブミラーや街路灯の設置や修繕など、今後も交通事故を減らすための取り組みを積極的に進める必要があります。

交通事故発生状況の推移

年	人身事故 件数（件）	死者（人）	傷者（人）
平成22年	84	0	110
23年	86	0	109
24年	79	1	100
25年	70	0	89
26年	62	0	91
27年	69	0	102

資料：建設水道課

将来像（10年後の目指す姿）

- ・ 事故を未然に防ぎ、安心して移動できるまち

基本方針

- ・ 交通事故多発箇所における安全対策としてハード整備を着実に進めます。
また、運転者への交通ルール・マナーの啓発を進めます。

施策

1. 交通安全対策の充実

①交通安全施設の整備

カーブミラー、区画線、街路照明灯などの交通安全施設の充実に努めます。事故の多い交差点など、危険箇所へ注意看板等の設置を行います。

また、歩行者や自転車の安全を確保するため、歩道の設置を計画的に進めます。

一方で、県道への歩道設置を県に、信号機の設置を警察に要望します。

②交通安全教育の充実

町民に対し交通安全教室や講習会などを実施し、交通安全に対する正しい知識を広めます。

③交通安全意識の高揚・啓発

警察署・交通安全団体などとともに、交通安全のPR活動や街頭指導などを実施し、交通マナーの向上や交通安全意識の高揚に努めます。

関連する取り組み

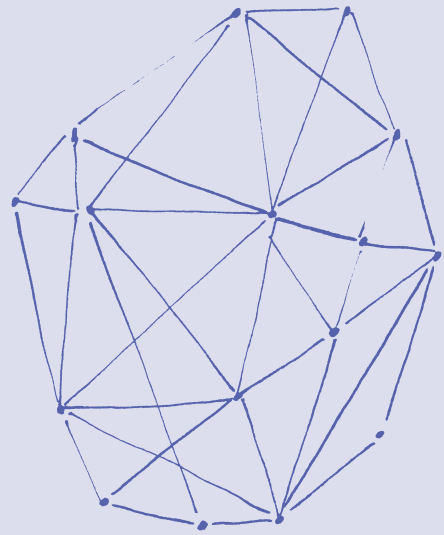
施策	主な取り組み
交通安全教育の充実	交通安全運動事業
交通安全意識の高揚・啓発	交通安全対策工事業

成果指標

成果指標	現状値 (平成 27 年)	方向性	目標値 (平成 32 年)
人口 1,000 人あたりの人身交通事故発生件数	5.95 件	- ▲	5.00 件

第2編 基本計画

第6章 行政



第6章 行政

住民の町政に対する期待に応えるために、少子高齢化、高度情報化などの流れや、価値観の多様化など社会環境の変化を的確に捉え、創意と工夫を凝らすとともに、住民の参画と協働によって行政の推進を図っています。

また、施策の展開にあたっては、健全財政を維持し、限られた財源の中で緊急性、必要性、効率性の観点から中長期的な財政運営に努めます。

このため、行政組織や機構について、再点検及び適正な職員定数の管理を行い、新たな行政需要に的確に対応できる弾力性に富んだ行政運営を推進していきます。

施策体系

第6章 行政

- - ・ 1. 行財政の見直しと健全化の推進
- - ・ 2. 住民が楽しくまちづくりに参加できる仕組みづくり
- - ・ 3. 広域行政の推進と国・県との連携

1. 行財政の見直しと健全化の推進

町の現状と課題

現状

長引く景気の低迷による企業収益の悪化や個人所得の減少などにより、歳入の根幹をなす町税収入は増加が見込めず、地方交付税や国庫補助金などについても大幅な伸びは期待できません。

一方で少子高齢化の進展により医療費の増加など扶助費等の義務的経費は増加の一途をたどっており、町の財政は更に厳しい状況が続くものと予想されます。

そのような中、本町では簡素で効率的な行政システムを確立するため行政改革大綱を策定し、事務事業の見直しや職員の定員管理、給与の適正化などを行っています。

課題

厳しい財政状況の中、新たな行政課題と多様化する住民ニーズに 대응していくためには、柔軟かつ機能的な組織の編成など体制の充実を図るとともに、新しい時代を切り開く職員の育成や意識改革、広域的な共同処理・事業の民間委託などを幅広く進めることが求められています。

事業コストの縮減や自主財源の確保による財政基盤の強化を図るため、事務事業の見直しや新たな財源の開拓を行う必要があります。

事務事業の見直しに当たっては、費用対効果を検討しつつ経費の節減・効率化、老朽化する公共施設等の適切な維持管理を行う必要があります。

今後は町の特性にあった独自の施策を行うとともに、中長期的な視点に立った健全な財政運営に努めるとともに、住民に信頼される行政経営を行うことが必要です。

財政規模実績(普通会計)

年度	歳出総額 (千円)	人 口 (人)	人口1人当たり 歳出総額 (円/人)
平成 22 年	5,577,420	11,746	474,836
23 年	4,807,391	11,629	413,397
24 年	4,380,943	11,635	376,531
25 年	4,962,571	11,695	424,333
26 年	4,711,802	11,606	405,980

資料：総合政策課(各年 4 月 1 日現在)

財政指数の推移

年度	経 常 収支比率 (%)	実 質 赤字比率 (%)	連結実質 赤字比率 (%)	実績公債費比率 (3 力年平均 (%))	将 来 負担比率 (%)	財政力 指数 (3 力年平均)
平成 22 年	85.1	赤字額なし	赤字額なし	6.3	43.5	0.85
23 年	76.9	赤字額なし	赤字額なし	5.9	50.5	0.81
24 年	82.6	赤字額なし	赤字額なし	6.0	57.0	0.81
25 年	79.9	赤字額なし	赤字額なし	5.8	73.9	0.76
26 年	84.5	赤字額なし	赤字額なし	5.5	84.3	0.75

資料：総合政策課

決算状況（普通会計歳入）

（単位：千円）

区分		年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
自主財源	町税		2,078,608	2,182,529	1,896,372	1,827,199	1,801,095
	分担金及び負担金		58,359	56,111	57,794	55,127	54,620
	使用料及び手数料		10,695	10,394	11,835	11,499	11,591
	財産収入		19,092	20,648	12,230	17,564	7,571
	寄附金		11,658	11,545	2,827	3,170	2,283
	繰入金		272,242	223,891	232,574	573,491	418,310
	繰越金		780,735	519,272	671,479	445,964	447,394
	諸収入		41,469	42,902	45,523	41,528	50,890
依存財源	地方譲与税		95,150	93,097	86,885	82,660	78,974
	利子割交付金		3,372	2,636	2,288	2,048	1,815
	配当割交付金		1,815	2,051	2,301	4,330	8,264
	株式等譲渡所得割交付金		613	505	663	7,108	5,071
	地方消費税交付金		112,403	107,961	105,897	104,995	125,087
	ゴルフ場利用税交付金		77,485	70,324	73,322	71,444	63,408
	自動車取得税交付金		36,672	21,339	37,710	32,698	15,371
	地方特例交付金		26,613	24,909	6,226	5,622	5,563
	地方交付税		456,455	698,981	611,434	791,086	745,714
	交通安全対策特別交付金		4,461	4,471	4,487	4,231	3,644
	国庫支出金		979,419	558,203	403,760	438,823	539,011
	県支出金		271,376	336,301	248,300	300,978	435,811
	町債		758,000	490,800	313,000	588,40	376,900
歳入合計			6,096,692	5,478,870	4,826,907	5,409,965	5,198,387

資料：総合政策課

決算状況（普通会計性質別歳出）

（単位：千円）

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人件費	780,357	793,406	746,996	746,992	739,288
物件費	503,414	572,923	453,591	486,166	493,550
維持補修費	88,140	66,289	38,450	71,658	48,742
扶助費	643,849	673,724	679,168	698,292	752,322
補助費等	752,556	739,796	718,911	1,460,886	964,927
投資的経費	1,707,028	829,050	609,857	363,005	556,806
公債費	223,787	223,925	234,618	242,666	274,637
その他	878,289	908,278	899,352	892,906	881,530
歳出合計	5,577,420	4,807,391	4,380,943	4,962,571	4,711,802

資料：総合政策課

将来像（10年後の目指す姿）

- ・ 長期展望に基づいた計画的な財産運営（中長期財政計画の充実、明確化）、大型事業と起債の計画的実施（世代間の負担の公平性に配慮した起債活用）、経常的経費（公債費、物件費、人件費、補助金など）が適正なまち

基本方針

- ・ 新しい時代を切り拓く職員を育成し、事務処理の電子化など多様化する住民ニーズに迅速・的確に対応していくための高度な事務処理体制づくりを推進します。
- ・ 経常的経費の節減や事務事業の見直しを行うとともに、限られた財源の中でコストパフォーマンスを最大限に高められるよう、中長期的な財政の健全化を目指します。併せて透明性の高い財政運営を進めます。

施策

1. 行財政の運営の効率化・高度化の推進

①事務の共同処理と委託

行政改革大綱・集中改革プランに基づき、事業の再編・統廃合、民間委託などの合理化を行います。職員の適正な定員管理を行い、機動的かつ弾力的な行政組織の体制づくりに努めます。

②新しい時代を切り拓く職員の育成

行政課題に迅速・的確に対応できる政策形成能力の高い職員を養成するため、各種研修に参加させ、職員の資質の向上に努めるとともに、職員の給与制度・水準の適正化を図ります。

③窓口サービスの向上

窓口サービスでは、職員が笑顔でさわやかに挨拶を行い、迅速かつ的確な事務処理に努めます。住民にとって利用しやすく親しみのある役場づくりを行います。

施策に関連する取り組み

施策	主な取り組み
新しい時代を切り拓く職員の育成	各種研修への参加、人事評価制度の導入
窓口サービスの向上	窓口サービス向上委員会、窓口業務延長

2. 財政の健全運営の推進

①自主財源の確保

企業の積極的な誘致や、町税収納率の向上、財産の貸付やふるさと納税など、新たな収入を開拓し財源の確保に努めます。

クレジットカードによる納税など新たな収納方法を検討し、徴収率の向上と税収入の安定確保に努めます。

サービス提供コストなどを検証し、各種料金などについて受益者負担の適正化を図ります。また、未利用財産の活用方法を検討します。

②歳出の削減

事務事業を再点検し、効率化等を行うことにより、行政コストの縮減に努めます。

また、公共施設等について、更新コストの低減を図るため、総合的かつ計画的な管理に努めます。

経常経費の節減、補助金の見直しなど歳出構造を改善し、財政の健全化に努め、事業別予算の充実に努めます。また、事業ごとの費用に関する点検、評価を可能とすることで、職員のコスト意識の高揚を図ります。

施策に関連する取り組み

施策	主な取り組み
自主財源の確保	町税収納率の向上対策、企業誘致、広告収入の拡充 ふるさと納税寄附金制度の有効活用
歳出の削減	PDCA サイクルの確立、事業評価・見直し制度

成果指標

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	方向性	目標値 (平成 32 年度)
実質公債費比率	5.5%	- ▶	5.5%
将来負担比率	84.3%	、 ▼	55.0%
ふるさと納税寄附額	65万5千円	、 ▼	5,000万円

関連する個別計画

- ・ 公共施設等総合管理計画

2. 住民が楽しく まちづくりに参加できる仕組みづくり

町の現状と課題

現状

本町では、広報紙やホームページをはじめとした広報活動に加え、情報公開制度などにより、様々な町の情報を提供しています。

また、町長へのメール、町長との意見交換会、パブリックコメント制度など、様々な機会を捉えて住民の意見や考え方を町政に反映するよう努めています。

平成26年度に行われた地域再生計画の策定においては、町民参加型ワークショップを実施、視察や意見交換を重ね、町民主体の取り組みアイデアを考えました。町制施行30周年を記念したイベントを、ワークショップに参加した有志メンバーで企画、当日の運営を行いました。

課題

少子高齢化、情報化などの進展に伴い、行政に対する住民ニーズはますます多様化・高度化することが予想されることから、今後も住民の主体性を尊重しながら、開かれた行政と住民参加型のまちづくりをより一層推進する必要があります。

また、限られた財源の中で、必要な公共サービスの維持・向上させつつ、新たな課題やニーズに対応した施策に取り組むには、住民の参画・協働が求められます。

この中で、今後様々な分野のまちづくりを町民や民間事業者が行っていく素地づくりとして、まちの担い手の育成や、活動団体の支援が必要とされます。



将来像（10年後の目指す姿）

- ・ 見やすく・分かりやすく・親しみやすい開かれたまち
- ・ 行政と住民が協力し合い、協働でまちづくりを進めるまち
- ・ 住民が中心となったコミュニティがまちのいたるところで活動しているまち

基本方針

- ・ 町の行政や財政など情報公開を積極的に進め、住民の行政に対する関心を高めるとともに、地域住民の要望や意見把握に努めます。
- ・ 様々な住民ニーズへの迅速な対応と効率的な行政運営を図るため、地域住民や各種団体との連携を図りながら行政と住民が協力し合う協働のまちづくりを推進します。

施策

1. 開かれた行政づくり

① 広聴広報の推進

町長との懇談会や各種意識調査を実施し、直接対話の充実と住民意見の把握に努めます。町長への手紙や電子メールなど、広聴活動の充実を図ります。

また、広報紙やホームページなどを活用し、町内外へわかりやすい行政情報の発信を行います。広報活動に町のマスコットキャラクター「ミムリン」を積極的に活用し、町内外からの町政への注目度を高めるとともに、町民の町への愛着の心を育てます。

② 情報公開の推進

個人情報の適正な取扱いに配慮しつつ積極的な情報の公開に努めます。また、情報公開制度の利用促進に努めるとともに、個人情報保護条例に基づいた個人情報の適正な管理に努めます。

町の基本的な政策を定める計画や条例の素案を公表し住民から広く意見を求める、パブリックコメント制度の充実を図ります。

関連する取り組み

施策	主な取り組み
広報広聴の推進	広報発行事業
情報公開の推進	

2. 魅力あるまちの担い手づくり

①住民参画のまちづくり

住民参加による審議会・委員会等を開催し、創造的なまちづくりに取り組むほか、町の将来像や各種意見をまとめ、まちづくりの提言を行う仕組みを検討します。

協働によるまちづくりにおいては、地域の自治組織などと積極的な対話や連携した事業の推進、行政区担当職員制度による町と行政区との協働を促進します。

様々な機会をとらえ、住民一人ひとりや各団体、企業がまちづくりに参画する意識を持てるよう周知します。まちづくりを担う人材の育成や、NPO法人やボランティア団体などまちづくり団体の支援を積極的に行い、自主的にまちづくりに関わる人材・団体の自立を目指します。

②コミュニティ活動の推進

あいさつ・ありがとう運動や地域の支え合い運動などの地域活動を促進します。住んで良かったと実感できるまちを住民と行政との協働で築くため、美里町民であることに誇りを持ち、共に美里に想いを寄せる記念日として「美里の日(仮称)」の制定を検討します。

行政区や老人クラブ・子ども会など、各種団体が行うコミュニティ活動を支援します。

関連する取り組み

施策	主な取り組み
住民参画のまちづくり	まちの担い手の人材育成、主体形成ワークショップ、まちづくり団体の設立・活動支援、若者を中心としたまちづくり事業の実施、自立化
コミュニティ活動の推進	催事事業(町民祭) コミュニティ協議会(郷土美化キャンペーン、花いっぱい運動、コミュニティまつり、ふれあい芸能まつり等)

成果指標

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	方向性	目標値 (平成 32 年度)
日曜開庁・平日時間延長利用者数	年間 2 2 7 件	、 ▼	年間 3 4 0 件
まちづくり事業に関わる町民の数	-		述べ 5 0 0 人 (5 年間)

3. 広域行政の推進と国・県との連携

町の現状と課題

現状

住民の生活は、道路交通網の充実や生活様式の多様化により、市町村の行政区域を越えより広域的なものとなっています。

住民ニーズの多様化や地方分権の進展に伴い、地方が主体的に取り組む行政課題が増加し、また業務の専門化や高度化も進んでいるため、市町村単独では対応が困難な事務事業も発生しています。本町では、消防、ごみ処理、し尿処理、斎場などの生活環境施策などの事務事業を児玉郡市の1市3町で広域的に行っています。

また、平成4年から姉妹都市提携を結んでいる戸田市とは、住民相互の交流が活発に行われております。

課題

事務事業の広域化については、社会情勢等を踏まえながら住民の意向等を的確に把握し、判断していくことが必要です。

今後は、平成22年7月に本庄市と締結した「本庄地域定住自立圏の形成に関する協定」による共生ビジョンに基づき、広域的な事務事業に取り組む必要があります。また北部地域及び児玉郡市内の交流や連携を進め、産業や観光戦略など地域経済活動のさらなる活性化を進める必要があります。

地域間交流については、様々な分野で交流が行われるよう、人材の育成や団体の支援に努める必要があります。

将来像（10年後の目指す姿）

- ・ 北部地域で連携して事業を行い地域全体で活性化を図るまち
- ・ 町政の枠を越えて広域で連携し、国や県に声を届けるまち
- ・ 姉妹都市との交流を促進し、市町民レベルで両市町の友好関係が築けるまち

基本方針

- ・ 行政の効率化を進めながら、郡内市町と連携し広域的な行政を推進します。また、事務の共同処理や共同利用などを積極的に推進します。
- ・ 住民の世代間・地区間交流を促すことにより、うるおいと活気のあるまちづくりを進めていきます

施策

1. 広域行政の推進・連携

①広域行政の推進

本庄市を中心とした都市機能をより拡充させ、それを周辺地域の住民が格差なく活用できるように、一定の圏域全体の活性化を図る「定住自立圏構想」を推進し、生活機能、ネットワーク、人材育成のより一層の強化を図ります。

周辺市町との連携を強化し、広域行政体制の再編・充実を図るとともに、事務の共同処理や施設の共同利用・政策連携を推進し、効果的・効率的な広域行政を展開します。児玉郡市広域市町村圏組合が実施している消防、ごみ処理、し尿処理、斎場、福祉施設などについては、より円滑な事業の推進を図ります。

消防団事務など広域的に取り組むべき事業や広域行政サービスを積極的に推進します。また、既存の一部事務組合の効率的な運営を促進するとともに、広域で取り組む必要がある課題についてはそれぞれ関係する自治体と連携して機動的に対応するほか、事務委託や事務の共同化の可能性を検討します。

②本庄国際リサーチパークとの連携

産・官・学における各種連携交流を深め、産業間・地域間の交流の推進を図ります。

③定住自立圏構想の推進

本庄市、神川町、上里町と連携して地域の活性化に取り組むように努めます。

2. 地域間交流・人材の育成

①姉妹都市の交流の促進

幅広い交流機会や連携の仕組みづくりを積極的に進め、集客・交流人口の拡大や新たな産業の創出、地域経済の活性化などに努めます。

文化・スポーツ・産業などにおける様々な団体の民間交流をさらに促進し、相互理解が深められるよう、各種団体への補助や事業支援を行います。

②地方創生事業の実施

町外への転出超過が拡大しており、また出生数の減少が、人口減少・少子高齢化の主原因であり、これらを打開するため、若年層の移住・定住を促進するための施策を広域連携にて実施します。

関連する取り組み

施策	主な取り組み
姉妹都市の交流の促進	美里町・戸田市姉妹都市交流推進事業
地方創生事業の実施	北部地域地方創生推進事業 (情報収集・発信事業、結婚支援事業、就職支援事業、空家活用事業)

成果指標

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	方向性	目標値 (平成 32 年度)
共同処理事務数	8 事務以上	、 ▼	10 事務
姉妹都市との交流事業に参加した住民の数 (延べ人数)	721 人	、 ▼	850 人
姉妹都市との交流事業に係るイベント数	14 事業	、 ▼	25 事業

関連する個別計画

- ・ 定住自立圏構想に基づく各種施策の実現化
- ・ 定住自立圏構想
- ・ 本庄地方拠点都市地域整備推進協議会
- ・ 美里町地域再生計画
- ・ 北部地域地方創生推進協議会

資料編

資料編

美里町指定文化財一覧表

No.	文化財の名称	指定年	指定	種別	所在地	概要
1	水殿瓦窯跡	昭和6	国	史跡	沼上	鎌倉時代の瓦窯跡
2	猪俣の百八燈	昭和62	国	重要無形民俗文化財	猪俣	お盆の民俗行事
3	十条条里遺跡	昭和26	県	史跡	南十条	条里制の区割り
4	陽嶽元照和尚画像	昭和30	県	絵画	広木	陽嶽元照和尚の肖像画
5	駒衣の伊勢音頭	昭和30	県	民俗文化財	駒衣	毎年7月に稲荷神社で行われる
6	さらし井	昭和36	県	旧跡	広木	万葉集に詠われた場所
7	万葉遺跡 伝大伴部真足女遺跡	昭和36	県	旧跡	広木	奈良時代の館跡
8	伝猪俣小平六の墓	昭和38	県	旧跡	猪俣	猪俣党頭猪俣小平六範綱の五輪塔
9	長坂聖天塚古墳	昭和50	県	史跡	関	5世紀初頭に造られた径50mの円墳
10	長坂聖天塚古墳出土品	昭和51	県	考古資料	木部	銅鏡2面、石製模造品等
11	太刀 銘「守家」	昭和29	県	工芸品	甘粕	備前島田派初代刀工、守家作の太刀
12	義民兵内の墓	昭和29	町	歴史資料	関	20万人が決起した百姓一揆の中心人物の墓
13	関の獅子舞	昭和29	町	民俗文化財	関	毎年10月に児玉神社で行われる
14	川輪の神楽	昭和29	町	民俗文化財	関	毎年4月に浅間神社、10月に児玉神社で行われる
15	阿弥陀如来像	昭和29	町	彫刻	広木	平安時代末期の特徴を持つ
16	安光寺の梵鐘	昭和29	町	工芸品	古郡	江戸中期の鑄造
17	毘沙門山御野立場	昭和29	町	史跡	駒衣	大正天皇の御野立場
18	正観寺の天井絵	昭和37	町	絵画	白石	福島柳園作花鳥龍図
19	新井の木斛	昭和37	町	天然記念物	阿那志	樹齢700~800年
20	正円寺の鰐口	昭和37	町	工芸品	猪俣	天正年間(1573~92)の作
21	光勝寺白衣観音	昭和41	町	彫刻	阿那志	宝龜5年(774)の記念名あり
22	時鳴鐘	昭和41	町	工芸品	沼上	江戸初期の時計
23	戦国時代の乗鞍	昭和42	町	工芸品	猪俣	中島周防守永直の愛用品
24	制札	昭和48	町	古文書	広木	正徳元年の定
25	水帖	昭和48	町	古文書	古郡	寛永元年の畝歩を記す
26	仏画蔓陀羅	昭和48	町	絵画	関	長勝院の仏画
27	三舟の書	昭和48	町	書跡	北十条	勝海舟、山岡鉄舟、高橋泥舟の作品
28	寺戸の榎	昭和55	町	天然記念物	広木	樹齢約700年
29	脇差 銘武州住長高作	昭和56	町	工芸品	北十条	美里町住人の刀匠
30	大太刀みかの丸	昭和57	町	工芸品	広木	貳か神社奉納品
31	應安の板碑	昭和59	町	歴史資料	白石	應安6年銘の板碑
32	広木大町古墳群	昭和59	町	考古資料	広木	6世紀から7世紀後半の古墳群
33	広木屋台	昭和59	町	工芸品	広木	明治29年に完成した山車
34	書割	昭和60	町	絵画	広木	芝居に使用する花鳥図
35	柳園作山水図三点	平成7	町	絵画	白石	美里町生まれの文人画家
36	白石久保2号墳 馬形埴輪	平成13	町	考古資料	美里町	左右で異なる馬装の馬形埴輪
37	猪俣南2号墳 人物埴輪	平成13	町	考古資料	美里町	頭部に壺を載せる女子像の人物埴輪
38	那賀郡十四箇村申合一札之事	平成15	町	古文書	広木	江戸時代中期の申し合わせ一札
39	武蔵國那賀郡猪俣村検地小栗組御水帳	平成15	町	古文書	猪俣	元禄10年の検地帳
40	広木万場の道祖神焼き	平成18	町 県選択	無形民俗文化財 無形民俗文化財	広木	小正月の火祭り行事
41	兵内くどき	平成25	町	無形民俗文化財	関	兵内の百回忌の際に、作られたくどき
42	秋蚕の碑	平成28	町	歴史資料	木部	秋蚕を広めた深沢氏を顕彰する碑

資料：生涯学習課

障害者関係福祉施設の立地状況

名称	種別	経営主体	所在地	定員	開設年
グリーンヒル美里	障害者支援施設	(福)友愛会	関	身体・知的 50	平成 8 年
みさと	障害者支援施設	(福)美里会	小茂田	知的 100	昭和 48 年
みさとの森	障害者支援施設	(福)美里会	白石	知的 55	昭和 54 年
コスモスハイツ	グループホーム	(福)美里会	小茂田	知的 10	平成 5 年
希ホーム	グループホーム	(福)美里会	小茂田	知的 3	平成 12 年
アルンハウス	グループホーム	(福)美里会	小茂田	知的 2	平成 12 年
小茂田ホーム	グループホーム	(福)美里会	小茂田	知的 2	平成 12 年
歩む会美里ホーム	グループホーム	(福)歩む会福祉会	北十条	知的 9	平成 10 年
グループホーム 松ぼっくり	グループホーム	(特非)松ぼっくりの会	関	身体・知的・精神 7	平成 17 年
ケアホーム カナリア	グループホーム	(特非)ケアホーム カナリア	小茂田	身体・知的・精神 7	平成 18 年
コスモスの里	障害福祉 サービス事業所	(福)美里会	小茂田	精神 27	平成元年
ワークケア 松ぼっくり	障害福祉 サービス事業所	(特非)松ぼっくりの会	阿那志	身体・知的 10	平成 8 年
ヘルパーステーション 「けいあい」	障害福祉 サービス事業所	(福)美里会	小茂田	—	平成 18 年
障害者就業・生活支援センター こだま	障害者就労支援 事業所	(福)美里会	小茂田	—	平成 16 年
障害者生活支援センター みさと	精神障害者生活 支援センター	(福)美里会	小茂田	—	平成 10 年

資料：住民福祉健康課

老人福祉施設の立地状況

	種別	経営主体	所在地	定員	開設年
美里敬愛ホーム	特別養護老人ホーム	(福) 美里会	小茂田	80	昭和 63 年
特別養護老人ホーム ももよの丘	特別養護老人ホーム	(福) 希望の里	白石	80	平成 4 年
ももよの丘 デイサービスセンター	デイサービス	(福) 希望の里	白石	35	平成 5 年
デイサービスセンター 「けいあい」	デイサービス	(福) 美里会	小茂田	25	平成 12 年
デイサービスセンター チューリップ	デイサービス	(有) スマイルサービス	阿那志	20	平成 17 年
デイサービスセンター どリーむ沼上	デイサービス	(株) どリーむ	沼上	30	平成 18 年
デイサービスセンター うさぎ	デイサービス	(有) エノキビル	阿那志	10	平成 21 年
シルバーホームむさし	デイサービス	むさしサービス(株)	小茂田	30	平成 23 年
デイサービスセンター どリーむ北十条	デイサービス	(株) どリーむ	北十条	50	平成 25 年
デイサービスセンター コピーヌ	デイサービス	(株) 日本社会事業開発研究所	沼上	25	平成 27 年
グループホーム かしの木苑	グループホーム	(株) 日本社会事業開発研究所	猪俣	9	平成 12 年
グループホーム なごみの家	グループホーム	(福) 希望の里	猪俣	9	平成 12 年
グループホーム 陽だまりの庄	グループホーム	(福) 希望の里	猪俣	9	平成 13 年
グループホーム いこいの郷	グループホーム	(福) 希望の里	白石	9	平成 14 年
グループホーム つどいの杜	グループホーム	(株) 希望	白石	18	平成 16 年

資料：住民福祉健康課

第5次 美里町総合振興計画

平成28年4月 発行

発行 | 埼玉県美里町

編集 | 総合政策課

〒367-0194

埼玉県児玉郡美里町大字木部323番地1

TEL: 0495-76-1111 (代表) FAX: 0495-76-0909

URL: <http://www.town.saitama-misato.lg.jp/>

